

世界遺産一覧表への記載推薦に係る

富士山

包括的保存管理計画 (本冊)

2012年1月

文化庁、環境省、林野庁

山梨県・静岡県

富士吉田市・身延町・西桂町・忍野村・山中湖村・鳴沢村・富士河口湖町
静岡市・沼津市・三島市・富士宮市・富士市・御殿場市・
裾野市・清水町・長泉町・小山町

富士山包括的保存管理計画（本冊）

目 次

第1章 包括的保存管理計画策定の目的・経緯、計画の構成・構造等	1
1. 計画策定の目的	
2. 計画策定の経緯	
3. 計画の構成・構造	
4. 個々の行政計画等との連携	
5. 計画の実施	
第2章 顕著な普遍的価値及び構成資産	5
1. 顕著な普遍的価値の総合的所見(摘要)	
2. 評価基準	
3. 構成資産	
(1) 構成資産の一覧	
(2) 『信仰の対象』及び『芸術の源泉』の2つの側面に基づく構成資産の区分	
(3) 構成資産の範囲の設定	
(4) 各構成資産の概要	
(5) 構成資産及び構成要素、それらに含まれる要素の総括表	
第3章 資産及びその周辺環境の現状・課題	28
1. 資産及び周辺環境に共通する現状・課題	
(1) 開発・都市基盤施設の整備	
(2) 環境変化	
(3) 自然災害	
(4) 来訪者及び観光	
(5) その他	
2. 『信仰の対象』の側面に基づく「登拝・巡礼の場」の現状・課題	
3. 『芸術の源泉』の側面に基づく「展望地点・展望景観」の現状・課題	
第4章 基本方針	38
1. 顕著な普遍的価値の保存管理	
2. 周辺環境との一体的な保全	
3. 経過観察の実施	
4. 整備・公開・活用の促進	
5. 体制の整備・運営	
6. 行動計画の策定・実施	
第5章 顕著な普遍的価値の保存管理	39
1. 方向性	

- (1) 2つの側面に基づく顕著な普遍的価値の保存管理の実施
 - (2) 保存管理の方法の明示
 - (3) 保存管理の方法の実施に係る法令等の遵守
2. 方法
- (1) 資産全体
 - (2) 登拝・巡礼の場
 - (3) 展望地点・展望景観
 - (4) その他
3. 法令等による保存管理
- (1) 「登拝・巡礼の場」としての保存管理のために運用・実施すべき法令・計画
 - (2) 「展望地点・展望景観」としての保存管理のために運用・実施すべき法令・計画

第6章 周辺環境との一体的な保全 51

1. 方向性
- (1) 地区区分に基づく周辺環境の保全
 - (2) 緩衝地帯
 - (3) 保全管理区域
2. 方法
- (1) 緩衝地帯
 - (2) 保全管理区域

第7章 経過観察の実施 68

1. 方向性
- (1) 影響要因・観察指標・周期、観察記録主体の特定
 - (2) 負の影響を予防・除去するための対策の立案・実施
2. 方法
- (1) 「資産及び周辺環境の保護」に関する観察指標
 - (2) 「各構成資産及び構成要素の保護」に関する観察指標
 - (3) 「顕著な普遍的価値の伝達」に関する観察指標

第8章 整備・公開・活用の促進 72

1. 方向性
- (1) 構成資産間の関連性を考慮した顕著な普遍的価値に係る総合的な伝達
 - (2) 国内外からの観光客の受け入れ態勢の整備
2. 方法
- (1) 富士山の総合学術調査の充実
 - (2) 適切な公開・活用施設の設置
 - (3) 地域住民等への普及活動
 - (4) 国内外からの観光客への対応

1. 方向性
2. 方法
 - (1) 包括的保存管理体制における各組織の機能
 - (2) 各構成員の役割
 - (3) 地域住民等との連携、住民参加の推進

1. 方向性
 - (1) 経過観察の実施
 - (2) 各構成資産・構成要素及び展望景観の修復・整備
 - (3) 資産の公開・活用の推進
2. 方法
 - (1) 開発・都市基盤施設の整備による影響への対応
 - (2) 環境変化への対応
 - (3) 自然災害への対応
 - (4) 来訪者及び観光による影響への対応
 - (5) 各構成資産・構成要素及び展望景観の修復・整備
 - (6) 公開・活用
3. 行動計画の総括表

第1章 包括的保存管理計画策定の目的・経緯、計画の構成・構造等

本章においては、包括的保存管理計画(以下、「計画」という。)の冒頭として、計画策定の目的・経緯、計画の構成・構造、個々の行政計画等との連携、計画の実施時期についてまとめる。

1. 計画策定の目的

世界遺産一覧表への記載を推薦する「富士山」(以下「資産」という。)は、富士山信仰の対象となった富士山域をはじめ、山麓に所在する浅間神社の境内・社殿群、御師住宅、霊地・巡礼地である風穴¹・溶岩樹型²・湖沼・湧水地・滝、顕著な普遍的意義を持つ芸術作品の源泉となった展望地点及びそこから展望景観の範囲により構成される。これらの複数の部分から成る資産を一体として保存し、その顕著な普遍的価値を次世代へと継承するためには、その全体を包括的に保存管理するための基本方針・方法等を定めることが必要である。そのため、資産のみならず、その周辺環境を対象として、本計画を策定する。

2. 計画策定の経緯

本計画は、文化庁、環境省、林野庁、山梨県・静岡県、富士吉田市・身延町・西桂町・忍野村・山中湖村・鳴沢村・富士河口湖町・静岡市・沼津市・三島市・富士宮市・富士市・御殿場市・裾野市・清水町・長泉町・小山町が、地元関係者等の意見の集約を行いつつ、学識経験者から成る山梨県学術委員会、静岡県学術委員会、二県学術委員会及び各委員会の下に設置された山梨県保存管理計画策定協力者会議、静岡県保存管理計画協力者部会、包括的保存管理計画検討部会による審議を経て、2012年1月に策定された。

3. 計画の構成・構造

本計画は図1に示すような構成・構造を持ち、各章の内容については以下に示すとおりである。

第1章では、計画策定の目的・経緯、計画の構成・構造等について述べる。

第2章では、資産の顕著な普遍的価値及び評価基準について述べるとともに、それらを『信仰の対象』及び『芸術の源泉』の両側面から再整理を行う。また、顕著な普遍的価値に対する構成資産及び構成要素の位置付け、それらの概要についてまとめる。

第3章では、資産及びその周辺環境の現状について把握し、解決すべき課題の整理を行う。

第4章では、第2章及び第3章を踏まえ、本計画の6つの基本方針を定める。

第5章では、第4章において基本方針の第1に掲げた「顕著な普遍的価値の保存管理」を確実に行うために、『信仰の対象』の側面に基づく「登拝・巡礼の場」及び『芸術の源泉』の側面に基づく「展望地点・展望景観」の2つの観点から、保存管理の方向性を明示する。さらに、これらの2つの側面・観点に基づき構成資産及び構成要素を区分し、個々の構成資産の保存管理の方法を明示するとともに、第3章で整理した課題を解決するための施策についても明示する。同時に、資産の保存管理の方法・施策を実施する上で適正な運用・実施が必要とされる法令及び各種計画について整理を行う。

¹ 風穴; 風穴は、一般的に空気循環を伴う洞穴を指す。特に、富士山における風穴は溶岩を成因とし、溶岩の表面のみが固化した後、内部の溶岩が流出することによって形成されたもの、溶岩流内部にガスがたまり空洞ができることによって形成されたものなどがある。風穴については、構成資産23の記述を参照されたい。

² 溶岩樹型; 溶岩樹型は、溶岩が流れ下る際に樹木を取り込んで固化し、燃え尽きた樹幹の跡が空洞として遺存した洞穴である。溶岩樹型については、構成資産21・22の記述を参照されたい。

第6章では、基本方針の第2に掲げた「周辺環境との一体的な保全」に基づき、資産の周辺環境を「緩衝地帯」及び「保全管理区域」に区分し、各々の地区における保全の方法及び施策について明示する。また、保全の方法・施策を実施する上で適正な運用・実施が必要とされる法令・制度及び各種計画について整理する。

第7章では、基本方針の第3に掲げた「経過観察の実施」のために、経過観察の指標を特定するとともに、実施の周期・主体等を明示する。

第8章では、基本方針の第4に掲げた「整備・公開・活用の促進」を図る上での方向性及び具体的な施策について示す。

第9章では、本計画を円滑に実施する観点から、基本方針の第5に掲げた「体制の整備・運営」の在り方について示す。

第10章では、本計画の結びとして、将来にわたって実施すべき具体的な「行動計画」について明示する。

本計画は、上記の10章から成る「包括的保存管理計画」(本冊)を中心として、資産の保護の根拠となる文化財保護法、自然公園法、国有林野の管理経営に関する法律との緊密な関係の下に定められた個別の計画の概要をまとめた「包括的保存管理計画」(分冊1)及び資産の周辺環境の保全の根拠となる法令・制度等の許可等の基準を示した「包括的保存管理計画」(分冊2)によって構成される。

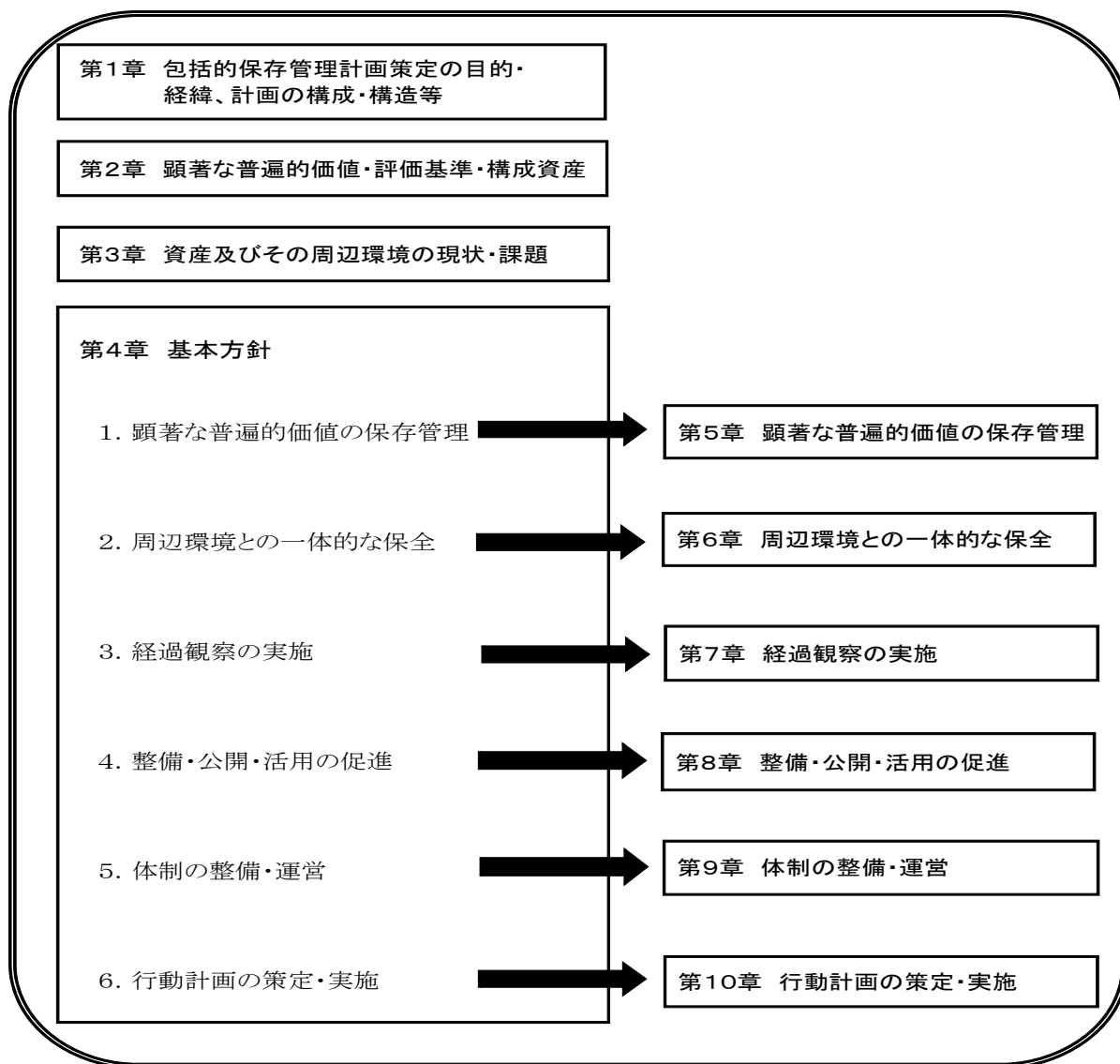


図1 包括的保存管理計画の構造

4. 個々の行政計画等との連携

本計画の策定に当たっては、資産の顕著な普遍的価値の保存管理の根拠となる文化財保護法、自然公園法、国有林野の管理経営に関する法律、それらと緊密な関係の下に定められた個別の計画を中心として、資産の周辺環境の保全の根拠となる法令又は各種制度等との整合性をも十分考慮することとした。

本計画と各法令・制度等との関係については、図2に示すとおりである。また、文化財保護法、自然公園法、国有林野の管理経営に関する法律との緊密な関係の下に定められた個別の計画の名称一覧については、表1に示すとおりである。また、個別の計画の概要については、本書の分冊1として取りまとめた。

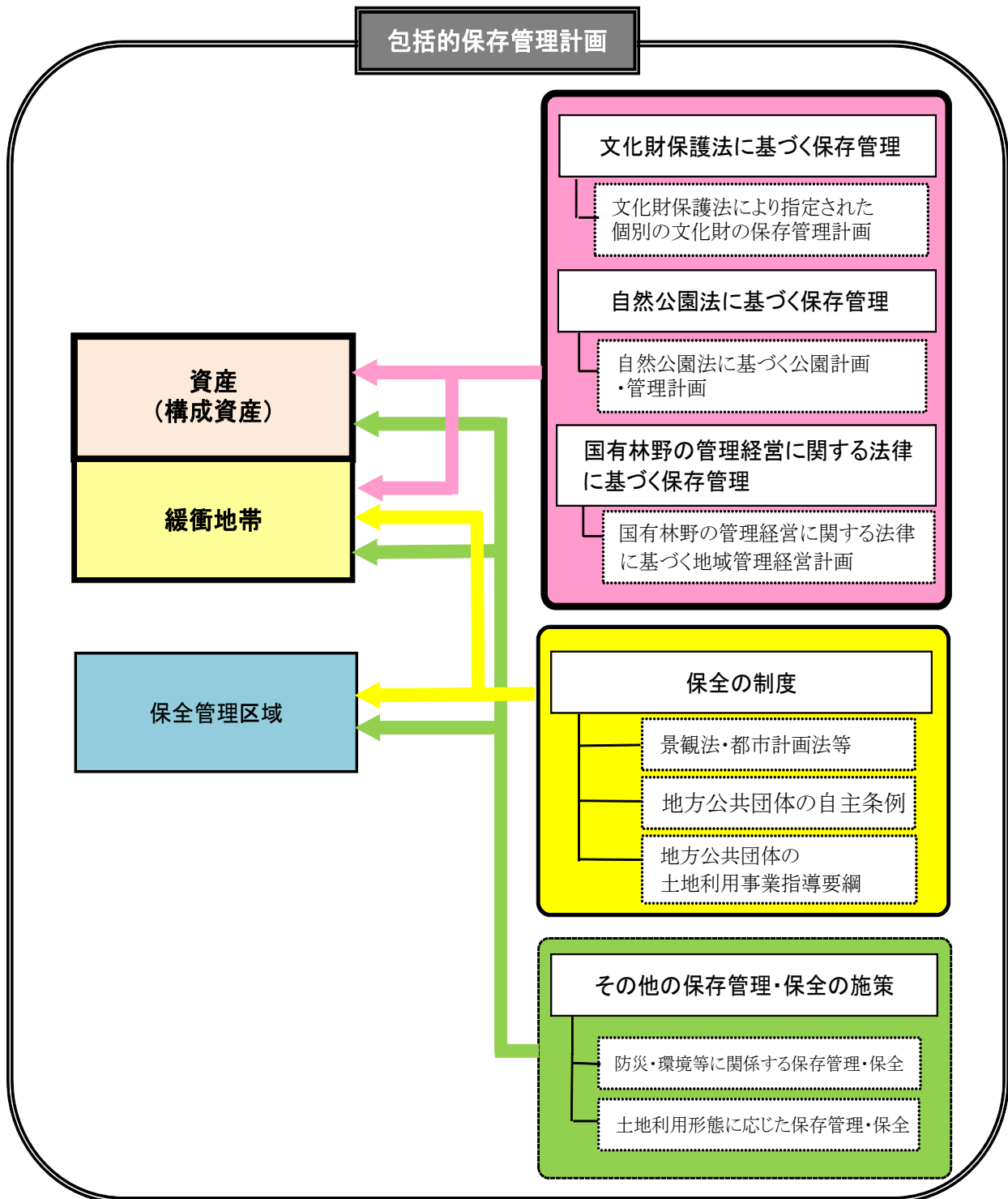


図2 包括的保存管理計画と法令・制度等との関係

表1 文化財保護法、自然公園法、国有林野の管理経営に関する法律に関連する計画

計画名称	策定主体	策定年等
① 文化財保護法関係		
特別名勝富士山保存管理計画	山梨県	2006年3月改訂
特別名勝富士山保存管理計画	静岡県	2006年10月策定
史跡富士山保存管理計画	山梨県	2012年1月策定
史跡富士山保存管理計画	静岡県	2012年1月策定
重要文化財北口本宮富士浅間神社保存活用計画	富士吉田市	2010年3月策定
特別天然記念物湧玉池保存管理計画	静岡県	2009年3月策定
重要文化財富士御室浅間神社本殿保存活用計画	富士河口湖町	2010年3月策定
名勝富士五湖(河口湖、西湖、精進湖)保存管理計画	富士河口湖町	2012年1月策定
名勝富士五湖(本栖湖)保存管理計画	山梨県	2012年1月策定
重要文化財小佐野家住宅保存活用計画・重要文化財旧外川家住宅保存活用計画	富士吉田市	2012年1月改訂
名勝富士五湖(山中湖)保存管理計画	山中湖村	2012年1月策定
天然記念物忍野八海保存管理計画	忍野村	2011年3月策定
富士河口湖町内国天然記念物溶岩洞穴等保存管理・整備活用計画	富士河口湖町	2010年3月策定
天然記念物吉田胎内樹型保存管理計画	富士吉田市	2010年3月策定
名勝及び天然記念物白糸ノ滝第二次保存管理計画	富士宮市	2010年3月改訂
名勝三保松原保存管理計画	静岡市	2011年3月改訂
② 自然公園法関係		
富士箱根伊豆国立公園(富士山地域)公園計画	環境省	2006年3月改訂
富士箱根伊豆国立公園富士山地域管理計画	環境省	2000年1月策定
③ 国有林野の管理経営に関する法律関係		
山梨東部森林計画区地域管理経営計画	林野庁	2009年4月策定
富士森林計画区地域管理経営計画	林野庁	2011年4月策定

5. 計画の実施

本計画は、2012年1月から適用する。

第2章 顕著な普遍的価値及び構成資産

本章においては、資産が持つ顕著な普遍的価値について整理し、構成資産及び構成要素の位置付け、概要についてまとめる。

第1節では、顕著な普遍的価値の総合的所見(摘要)について記述し、第2節では評価基準について述べる。第3節(1)において顕著な普遍的価値を表す構成資産及び構成要素の一覧を示し、(2)では評価基準の記述を踏まえ、構成資産及び構成要素を『信仰の対象』及び『芸術の源泉』の2つの側面から再整理する。(3)では、顕著な普遍的価値を表す構成資産及び構成要素の範囲の設定について示すこととする。また、(4)で、各構成資産及び構成要素の位置付け、概要について記述する。まとめとして、(5)節で、各構成資産及び構成要素、両者に含まれる要素を総括する。

1. 顕著な普遍的価値の総合的所見(摘要)

富士山が持つ顕著な普遍的価値の総合的所見(摘要)については、以下に示すとおりである。

富士山は、日本の最高峰(標高3,776m)を誇る独立成層火山であり、神聖で荘厳な形姿を持つことから、日本を代表し象徴する山岳として世界的に著名である。

富士山に対する信仰は、山域から山頂への登拝¹及び山麓の霊地への巡礼を通じて、富士山を居処とする神仏の霊力を獲得し、自らの擬死再生を求めるといった独特の性質を持つ。そのような信仰の思想及び儀礼・宗教活動の進展に伴い、火山である富士山への畏怖の念は自然との共生を重視する伝統を育み、さらにそれは、荘厳な形姿を持つ富士山を敬愛し、山麓の湧水などの恵みに感謝する伝統へと進化を遂げた。その伝統の本質は、時代を越えて今日の富士登山及び巡礼の形式・精神にも確実に継承された。

また、それらの伝統は富士山の数多の形姿を描いた葛飾北斎及び歌川広重の浮世絵の作品を生み出す母胎となり、顕著な普遍的意義を持つ富士山の図像の源泉となった。こうして、富士山は日本及び日本の文化の象徴として記号化された意味を持つようになった。

このように、富士山は、近代以前の山岳に対する信仰活動及び山岳への展望に基づく芸術活動を通じて、多くの人々に日本の神聖で荘厳な山岳の景観の類型の顕著な事例として認識されるようになり、その結果、世界的な「名山」としての地位を確立した。したがって、それは顕著な普遍的価値を持っている。

2. 評価基準

上記の顕著な普遍的価値は、独立成層火山という自然を基盤として、『信仰の対象』及び『芸術の源泉』の2つの側面から捉えることが可能であり、それを評価基準に基づき記述すると、以下のア～ウのように整理することができる。さらに、それらを模式的に図示すると、図3ようになる。また、3つの評価基準の相互の関係を構造的に示したものが図4である。

¹ 登拝; 浅間大神(14ページの脚注を参照されたい。)の居処とされた富士山の火口部を目指し、山麓の浅間神社境内から金剛杖を突いて一步一步登る行為を指す。頂上では、火口壁に沿って頂部を巡拝する「お鉢めぐり」(12ページの脚注を参照されたい。)を行うこととされていた。

ア. 評価基準 (iii) – 「富士山信仰」という山岳に対する固有の文化的伝統を表わす証拠

独特の形姿又は自然現象を持つ山岳を神仏の居処であると見なし、崇拝の対象として神聖視する考え方は、アジア地域に共通の山岳に対する信仰の形態である。その中でも富士山に対する信仰は、独立成層火山の荘厳な形姿を持ち、時に活発な火山活動をも見せる山頂・山城への遙拝を通じて、山岳の神仏を畏怖するとともに、山頂への登拝及び山城・山麓の霊地への巡礼を通じて、山岳の神仏が持つ霊力の獲得をも意図する独特の性質を持つ。

特に18～19世紀前半には、徳川幕府が置かれた江戸の市中からも、その形姿を遠望することが可能であったことから、多くの庶民の間で富士山に対する遙拝・登拝・巡礼の行為が広まった。その過程において、山頂への登拝を中核としつつ、山城・山麓の霊地への巡礼を併せて行うことにより、神仏の霊力の獲得と擬死再生を求める富士山信仰の思想及び儀礼・宗教活動が確立した。

また、富士山に対する畏怖の念は、日本に固有の神道を基盤として、火山が生んだ自然との共生を重視する伝統を育んだ。さらにそれは、富士山を敬愛し、山麓の湧水などの恵みに感謝する伝統へと進化を遂げ、荘厳な形姿を持つ富士山に対する憧憬の念とともに、富士山を描いた多くの芸術作品を生み出す母胎を醸成した。

このように、富士山をめぐる伝統の本質は、時代を越えて今日の富士登山及び巡礼の形式・精神にも確実に継承されており、富士山とその信仰を契機として生み出された多様な文化的資産こそ、富士山が今なお生きている山岳に対する文化的伝統の類い希なる証拠であることを示している。

イ. 評価基準 (iv) – 世界的な「名山」としての景観の類型の顕著な事例

18～19世紀前半に最盛期を迎えた登拝及び巡礼の流行は、山頂と山麓の神社とを結ぶ登山道、その沿道及び山麓の霊地などから成る富士山信仰の体系を完成させた。さらに、そのような信仰の体系は、民衆を登拝・巡礼へと誘導するために作成された数多の参詣図に描かれ、神聖なる「名山」としての富士山の景観の類型を確立させた。

また、富士山に対する展望は、富士山の荘厳な形姿を図像化しようとする18～19世紀の芸術活動の源泉となり、顕著な普遍的意義を持つ作品群などを通じて、日本及び日本文化を象徴する「名山」としての富士山の景観の類型を定着させた。

富士山は、そのような近代以前の、山岳に対する信仰活動及び山岳に対する展望に基づく芸術活動を通じて、多くの人々に日本の神聖で荘厳な山岳の景観の類型の顕著な事例として認識されるようになり、その結果、「名山」としての世界的な地位を確立した。

ウ. 評価基準 (vi) – 顕著な普遍的意義を持つ芸術作品との直接的・有形的な関連性

富士山は、日本の最高峰であるとともに、荘厳な円錐形を成す独立成層火山の形姿のゆえに、日本固有の詩歌・物語文学に描かれるなど、古くから様々な芸術活動の母胎となってきた。特に、19世紀前半の葛飾北斎や歌川広重の浮世絵に描かれた富士山の図像は、近・現代の西洋美術のモチーフとして多用され、欧州における数多の芸術作品に多大なる影響を与えたのみならず、日本及び日本の文化を象徴する記号として広く海外に定着したことから、顕著な普遍的意義を持つ。

富士山は、そのような顕著な普遍的意義を持つ芸術作品と直接的・有形的な関連性を持ち、日本及び日本の文化の象徴としての記号化された意味を持つ類い希なる山岳である。

富士山の顕著な普遍的価値

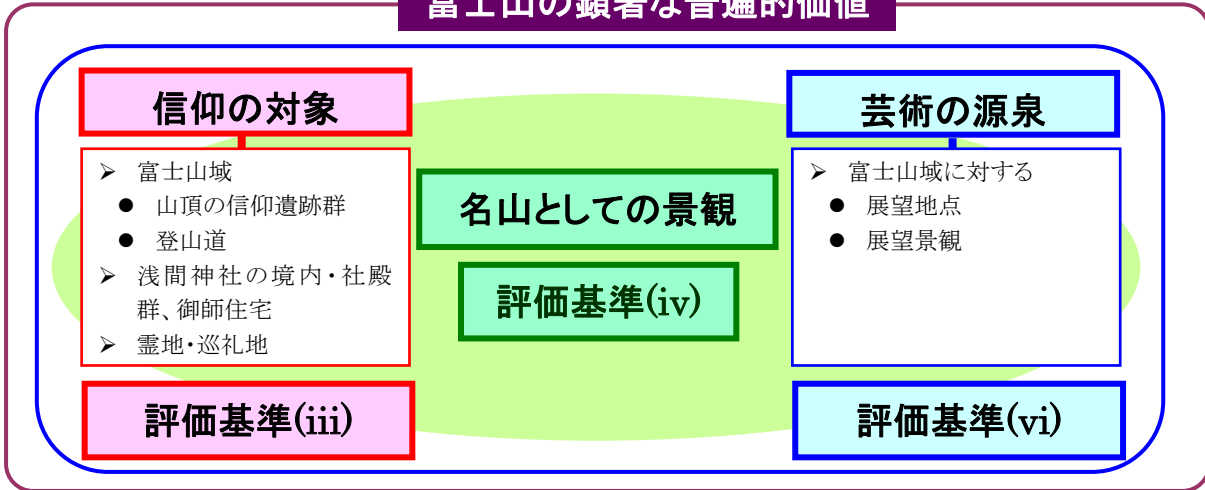


図3 富士山の顕著な普遍的価値の概念図

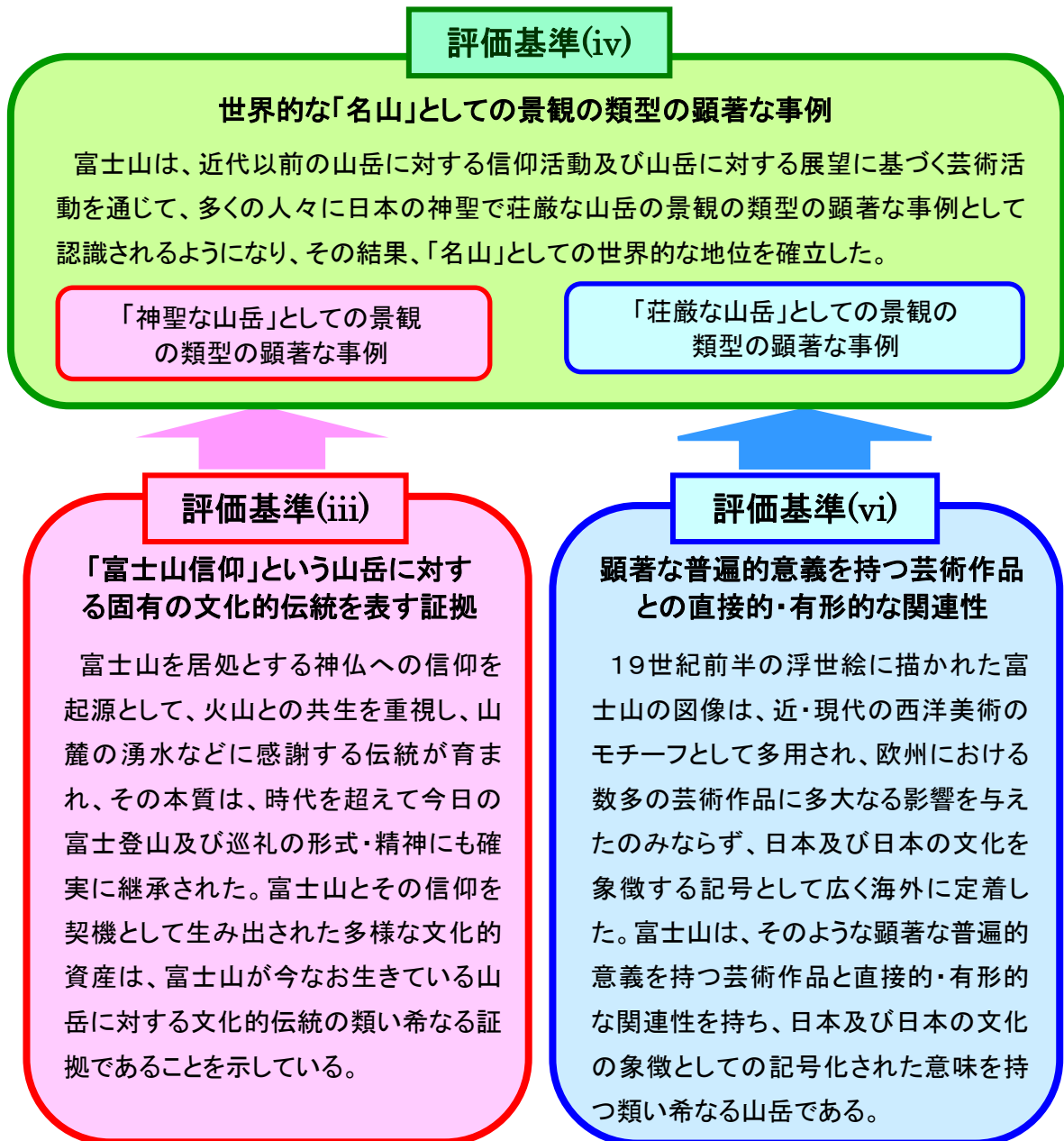


図4 3つの評価基準の相互の構造的な関係

3. 構成資産

(1) 構成資産の一覧

富士山の顕著な普遍的価値は25の構成資産により表され、さらに構成資産1の「富士山域」には9つの構成要素(1-1～1-9)が含まれる。これらの一群の構成資産及び構成要素は、富士山が持つ『信仰の対象』又は『芸術の源泉』のいずれかの性質を満たしている。構成資産及び構成要素、それらの所在地、面積、緩衝地帯の面積については表2に、構成資産及び緩衝地帯の面積に加えて保全管理区域の面積については表3に、それぞれ示すとおりである。

また、構成資産及び構成要素を富士山が持つ2つの性質に基づき分類すると、表4のようになる。

富士山は、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約(以下「条約」という。)の第1条及び『世界遺産条約履行のための作業指針』(以下、『作業指針』という。)第45項に定める「遺跡(site)」に該当する。ただし、構成資産のうち、北口本宮富士浅間神社(構成要素 1-6)、富士山本宮浅間大社(構成資産 2)、富士御室浅間神社(構成資産 8)の社殿については、条約第1条及び『作業指針』第45項に定める「記念工作物(monument)」としての性質を持ち、2件の御師住宅(構成資産 9, 10)を構成する一群の建造物については、「建造物群(a group of buildings)」としての性質を持っている。

表2 構成資産及び構成要素の所在地とその面積及び緩衝地帯の面積

NO	構成資産(1～25) 構成要素(1-1～1-9)	所在地	緯度	経度	構成資産の 面積(ha)	緩衝地帯の 面積(ha)	
1	富士山域	山梨県(富士吉田市・ 身延町・鳴沢村・富士 河口湖町) 静岡県(富士宮市・富 士市・裾野市・御殿場 市・小山町)	N35° 21' 39"	E138° 43' 39"	19, 311. 9	49, 375. 7	
	1-1	山頂の信仰遺跡群					山梨県・静岡県 ¹
	1-2	大宮・村山口登山 道(現在の富士宮 口登山道)					静岡県富士宮市
	1-3	須山口登山道 (現在の御殿場口 登山道)					静岡県御殿場市
	1-4	須走口登山道					静岡県小山町
	1-5	吉田口登山道					山梨県富士吉田市・ 富士河口湖町
	1-6	北口本宮富士浅 間神社					山梨県富士吉田市
	1-7	西湖					山梨県富士河口湖町

¹ 山梨県・静岡県; 山梨県と静岡県との県境については、山中湖南部の山地の一部及び富士山東面の標高約1, 800mの地点から、山頂部の火口壁西側までの区間が未確定の状態にある。

	1-8	精進湖	山梨県富士河口湖町				
	1-9	本栖湖	山梨県身延町・富士河口湖町				
2	富士山本宮浅間大社		静岡県富士宮市	N35° 13' 39"	E138° 36' 36"	4.8	
3	山宮浅間神社		静岡県富士宮市	N35° 16' 16"	E138° 38' 13"	0.5	
4	村山浅間神社		静岡県富士宮市	N35° 15' 41"	E138° 39' 59"	3.6	
5	須山浅間神社		静岡県裾野市	N35° 15' 16"	E138° 50' 56"	0.9	
6	富士浅間神社(須走浅間神社)		静岡県小山町	N35° 21' 45"	E139° 51' 48"	1.8	
7	河口浅間神社		山梨県富士河口湖町	N35° 31' 57"	E138° 46' 29"	1.6	
8	富士御室浅間神社		山梨県富士河口湖町	N35° 30' 45"	E138° 44' 43"	2.6	
9	御師住宅(旧外川家住宅)		山梨県富士吉田市	N35° 28' 48"	E138° 47' 45"	0.1	
10	御師住宅(小佐野家住宅)		山梨県富士吉田市	N35° 28' 34"	E138° 47' 38"	0.1	
11	山中湖		山梨県山中湖村	N35° 25' 16"	E138° 52' 32"	698.1	
12	河口湖		山梨県富士河口湖町	N35° 30' 47"	E138° 44' 48"	592.8	
13	忍野八海(出口池)		山梨県忍野村	N35° 27' 13"	E138° 50' 12"	0.048	
14	忍野八海(お釜池)		山梨県忍野村	N35° 27' 34"	E138° 49' 53"	0.002	
15	忍野八海(底抜池)		山梨県忍野村	N35° 27' 36"	E138° 49' 54"	0.006	
16	忍野八海(銚子池)		山梨県忍野村	N35° 27' 35"	E138° 49' 56"	0.005	
17	忍野八海(湧池)		山梨県忍野村	N35° 27' 36"	E138° 49' 58"	0.078	
18	忍野八海(濁池)		山梨県忍野村	N35° 27' 36"	E138° 49' 56"	0.031	
19	忍野八海(鏡池)		山梨県忍野村	N35° 27' 39"	E138° 49' 59"	0.014	
20	忍野八海(菖蒲池)		山梨県忍野村	N35° 27' 41"	E138° 50' 03"	0.042	
21	船津胎内樹型		山梨県富士河口湖町	N35° 27' 10"	E138° 45' 15"	8.2	
22	吉田胎内樹型		山梨県富士吉田市	N35° 26' 54"	E138° 45' 37"	5.8	
23	人穴富士講遺跡		静岡県富士宮市	N35° 21' 42"	E138° 35' 29"	2.8	
24	白糸ノ滝		静岡県富士宮市	N35° 18' 47"	E138° 35' 14"	1.8	
25	三保松原		静岡県静岡市	N34° 59' 37"	E138° 31' 22"	64.4	252.0
計	—		—	—	—	20,702.1	49,627.7

表3 構成資産・緩衝地帯・保全管理区域の各面積

構成資産の面積 (ha)	緩衝地帯の面積 (ha)	保全管理区域の面積 (ha)
20,702.1	49,627.7	20,291.5

表4 富士山が持つ2つの性質に基づく構成資産及び構成要素の分類

NO	構成資産(1~25) 構成要素(1-1~1-9)	『信仰の対象』 としての性質	『芸術の源泉』 としての性質
1	富士山城	○	○
	1-1 山頂の信仰遺跡群	○	
	1-2 大宮・村山口登山道 (現在の富士宮口登山道)	○	
	1-3 須山口登山道(現在の御殿場口登山道)	○	
	1-4 須走口登山道	○	
	1-5 吉田口登山道	○	
	1-6 北口本宮富士浅間神社	○	
	1-7 西湖	○	
	1-8 精進湖	○	
	1-9 本栖湖	○	○
2	富士山本宮浅間大社	○	
3	山宮浅間神社	○	
4	村山浅間神社	○	
5	須山浅間神社	○	
6	富士浅間神社(須走浅間神社)	○	
7	河口浅間神社	○	
8	富士御室浅間神社	○	
9	御師住宅(旧外川家住宅)	○	
10	御師住宅(小佐野家住宅)	○	
11	山中湖	○	
12	河口湖	○	
13	忍野八海(出口池)	○	
14	忍野八海(お釜池)	○	
15	忍野八海(底抜池)	○	
16	忍野八海(銚子池)	○	
17	忍野八海(湧池)	○	
18	忍野八海(濁池)	○	
19	忍野八海(鏡池)	○	
20	忍野八海(菖蒲池)	○	
21	船津胎内樹型	○	
22	吉田胎内樹型	○	
23	人穴富士講遺跡	○	
24	白糸ノ滝	○	
25	三保松原		○

(2)『信仰の対象』及び『芸術の源泉』の2つの側面に基づく構成資産の区分

(1)において述べたように、計25の構成資産及び構成資産1に含まれる9つの構成要素は、富士山が持つ『信仰の対象』及び『芸術の源泉』の2つの側面に基づき、それぞれ「登拝・巡礼の場」及び「展望地点・展望景観」の観点により、2つの分野に大別することができる。

そのうち、前者については、各構成資産及び構成要素の性質に基づき、さらに3つの小分野として、1)馬返¹より上方の富士山城、山頂の信仰遺跡群、山麓から山頂まで延びる登山道、2)山麓に所在する浅間神社の境内・社殿群、御師住宅、3)霊地・巡礼地となった風穴・溶岩樹型・湖沼・湧水地・滝にそれぞれ区分することができる。

構成資産及び構成要素の2つの分野への大別及び3つの小分野への区分については、以下に示すとおりである。

ア.『信仰の対象』の側面に基づく「登拝・巡礼の場」

1)馬返より上方の富士山城、山頂の信仰遺跡群、山麓から山頂まで延びる登山道

『信仰の対象』としての富士山城(構成資産 1)の範囲は、その神聖性を表す境界の一つである「馬返」より上方に当たり、標高約1,500m以上の区域に相当する。特に、人間にとっての他界、すなわち死後の世界であるとされた森林限界より上方の区域のうち、富士山本宮浅間大社の境内地である八合目²以上の区域については、特に強い神聖性を持つ区域として認識されてきた。

富士山城には、山頂部の火口壁に沿って点在する信仰遺跡群(構成要素 1-1)、山麓の浅間神社の境内を起点として山頂へと通ずる複数の登山道(構成要素 1-2～1-5)が含まれる。また、登山道の沿道に所在する山小屋等の道者³・富士講信者⁴による登拝・修行⁵等を支援するための施設及び富士山信仰の証として彼らが建立した石碑等の石造物が含まれる。

登山道の中には、古く12世紀に末代上人⁶の修行活動を契機として拓かれたと考えられる南側の大宮・村山口登山道(構成要素 1-2)があるほか、『廻国雑記』⁷の1486年の条に記された南東側の須山口登山道(構成要素 1-3)、1384年の紀年銘のある懸仏⁸が七合目において出土した東側の須走口登山道(構成要素 1-4)がある。また、北側の吉田口登山道(構成要素 1-5)は富士講信者の登山本道とされ、18世紀後半以降には最も多くの道者・富士講信者によって利用された登山道である。

登山道沿いの主要な地点には、小祠・石碑などのほか、道者・富士講信者又は登山者の宿泊所である小屋又は石室などが設けられている。それらは、登山道を含め、富士山に独特の登拝の機構を示す不可

¹ 馬返;登拝において、馬を用いることが許された限界の地点で、これより上方の区域が神聖なる山城であると考えられていた。登拝活動の最盛期に当たる18～19世紀前半の「馬返」の位置は、概ね標高1,500mの位置に一致している。

² 富士山八合目;富士山の山麓から山頂に至る登山道を概ね標高に基づき10に分割した8番目の地点。八合目は、登山道ごとに異なるが、標高約3,200～3,375mの地点を指す。

³ 道者;一般的には信仰に係る登山者・巡礼者の総称である。富士山の「道者」には、17世紀以降の大都市江戸に普及した富士講所属の「道者」及び修験者(13ページの「修験道」の脚注を参照されたい。)に導かれた「道者」の2種類がある。本包括的保存管理計画では、富士講所属の「道者」を「富士講信者」と呼び、富士講が普及する以前の「道者」及び南麓の村山浅間神社の修験者に導かれた「道者」などの富士講と関係しない信仰登山者と区別することとする。

⁴ 富士講信者;本包括的保存管理計画では、特に富士講に所属する「道者」を指す。

⁵ 修行;日本の山岳信仰における修行は、一般的に霊山の山中に籠り、瞑想を行うこと、肉体的苦痛又は危険を伴う行為を行うことを指す。特に富士山信仰においては、これらに加え、「登拝」が重要なものとして位置づけられた。また、富士講の開祖とされる長谷川角行は、風穴内において1,000日間の立行を行い、さらに、心身を清めるために富士山周辺の湖沼・滝を巡り、水行を行ったと伝えられる。富士講信者は角行に倣って湖沼・滝を巡り水行を行った。

⁶ 末代上人;修験道の修行僧である末代上人は、12世紀後半に編纂された日本の歴史書である『本朝世紀』に記されている。

⁷ 廻国雑記;京都の聖護院門跡道興准后が、1486年から1487年にかけて北陸・関東・奥州を遊歴したときの紀行歌文集である。

⁸ 懸仏;銅などの円板上に神像・仏像の半肉彫りの鑄像を付け、内陣にかけて拝んだもの。

欠の要素となっている。

山頂に至った道者・富士講信者は、仏教の曼荼羅に描く仏の世界に擬して、山頂の火口壁に沿って聳えるいくつかの小高い頂部に命名を行い、それらの頂部を巡拝する「お鉢めぐり」と呼ぶ行為を行った。この行為は多くの登山者によって現在も行われており、その舞台となる山頂の信仰遺跡群(構成要素 1-1)は、登山道とともに富士山に独特の登拝の機構を示す不可欠の要素となっている。

以上のように、馬返より上方に当たる富士山城、山頂の信仰遺跡群、山麓から山頂まで延びる登山道の範囲は、『信仰の対象』としての富士山の重要性を十分に示している。

1 富士山城

1-1 山頂の信仰遺跡群

1-2 大宮・村山口登山道(現在の富士宮口登山道)

1-3 須山口登山道(現在の御殿場口登山道)

1-4 須走口登山道

1-5 吉田口登山道

¹ お鉢めぐり;山頂の火口壁に沿って聳えるいくつかの小高い頂部(剣ヶ峰、三島ヶ嶽、駒ヶ岳、浅間岳、成就岳、伊豆岳、大日岳、久須志岳、白山岳)を仏教の曼荼羅に描く仏の世界に擬して巡拝する行為である。

2) 浅間神社の境内・社殿群、御師住宅

古来、火山活動を繰り返す富士山は、山麓から山頂を仰ぎ見て崇拝する「遙拝」の対象とされてきた。現存する浅間神社のうちのいくつかについては、日本神話¹の時代に富士山への遙拝地点とされた場所に建立されたと社伝に記されている。特に、本殿が存在せず、富士山への展望の軸線を重視する山宮浅間神社(構成資産 3)の境内の地割は、古くからの富士山に対する「遙拝」の祭祀の在り方を反映しているものと考えられている。

その後、8世紀末期から噴火活動が活発化したため、京都に拠点を置いた律令国家政府は、9世紀前半に富士山を御神体とする浅間神社を南麓に建立した。また、9世紀後半には、北麓においても噴火を鎮めるための神社が祀られるようになった。これらはそれぞれ富士山本宮浅間大社(構成資産 2)、河口浅間神社(構成資産 7)の起源となる神社であろうと考えられている。

11世紀後半の噴火を最後に火山活動が休止期に入ると、修験道²の修行者(修験者)が、富士山域において修行活動を活発に開始し、彼らの拠点が後に村山浅間神社(構成資産 4)及び富士御室浅間神社(構成資産 8)へと発展していった。

さらに登拝活動が大衆化するのに伴って、須山浅間神社(構成資産 5)及び富士浅間神社(須走浅間神社)(構成資産 6)など、登山口の起点に建立された浅間神社も発展をとげた。

また、吉田口登山道の起点には、富士講信者のために富士登拝の仲立ち及び宿泊の世話をを行った御師の住宅(構成資産 9・10)が建ち、登拝前の参詣の場として北口本宮富士浅間神社(構成要素 1-6)の境内が整えられた。これらの神社及び御師住宅は、徳川幕府の拠点であった大都市江戸の庶民の間において富士講が大いに流行した18世紀後半～19世紀の様子を今日によく伝えている。

以上のように、浅間神社の境内、御師住宅の範囲は、『信仰の対象』としての富士山の重要性を十分に示している。

- 1-6 北口本宮富士浅間神社
- 2 富士山本宮浅間大社
- 3 山宮浅間神社
- 4 村山浅間神社
- 5 須山浅間神社
- 6 富士浅間神社(須走浅間神社)
- 7 河口浅間神社
- 8 富士御室浅間神社
- 9 御師住宅(旧外川家住宅)
- 10 御師住宅(小佐野家住宅)

¹ 日本神話;『古事記』、『日本書紀』などの8世紀に編纂された日本の歴史書には、それ以前の国家形成に関する伝承が神話として描かれている。

² 修験道;日本古来の神道に基づく山岳信仰及び中国から伝来した密教・道教(神仙思想)の習合の下に形成された日本固有の宗教。修験道における修行者を修験者と呼ぶ。彼らは、悟りを得ることを目的として、山岳に籠もり、厳しい修行を積んだ。

3) 霊地・巡礼地となった風穴・溶岩樹型・湖沼・湧水地・滝

18世紀後半以降、富士講は爆発的に流行し、その信者は山頂を目指して富士山に登拝するのみならず、かつて長谷川角行とその弟子が修行を行ったとされる山麓の風穴(構成資産 23)、溶岩樹型(構成資産 21・22)、湖沼(構成要素 1-7～1-9、構成資産 11・12)、湧水地(構成資産 13～20)、滝(構成資産 24)などを巡礼し、それぞれの場所で修行を行った。特に、富士講の先導者である先達¹となる人々は、必ずそのような巡礼・修行を行った。

富士講の開祖とされる長谷川角行は、16世紀後半から17世紀半ばにかけて、人穴(人穴富士講遺跡内)(構成資産 23)に籠もって角材の木口の上に立ち続けるなどの苦行を行うとともに、富士五湖を含む山麓の8つの湖沼(構成要素 1-7～1-9、構成資産 11・12)及び白糸ノ滝(構成資産 24)においても水垢離などの水行を行ったとされている。後の富士講信者の中には、これらの場所へ参詣し、開祖に倣って修行を行う者も登場した。また、これらの修行の対象となった場所には、長谷川角行が行ったとされる八海修行に準えて、「富士山根元八湖」の名の下に忍野地域の8つの小さな湧水地を巡って行う水行の場とされた忍野八海(構成資産 13～20)をはじめ、彼が浅間大神²を祀ったとの伝承が残る船津胎内樹型(構成資産 21)及び吉田胎内樹型(構成資産 22)など、特定の富士講の信者にとって重要な霊地・巡礼地とされた湧水地・溶岩樹型も含まれる。

以上のように、霊地・巡礼地となった風穴・溶岩樹型・湖沼・湧水地・滝の範囲は、富士山の『信仰の対象』としての富士山の重要性を十分に示している。

- 1-7 西湖
- 1-8 精進湖
- 1-9 本栖湖
- 11 山中湖
- 12 河口湖
- 13 忍野八海(出口池)
- 14 忍野八海(お釜池)
- 15 忍野八海(底抜池)
- 16 忍野八海(銚子池)
- 17 忍野八海(湧池)
- 18 忍野八海(濁池)
- 19 忍野八海(鏡池)
- 20 忍野八海(菖蒲池)
- 21 船津胎内樹型
- 22 吉田胎内樹型
- 23 人穴富士講遺跡
- 24 白糸ノ滝

¹ 先達;富士講においては、御師が、先導者である道者に対して先達となる資格を与えた。御師は、夏季に富士講信者が登拝を行うのに当たり、宿泊・食事の準備をはじめ一切の世話を行うとともに、日常は富士山信仰の布教活動及び祈禱を行うことを生業とした。これに対し、先達は、登拝の際に富士講信者を山頂へと先導するほか、お焚き上げなどの宗教行為において中心的な役割を担った。数多くの登拝経験はもちろんのこと、八海巡りなどの厳しい修行を積まなければ先達になることはできなかった。

² 浅間大神;繰り返す噴火を鎮めるために、8世紀後半以降、富士山そのもの又は富士山に鎮座する神を浅間大神として祀った。特に18世紀から19世紀前半にかけて富士講が流行すると、その信者の多くは木花開耶姫を浅間大神の化身又は富士山の祭神と見做した。

イ. 『芸術の源泉』の側面に基づく「展望地点・展望景観」

富士山城(構成資産 1)の北西隅に当たり、本栖湖(構成要素 1-9)の西北岸に位置する中ノ倉峠は、複数回にわたって日本の紙幣の図様に採用された写真¹の撮影地点である。また、駿河湾の西岸に位置する三保松原(構成資産 25)は、マツが叢生する海浜の景勝地であり、富士山を描いた浮世絵等の絵画の典型的な構図にも必ず含まれる。したがって、これらの2箇所は、ともに富士山に対する代表的な展望地点として重要である。

特に本栖湖(構成要素 1-9)の西北岸に位置する中ノ倉峠からの富士山城(構成資産 1)の展望景観については、広々とした湖面を前景として、豊かな山麓の樹叢を含む中景から山頂へと至る遠景の全体を富士山城(構成資産 1)として資産の範囲に含めている。

以上のように、富士山城に対する代表的な2つの展望地点及びそこから展望景観の範囲は、展望・観賞の行為を通じた『芸術の源泉』の側面からの富士山の重要性を十分に示している。

1 富士山城

1-9 本栖湖

25 三保松原

¹ 日本紙幣の写真;本栖湖西北岸の中ノ倉峠から本栖湖及び富士山城を被写体とする岡田紅陽(1895～1972)の写真は、日本の紙幣である千円札又は五千円札の図様として何度も用いられた。

(3) 構成資産の範囲の設定

構成資産及び構成要素の範囲については、①(2)において述べた2つの側面に基づき、顕著な普遍的価値を表すのに過不足のない範囲であること、②法規制により適切な保護措置が講じられている範囲であること、の2点に基づき定めた。

特に後者については、①文化遺産としての価値の範囲を担保するために、文化財保護法により指定・保護されていること、②良好な自然の風景地の範囲を担保するために、自然公園法により許可制の下に行方規制が行われていること、③国が国有林野として管理していること、の3点を考慮した。

また、①資産の保護管理を担う地域住民にとって認知が容易な道路、②山梨県と静岡県との境界線、③森林の林班界など、土地利用の違いが明確な境界線、の3点についても考慮した。

(4) 各構成資産の概要

構成資産 1. 富士山域

富士山域(構成要素 1)は、富士山が持つ神聖性の境界の一つである「馬返」より上方の標高約1,500m以上の区域に当たる。それは、顕著な普遍的意義を持つ芸術作品の源泉となった2つの展望地点から、山頂及びその左右への稜線の広がりを見望できる範囲を中心として、富士山の形姿を視認する上で不足のない範囲を占める。

五合目¹付近の標高約2,500m付近の森林限界より上方の区域は、神聖な区域又は人間にとっての他界(死後の世界)であると捉えられ、道者・富士講信者によって「焼山」又は「ハゲ山」と呼ばれてきた。

そのうち、八合目以上(標高約3,200～3,375m以上)の区域については、1779年以降、富士山本宮浅間大社の境内地であるとされてきた。それは、山頂に存在する噴火口(内院)の底部に浅間大神が鎮座するとの考え方に基づき、その底部とほぼ同じ標高に当たる八合目から山頂までの区域が最も神聖性の高い区域と考えられてきたからである。

富士山域(構成要素 1)には、富士山の『信仰の対象』及び『芸術の源泉』の両側面から顕著な普遍的価値を表す9つの構成要素(1-1～1-9)が含まれる。

構成要素 1-1. 山頂の信仰遺跡群

富士山の山頂部には、火口壁に沿って、神社等をはじめ、富士山信仰に関連する一群の場所及び施設が分布する。

富士山への信仰登山が開始されると、それまでの修験道の影響の下に、山頂部において寺院の造営又は仏像等の奉納が行われるようになり、山頂部における宗教行為が体系化されていった。道者・富士講信者は、一般的に山頂周辺において「御来迎」(ご来光)²を拝むとともに、噴火口直下の「内院」に鎮座する浅間大神及びその本地仏³である大日如来などの神仏を拝し、火口壁の周囲のいくつかの小高い頂部(剣ヶ峰、三島ヶ嶽、駒ヶ岳、浅間岳、成就岳、伊豆岳、大日岳、久須志岳、白山岳)を仏教の曼荼

¹ 富士山五合目: 富士山の山麓から山頂に至る登山道を概ね標高に基づき10に分割した5番目の地点。五合目は、登山道ごとに異なるが、標高約2,400～2,500mの地点を指す。五合目は、特に天上と地上との境界に当たるとの理解に基づき、「天地之境(てんちのさかい)」と呼ばれてきた。

² 御来迎(ご来光): 山中で発生するブロッケン現象で、仏の来迎であると見なされた。また、山頂からの日の出は、後に「ご来光」と呼ばれるようになった。

³ 本地仏: 仏教が興隆した時代に表れた神仏習合思想(本地垂迹説)によると、日本の神々は、実は様々な仏教に基づく仏が化身として日本の地に現れた権現であるとされた。

羅に描く仏の世界に擬して「お鉢めぐり」と呼ぶ巡拝の行為を行った。その巡拝路の途上では、道者・富士講信者は、山頂部の井戸である「金明水」及び「銀明水」にて湧水を汲み、東安河原及び剣ヶ峰の麓などの小祠に安置された仏像に参拝を行った。

山頂部の富士山信仰に関連する一群の場所・施設は、12世紀の修行僧の末代上人により建立されたものを起源とするされ、その後、山頂部では経典・懸仏・仏像等の埋納・奉納が行われたほか、火口部に当たる「内院」への散銭も行われた。また、遅くとも17世紀には、大宮・村山口登山道山頂部に大日堂（現在は富士山本宮浅間大社奥宮が所在する。）が、吉田口・須走口登山道山頂部に薬師堂（現在の久須志神社）が、それぞれ造営された。

1868年に明治政府が発した神仏分離令に基づき、寺院は神社へと改められたが、山頂部に対する人々の信仰自体は変化することがなく、現在も、山頂の随所に石碑・仏像などが残されており、神聖な領域と見なされた各頂部及び内院を望む拝所（村山大宮拝所、須山拝所、吉田須走拝所）には、それぞれ鳥居が建立されている。特に、山頂において「ご来光」を拝むことをはじめ、「お鉢めぐり」と称して山頂の火口壁の頂部を巡ることは、現代の多くの登山者も行っており、これらの行為を通じて富士山信仰の核心として現代に受け継がれている。

構成要素 1-2. 大宮・村山口登山道（現在の富士宮口登山道）

富士山本宮浅間大社（構成資産 2）を起点とし、村山浅間神社（興法寺）（構成資産 4）を経て、山頂の南側へと達する登山道である。12世紀の修行僧であった末代上人の活動により、登山が開始されたとされ、登山道は17～19世紀後半まで、「村山三坊」と呼ばれた3つの有力な坊院により管理されるとともに、所属の修験者の修行に利用された。また、彼らの影響を受けた道者の登拝にも使用された。

現在は、五合目から山頂までの登山道の区間を「富士宮口登山道」と呼称しているが、そのうち、大宮・村山口登山道としての資産範囲は六合目から山頂までの区間である。この区間の沿道には現在も複数の山小屋が存在し、宿泊所として機能している。18世紀の頃から、頂上付近の登山道沿いにおいては、富士山出現伝説¹と同じ干支の年で、12年ごとに訪れる申年²に、富士山近隣の集落の人々が鳥居を奉納し、建立する習慣が継続している。

構成要素 1-3. 須山口登山道（現在の御殿場口登山道）

須山浅間神社（構成資産 5）を起点とし、山頂の南東部へと達する登山道である。その起源は明確ではないが、15世紀末期の『廻国雑記』には、須山口登山道を指すものと考えられる「すはま口」という記述が見られる。

この登山道は、1707年の宝永噴火³の際には大きな被害を受け、復興にも時間を要したが、20世紀初頭まで多くの道者や村山の修験者の修行に使用された。須山口登山道の一合目付近には登拝の際に道者が立ち寄ったとされる風穴の須山御胎内⁴が残存している。

しかし、1883年には須山口登山道の二合八勺（標高2,050m）の地点に接続する御殿場口登山道が拓かれ、1889年には東海道本線が開通したことにより、須山口登山道よりも御殿場口登山道の利便性

¹ 富士山出現伝説：孝安天皇在位92年（紀元前300年頃か？）に富士山が一夜にして出現したとされる伝説で、13世紀以降に普及した。その年を起点として、60年に一度訪れる同じ干支の年を「御縁年」として重視する風習が、15世紀頃から始まったとされている。

² 申年：12年に一度訪れる申年も、富士山出現の年と同じ干支の年に当たるため、重視されていた。

³ 宝永噴火：1707年に富士山の東南斜面において発生した噴火で、合計3つの火口が形成された。火山灰は、約100km離れた江戸の市中にまでもたらされた。宝永噴火は、現在に至る歴史上の最後の噴火である。

⁴ 御胎内：御胎内に対する信仰の詳細については、構成資産21.船津胎内樹型及び22.吉田胎内樹型の説明を参照されたい。

が高まったことをはじめ、1912年には須山口登山道の一部が陸軍演習場の区域に取り込まれて使用不可能となったことなどから、須山口登山道による登拝活動は完全に衰退してしまった。

二合八勺(標高2,050m)より下方において、御殿場口登山道が設けられる以前の須山口登山道を確認できる区間はごく一部に限られている。須山口登山道としての資産の範囲は、現在、「御殿場口登山道」の名称の下に登山道として使用されている二合八勺から山頂にかけての区間及び遊歩道として整備された須山口登山道の一合目付近(標高1,435m~1,690m)の区間の2箇所から成る。また、二合八勺の地点より上方の沿道には複数の山小屋が建てられており、その多くが現在も宿泊所として機能している。

構成要素 1-4. 須走口登山道

富士浅間神社(構成資産 6)を起点とし、吉田口登山道(構成要素 1-5)と合流して、山頂の東部へと達する登山道である。その起源は明確ではないが、七合目(標高約2,925m)の沿道からは、富士山への奉納物として現存最古の事例である1384年の紀年銘を持つ懸仏が出土しているほか、『勝山記』¹の1500年の記事には須走口登山道に道者が集中したとの記述が見られる。

この登山道は、富士浅間神社及びその所在地である須走村(現小山町須走)が山頂部まで支配していた。

1707年の宝永噴火の際には大きな被害を受けたが、翌年には復興を完了し、多くの道者・富士講信者による登拝が行われるようになった。

1959年には、南麓から現在の五合目(標高約2,000m)に至るバスの通行が可能な道路が完成した。それに伴い、五合目以下の区域における登山道の利用がほとんど見られなくなったため、現在では部分的に登山道の位置を確認することが不可能な区間が存在する。須走口登山道としての資産の範囲は、現在も利用されている五合目から山頂にかけての区間である。この区間の沿道には複数の山小屋が建てられており、それらの多くが現在も宿泊所として機能している。

また、五合目には、五合目以下の登山道沿いに存在した複数の神社を1979年に合祀・移築した古御嶽神社が所在する。本六合目(標高約2,700m)付近の沿道には道者・富士講信者の信仰を集めた風穴の御胎内があるほか、九合目(標高約3,575m)の沿道には18世紀初頭に存在したと考えられる富士浅間神社の末社としての迎久須志神社及び日の出を遥拝する場所のひとつであった「日ノ見御前」と呼ばれる平坦部が存在する。

構成要素 1-5. 吉田口登山道

北口本宮富士浅間神社(構成要素 1-6)を起点とし、山頂の東部へと達する登山道である。吉田口登山道の二合目(標高約1,720m)は、12世紀後半の紀年銘を持つ神像が奉納されていた場所であると伝えられ、遅くとも13~14世紀には修験の拠点が形成されたものと考えられる。富士講隆盛の礎を築いた食行身禄(1671~1733)が、入定²に際して吉田口登山道を信者の登山本道と定めたことから、富士講の信者が次第に増加した18世紀後半以降は、最も多くの人々によって利用されるようになった。北口本宮富士浅間神社の境内には、登山道の起点としての登山門が所在するのをはじめ、馬による登山の

¹ 勝山記;564年から1563年までの出来事が複数の人々によって書き継がれてきた記録で、富士山北麓における領主の行動、人々の生活、災害の様相などが綴られている。1814年に甲斐国(現在の山梨県)の総合地誌である『甲斐国志』が新たに編纂されたのに伴って、それまでの記録集が『勝山記』と命名された。

² 入定;衆生の救済を目的として、弥勒菩薩が下生するときまで生死の境界を超えて「即身成仏」すること。「即身成仏」とは、密教における宗教理想であり、現在生きている間に、生きている身体に即して成仏の境地に到達しようとするを指す。食行身禄は吉田口登山道七合五勺(現在の八合目)で即身成仏を目指し、そのまま臨終を迎えた。

上限の地点とされた馬返、富士御室浅間神社(構成要素 8)の本宮が存在した二合目、「木山」と「焼山」の境界である「天地之境」など、沿道の重要な地点には、神聖な領域の境界であることを示す鳥居又はその跡が存在する。また、廃仏毀釈以前に大日如来が祀られていた一合目の鈴原社のほか、二合目の行者堂跡を中心とする信仰関連施設の痕跡など、吉田口登山道の沿道には富士山が神聖な山岳であることを道者・富士講信者に印象付ける複数の場所が存在した。道者・富士講信者は、登拝又は巡礼の達成を記念するとともに、富士講の先達等を供養・顕彰することを目的として、登山道の随所に石碑等の石造物を建立した。

沿道の自然的要素の中には、食行身禄が入定した七合五勺(現在の八合目)の烏帽子岩をはじめ、日蓮¹(1222～1282)が法華経を奉納したと伝えられる五合五勺の経ヶ岳、長谷川角行が修行を行った場所として伝えられる御座石、水を司る八大竜王が祀られている亀岩など、歴史的に重要な意味を持つものが存在する。五合目より下方の沿道には、三合目の中食堂をはじめとする休憩施設等の痕跡が残されているほか、五合目より上方の沿道には今なお宿泊所として機能している多くの山小屋が存在する。

吉田口登山道は、現在では山麓から山頂まで徒歩によって登ることができる唯一の登山道であり、その全区間が資産の範囲に含まれている。また、現在もなお最も多くの登山者により利用されている登山道であり、富士講信者にとっての登山本道として利用されてきた伝統は確実に継承されている。

構成要素 1-6. 北口本宮富士浅間神社

北口本宮富士浅間神社(構成要素 1-6)は、富士山の浅間大神を崇拜するための遥拝所を起源とし、社伝によると、神社の創設は日本神話の時代にまで遡るものとされている。周辺一帯は、もともと地域の産土神を祀った諏訪神社を中心として、「諏訪森」と呼ぶ林地を成していたが、『勝山記』の記述によると1480年には富士山に対する鳥居が林地内に建立され、遅くとも16世紀中頃には浅間神社としての最初の社殿が建てられた。その後、1561年には現在の東宮本殿、1594年には西宮本殿、1615年には中央の本殿が、それぞれ建立された。1730年代には富士講の指導者であった村上光清(1682～1759)の寄進によって建造物群の修復が行われ、現在に見る境内の景観の基礎が形成された。上記の3つの本殿、及び拝殿・幣殿、随神門、各末社等は、この時に新築又は修理されたものである。

富士山を目指す富士講信者は、御師住宅を出発した後、まず北口本宮富士浅間神社に参詣する。神社の鳥居をくぐって境内に入ると、スギ・ヒノキの巨木に覆われた参道の本殿に向かって進む。参道の両側には石燈籠が立ち並び、参道の半ば付近には仏教施設の遺構である仁王門の礎石が残存している。参道の終端付近には、境内を横切るように小川が流れており、道者・富士講信者はこの流れで水垢離を行った。石橋を渡ると、木造では日本最大級とされる大鳥居が建つ。この鳥居は浅間神社の鳥居というよりも、富士山の鳥居であるとされ、1480年に最初に建立された鳥居を代々建て替えてきたものである。神社の入口である随神門を抜けると、正面に神楽殿が建つ。毎年7月1日に登山者の安全を祈願して行われる開山祭の際には、神楽殿を舞台として、本殿に向かって太々神楽が奉納される。

西宮本殿の背後には登山門が建ち、この神社境内を起点として富士山頂まで吉田口登山道(構成要素1-5)が延びている。富士講信者は、御師住宅から懸念仏²を唱えつつ北口本宮富士浅間神社へと至り、神社の拝殿に昇って参拝した後、富士山頂を目指した。

¹ 日蓮; 法華経を釈迦の正しい教えとして選んだ13世紀の仏教の僧。彼の開いた日蓮宗の教えは、関東地方の武士・商人・工人を中心に広まった。

² 懸念仏; 「サンゲ(懺悔)、サンゲ、六根清浄」という文句を指す。富士講信者は、俗世間での罪垢を取り除き、自らを清浄にすることを求め、登拝の際に懸念仏を唱和した。

富士山の登拝を開始する「開山日」は古くから毎年7月1日と定められ、北口本宮富士浅間神社では夏山の安全を祈願する神事が行われてきた。今日では、開山日の前日に当たる6月30日に盛大な開山パレード及び登山門の注連縄を切り落とす儀式などが行われ、実質的な開山祭となっている。開山日以降、8月26日及び27日に山仕舞いの儀式として吉田の火祭が行われるまで、北口本宮富士浅間神社の境内は富士山の山頂を目指す多くの富士講信者で賑わう。

北口本宮富士浅間神社の境内を中心に行われる吉田の火祭は、北口本宮富士浅間神社の祭礼であるとともに、境内に含まれる諏訪神社の祭礼でもある。8月26日には、諏訪神社の社殿の形姿を象徴する「明神神輿」及び赤富士を象った「御山神輿」が境内を出発し、御師集落内にある御旅所へと向かって町内を巡行する。神輿が御旅所に到着すると同時に町の随所に篝火が焚かれ、それに呼応するかのよう吉田口登山道の山小屋では一斉にタイマツに火が点される。吉田の火祭は、火山が生んだ自然との共生を重視する伝統の証として重要である。

構成要素 1-7. 西湖

構成要素 1-8. 精進湖

構成要素 1-9. 本栖湖

これらの3つの湖沼は、富士山の火山活動によって形成された堰止湖で、5つの湖沼から成る富士五湖に含まれる。16世紀後半に長谷川角行が富士山麓の湖沼で水行を行ったとの伝承に基づき、富士講信者の間では山麓の8つの湖沼を巡って水行を行う「内八海巡り」の行法が定着した。16世紀後半に角行が自筆したとされる文書には、角行自身が「八海水行」を行った湖沼として、西湖(構成資産 1-7)・精進湖(構成要素 1-8)・本栖湖(構成要素 1-9)が挙げられている。1733年の『三十一日の御巻』¹においても、食行身禄は「内八海巡り」の巡礼地として8つの湖沼を挙げている。それらの8つの湖沼の中でも、いつの時代においても変わらずに水行の場として巡礼の対象とされてきたのが西湖・精進湖・本栖湖を含む富士五湖であった。

また、富士五湖の中でも、本栖湖は特に優秀な風致景観を誇ることから、多くの芸術作品の源泉ともなってきた。富士山は、プロ又はアマチュアを問わず、多くの写真家に愛され、撮影の対象とされてきたが、その中でも生涯にわたり富士山を追い続けた岡田紅陽(1895～1972)は、1935年に本栖湖西北岸の中ノ倉峠から湖面に映える「逆さ富士」の写真撮影した。それは『湖畔の春』と名付けられ、1984年には五千円札、2004年には千円札の図様として、それぞれ採用された。

富士山の裾野が本栖湖岸にまで広がる中ノ倉峠からの展望景観は、『湖畔の春』として撮影された写真画像とほとんど変わることなく今日に継承されている。

構成資産 2. 富士山本宮浅間大社

社伝には、9世紀初頭に山宮浅間神社(構成資産 3)から現在の地に分祀したとされており、古くから富士山南麓における中心的な神社であった。国内各地に勧請された多数の浅間神社の総本宮であるとされている。各時代の権力者とのつながりも深く、徳川家康(1542～1616)²の庇護の下に現在の本殿等が造営されたのをはじめ、1779年には江戸幕府の裁許に基づき八合目以上の支配権が認められた。八合目以上の区域は、1877年頃にいったん国有地とされたが、2004年には再び富士山本宮浅間大社に返還された。

¹ 三十一日の御巻; 1733年に吉田口登山道の烏帽子岩において食行身禄が断食行を行った際に口述した内容を、弟子である田辺十郎右衛門がまとめた文書である。

² 徳川家康; 約150年間の戦乱期を治め、1603年に江戸において統一政権として徳川幕府を開いた人物。

1670年時点の境内を描いたとされる古絵図には、現在と同じ配置の下に鳥居、参道、鏡池及びそれに架かる輪橋（太鼓橋）、楼門、拝殿、本殿、末社等が描かれている¹。それらのうち、本殿は日本国内で他に類例を見ない「浅間造り」と呼ばれる2層構造の特殊な形式を持つ。また、この絵図には神仏分離令が出される以前に存在した仏教施設も描かれており、境内における発掘調査によって、その遺構の一部が確認された。

境内には、富士山の湧水を水源とする湧玉池が存在する。社叢に覆われた境内北半部の丘陵地は富士山の溶岩流の末端部に当たり、そこから湧き出す豊かな水が湧玉池を潤している。16世紀に製作された『絹本著色富士曼荼羅図』をはじめとする複数の絵図には、富士山本宮浅間大社に参拝した道者が、湧玉池の上池において水垢離を行い、富士山へと向かった様子が描かれている。水垢離は1920～1930年代まで継続的に行われてきたが、現在は行われていない。しかし、今もなお湧玉池の湧水を聖なる水として利用する人が見られるほか、1670年の古絵図に湧水を司る神社として描かれた水屋神社が存在し、毎年7月には五穀豊穰を祈願して「御田植祭」が行われるなど、富士山の湧水の恵みに感謝する伝統が確実に継承されている。

構成資産 3. 山宮浅間神社

富士山本宮浅間大社（構成資産 2）の社伝によれば、山宮浅間神社（構成資産 3）は富士山本宮浅間大社の前身であるとされている。

山宮浅間神社では、本殿に相当する建築が参道の終端付近に存在せず、富士山の方向に展望の軸を合わせた位置に祭壇又は石列の区画から成る遙拝所を設けるなど、独特の境内の地割が見られる。このような地割は、富士山に対する遙拝を主軸とする古式の祭祀の在り方を示しているものと推定されている。境内における発掘調査の成果によると、神事に使用されたものと推定される12～15世紀の土器片が出土している。遙拝所の位置は、約2,000年前の溶岩流の末端部に当たり、社叢に覆われた参道より約10mも高くなっている。

また、1577年の『富士大宮御神事帳』の記述等によると、4月及び11月に浅間大神の宿った鉾を持つ富士山本宮浅間大社の神職らが、山宮浅間神社と富士山本宮浅間大社との間を往復する「山宮御神幸」と呼ぶ神事は、遅くとも16世紀後半までには始められていたことが推定できる。この神事は1874年まで継続的に行われていたが、現在では行われていない。

富士山本宮浅間大社及び山宮浅間神社の境内には、「山宮御神幸」に際して浅間大神を休めるために鉾を立てた「鉾立石」と呼ばれる基礎の石が計3基残されている。また、神職らの着席位置を示す遙拝所の石列をはじめ、境内唯一の建築物である籠屋も、かつて神事において重要な役割を果たした施設である。

なお、「山宮御神幸」に使用された行路を「御神幸道」と呼び、その沿道には距離を表示するために1691年に建立された一群の石碑が立ち並んでいたとされる。現在、「御神幸道」全体の正確な行路については明確でないが、出発点である富士山本宮浅間大社境内に残された御神幸道の首標以外に、沿道の4箇所には石碑が残されている。これらの4基の石碑については、遺存状況が断片的であることから、資産の範囲ではなく緩衝地帯の範囲に含めている。

¹ 古絵図の描写；現存する絵図は、1708年の写しである。本殿・拝殿・楼門・末社などは形姿が描かれているが、幣殿については文字で位置のみが示されている。また20世紀初頭に、この絵図とほぼ同位置に廻廊・透塀が建設された。

構成資産 4. 村山浅間神社

12世紀の修行僧である末代上人によって創建されたとされ、神仏習合の宗教施設として興法寺と呼ばれていた。14世紀初頭には、富士山における修験道の行者が組織化され、興法寺はその中心地となった。

1868年の神仏分離令に基づき興法寺は廃止され、村山浅間神社(構成資産 4)及び大日堂に分離された。また、1872年には修験道も禁止され、ほとんどの修験者は還俗¹した。ただし、一部の修験者の活動は、1940年代まで継続的に行われていた。

御神木であるスギの巨木を含め、鬱蒼たる社叢に覆われた境内には、鳥居、参道の奥に位置する社殿、その東側に位置する興法寺の堂宇としての大日堂、修験道の儀式に使用された護摩壇、道者が利用した水垢離場が含まれる。また、境内において実施した発掘調査では16世紀に遡る敷地造成面及び17世紀以降の建物跡の遺構が確認された。大日堂には、1259年の銘を持つ大日如来をはじめ、修験道に関係する仏像等が安置されている。

構成資産 5. 須山浅間神社

須山口登山道(構成要素 1-3)の起点となる神社である。1707年の宝永噴火により被災した須山口登山道が本格的な復興を遂げると、富士山よりも東側を中心とする地域から多くの道者が須山浅間神社に立ち寄るようになった。

鳥居・参道等を含む境内の全体は、御神木を含む一群のスギの巨木に覆われており、神聖な雰囲気に含まれている。

覆屋内に所在する現在の本殿は1823年に再建されたものであるが、社伝によると、神社の創設は日本神話の時代にまで遡るとされ、社殿に残る棟札によると、遅くとも1524年には存在していたことが推測できる。また、本殿に向かって右側の覆屋内に所在する古宮神社は、須山浅間神社(構成資産 5)の旧本殿であると推測されている。

構成資産 6. 富士浅間神社(須走浅間神社)

須走口登山道(構成要素 1-4)の起点となった神社であり、社伝によると、社殿の造営は9世紀初頭にまで遡るものとされている。16世紀には有力封建領主の庇護の下に、山頂部の散銭取得権²の一部を獲得した。

社殿は1707年の宝永噴火で崩壊し、1718年に再建された。それ以降に製作された絵図によると、御神木を含むスギの巨木等の社叢に覆われた境内には、現在と同様の配置・構造の下に、鳥居、参道、「神門」と呼ばれる楼門が一行に建ち、その奥に拝殿・幣殿・本殿が建ち並んでいたことが知られる。2009年の本殿の修理に当たっては、1718年以降の修築痕跡が随所に認められたものの、いずれの修築に当たっても、1718年の再建時における部材の一部が継続的に使用されてきたことが明らかとなった。

18世紀後半以降には、多くの道者が立ち寄るようになり、現在、登山道へ連続する参道の両側には、主として20世紀前半に富士講信者が寄進した登拝回数²の達成を記念するものなど、約70基もの石碑等が残されている。

¹ 還俗;僧侶であった者が、戒律を堅持する僧侶であることを捨て、在俗者・俗人に戻ることを指す。

² 山頂部の散銭取得権;山頂の噴火口へ投げ入れた賽銭を回収する権利。

構成資産 7. 河口浅間神社

『日本三大実録』には、864～866年に起こった噴火を契機として、865年に富士山北麓に浅間神社が建立されたと記されている。19世紀の『甲斐国志』²の記述によると、この神社が現在の河口浅間神社(構成資産 7)であったことが知られる。

参道を進み、大鳥居をくぐると、スギ等の御神木が立ち並ぶ神聖な空間となる。随神門を通り抜けると、7本のスギの巨木を含め、鬱蒼とした社叢に覆われて末社等が建ち、中央に拝殿、その奥に本殿が建つ。

河口浅間神社を中心とする河口の地は、甲府盆地から続く官道の宿駅としての役割に加え、富士山の登拝の大衆化に伴って、16世紀以降は御師³の集落としても発展を遂げた。しかし、その後、江戸の庶民に富士講が大流行し、それに伴って吉田御師が大きく隆盛したことにより、19世紀以降には河口の御師集落は衰退した。

しかし、その一方で、河口浅間神社では、祭神である木花開耶姫³が、神社から孫の生まれた河口湖畔の産屋ヶ崎へと産着を持って神幸する孫見祭、河口浅間神社に参集する道者等の祈願成就を目的として、御師たちにより太々神楽が奉納される太々御神楽祭など、富士山と密接に結びついた祭礼・宗教行事が今なお継続的に行われている。

構成資産 8. 富士御室浅間神社

富士御室浅間神社(構成資産 8)は、本来の神社境内地が存在する本宮(もとみや)及び移築後の社殿が現存する里宮(さとみや)の2箇所から成る。修験及び登拝などの富士山信仰の拠点としての意義を持つ吉田口登山道(構成要素 1-5)の二合目の本宮の境内、及び後に本宮から河口湖畔の産土神の居処へと本殿が移築された現在の里宮の境内は、ともに富士御室浅間神社の境内として一体の価値を構成している。

『甲斐国志』によると、本宮は9世紀初頭に吉田口登山道の二合目に勧進されたとされている。

もともと富士山における修験道の拠点は西南麓に位置する村山浅間神社(興法寺)(構成資産 4)であったが、13～14世紀になると、北麓の二合目に当たる御室の地においても、山内の修験道の拠点として役行者堂が建立された。その後、御室の地には浅間神社及び寺院が建立され、吉田口登山道沿いにおける富士山信仰の重要な拠点として位置付けられるようになった。

二合目の本宮(もとみや)の本殿は、冬季の参拝及び維持に困難を極めたことから、厳しい自然環境から恒久的に本殿を保護するため、1970年代に河口湖畔の集落にほど近い現在の里宮の地に移築された。

里宮の境内には、鳥居を起点として、里宮本殿に向かって参道が伸びている。随神門を抜けた区域には末社等が建ち、正面には本殿及びその付属施設である拝殿・幣殿が建つ。本殿は拝殿・幣殿と一体となった覆屋により保護されている。境内はスギの樹木に覆われ、神聖で荘厳な空間を形成している。

¹ 日本三大実録;宇多天皇(867～931)の勅令に基づき、894年から901年にかけて編纂された日本の正史。

² 甲斐国志;1814年に編纂された甲斐国(山梨県)に関する総合的な地誌。

³ 木花開耶姫;日本神話に登場する女神である。火中にて出産したことから「火の神」とされ、火山である富士山の祭神と見なされるようになった。多くの浅間神社においては、主祭神として祀られている。特に、18世紀から19世紀前半にかけて富士講が流行すると、その信者の多くは木花開耶姫を浅間大神の化身又は富士山の祭神と見なすようになった。

構成資産 9. 御師住宅(旧外川家住宅)

構成資産 10. 御師住宅(小佐野家住宅)

御師は、夏季に富士講信者が登拝を行うのに当たり、宿泊・食事の準備をはじめ一切の世話をを行うとともに、日常は富士山信仰の布教活動及び祈祷を行うことを生業とした。富士山の御師を代表する吉田の御師は、吉田口登山道(構成要素 1-5)の起点となる北口本宮富士浅間神社(構成要素 1-6)の門前の地域において、南北方向の道路の左右に御師住宅が建ち並ぶ大規模な集落を形成した。資産には、遺存状況の良い最古の御師住宅の事例である旧外川家住宅(構成資産 9)及び富士講最盛期における平面構成を現在に伝える小佐野家住宅(構成資産 10)の2つの御師住宅が含まれる。

御師の屋敷は間口が狭く、奥に長い短冊状の地割を持つ。表通りから延びる導入路の途上には敷地を横切る水路があり、その奥に住宅兼宿坊の機能を持つ主屋が建つ。

御師住宅では、まず、先達に導かれて到着した富士講信者たちが、導入路を横切る水路において手足を清めた。その後主屋へ到着すると、御師の導きにより、先達は式台玄関から、その他の富士講信者たちは庭に面する縁側から、それぞれ主屋の内部へと入った。式台玄関から奥へと客室が続き、主屋の最奥部には神殿が設けられ、御師と富士講信者たちは神殿の前に集まって拝礼を行い、登山の準備を行った。

旧外川家住宅においては、富士講の隆盛により、訪れる富士講信者の数が爆発的に増加したことに対応するため、1860年頃に離れ座敷が増築され、神殿が設けられた。

構成資産 11. 山中湖

構成資産 12. 河口湖

これらの2つの湖沼は、富士山の火山活動によって形成された堰止湖で、5つの湖沼から成る富士五湖に含まれる。河口湖北岸の産屋ヶ崎は、河口浅間神社(構成資産 7)の孫見祭において、同神社の祭神である木花開耶姫が生誕した孫を見舞うために神幸する場所である。

16世紀後半に長谷川角行が富士山麓の湖沼で水行を行ったとの伝承に基づき、富士講信者の間では山麓の8つの湖沼を巡って水行を行う「内八海巡り」の行法が定着した。16世紀後半に角行が自筆したとされる文書には、角行自身が「八海水行」を行った湖沼として、山中湖(構成資産 11)・河口湖(構成資産 12)が挙げられている。1733年の『三十一日の御巻』においても、食行身禄は「内八海巡り」の巡礼地として8つの湖沼を挙げている。それらの8つの湖沼の中でも、いつの時代においても変わらずに水行の場として巡礼の対象とされてきたのが山中湖・河口湖を含む富士五湖であった。

構成資産 13. 忍野八海(出口池)

構成資産 14. 忍野八海(お釜池)

構成資産 15. 忍野八海(底抜池)

構成資産 16. 忍野八海(銚子池)

構成資産 17. 忍野八海(湧池)

構成資産 18. 忍野八海(濁池)

構成資産 19. 忍野八海(鏡池)

構成資産 20. 忍野八海(菖蒲池)

富士山の伏流水による8つの湧水から成り、それぞれ八大竜王¹を祀る富士山信仰の巡拝地であった。

¹ 八大竜王;法華経に登場する護法神。一般的に雨や水を司る神であるとされている。

富士登山を目指す道者・富士講信者たちは、忍野八海(構成資産 13~20)の湧水により、自らの身の穢れを祓った。16世紀後半に長谷川角行が富士山麓の湖沼で水行を行ったとの伝承にちなみ、1843年より、忍野八海においても、8つの小さな湧水を巡って水行を行う「富士山根元八湖」と呼ぶ巡礼が行われるようになった。それに伴い、富士講信者によって出口池(構成資産 13)から菖蒲池(構成資産 20)までを巡る道が整備されるとともに、各池の浚渫が行われ、八大竜王が祀られた。それ以後、忍野八海は、19世紀後半まで継続的に道者・富士講信者が訪れる巡礼地となった。道者・富士講信者は各湧水で水垢離を行い、翌日、富士登拝を行った。

構成資産 21. 船津胎内樹型

構成資産 22. 吉田胎内樹型

溶岩樹型のうち、内部の形態が人間の内臓を剥り抜いた胎内に似たものが「御胎内」と呼ばれて信仰の対象となり、「胎内巡り」と称して洞内を巡る信仰行為が行われるようになった。船津胎内樹型(構成資産 21)及び吉田胎内樹型(構成資産 22)は、その代表的な事例である。両者は吉田口登山道(構成要素 1-5)に近接して存在したことから、多くの富士講信者によって重視され、2つの「御胎内」が一連の霊地として位置付けられた。胎内巡りを行う富士講信者は、登拝の前日に「御胎内」を訪れ、洞内を巡って身を清めた。その後、御師住宅に戻って、翌日の登拝に備えた。

17世紀の初め頃、長谷川角行は富士登拝を行った際に船津胎内樹型に含まれる溶岩樹型のうちの一つを発見し、その内部に浅間大神を祀ったとされる。さらに1673年には、村上光清(1682~1759)が現在の船津胎内樹型の中でも最も大規模な溶岩樹型を発見し、その内部に改めて浅間大神を勧請するとともに、入口付近に無戸室浅間神社の社殿を建立した。

また、吉田胎内樹型は1892年に富士講信者によって発見され、巡礼の場となった溶岩樹型である。2つの洞穴内には、浅間大神の化身であり、富士山の祭神である木花開耶姫が祀られている。

これらの2つの胎内樹型を含む溶岩樹型は、生命の起源となる母胎の臓器にも似ていることから、やがて安産祈願の対象ともなり、火山が生んだ造形における信仰行為の実践を通じて、人々の間に自然との共生を重視する伝統を育んだ。

構成資産 23. 人穴富士講遺跡

長谷川角行が修行を行い、入滅したとされる風穴の「人穴」を中心として、その周辺に富士講信者が修行を行い造立した約230基もの碑塔群が残されている遺跡である。『吾妻鏡』には、鎌倉幕府2代将軍源頼家(1182~1204)の命令により、洞内を探検した武士が霊的な体験をしたことが記されており、早くも13世紀には人穴が、「浅間大神の御在所」であったことが知られる。また、富士講関連の古文書によれば、人穴は、16~7世紀に角行が浅間大神の啓示を得た場所であると伝承されている。また、角行が人穴を「浄土(浄土門)」であると述べたとの伝承に基づき、人穴を参詣し、修行を行う熱心な富士講信者も現れた。富士講が隆盛期を迎えると、信者は角行及び先達を供養・顕彰したり、自らの登拝回数を記念したりするために、多くの石造碑塔を建立した。

構成資産 24. 白糸ノ滝

富士山の湧水を起源とする滝である。滝の名称は、1日平均15~16万 m³もの湧水の噴出が数百条もの白糸を垂らしたように見えることに由来する。

富士講関連の文書によれば、白糸ノ滝(構成資産 24)は長谷川角行が人穴での修行と並行して水行

¹ 吾妻鏡;12~13世紀の事項について記した史書。その中の1203年の記事に、人穴に関するものが見られる。

を行った場所であるとされ、富士講信者を中心に人々の巡礼・修行の場となった。富士講信者の描いた絵図からは、18世紀中頃の白糸ノ滝における修行の様子が知られるのみならず、現在もなお現地に保存されている石碑を確認することができる。

構成資産 25. 三保松原

富士山頂の南西約45kmに位置し、マツが叢生する砂嘴である。砂嘴の総長は約7kmに及び、その上に約5万本のクロマツが約4.5kmにわたって叢生している。富士山と関わりがあるされる天女と地元の漁師との交流を描いた「羽衣伝説」¹の舞台として著名であり、特に「羽衣の松」の付近は海浜の松原越しに富士山の形姿を望む風致景観の優秀な場所として知られる。また、「羽衣の松」から9世紀の創建とされる御穂神社に至るまで、「神の道」と呼ばれる松並木が連続している。御穂神社の神事の際には、御神木である「羽衣の松」を目印として、海から来訪する神を迎え、その後に「神の道」を経て神社へと導く。

8世紀に日本最古の詩歌集である『万葉集』²が編纂されて以降、三保松原(構成資産 25)は歌枕として数多の和歌の題材となった。また、その後には「羽衣伝説」を題材として15世紀に制作されたとされる謡曲『羽衣』の舞台ともなり、富士山を仰ぎ見る場所として、日本人に深い印象を与えた。16世紀以降は、富士山を描く際の典型的な構図に含まれる景勝地として認識されるようになり、歌川広重(1797～1858)等の作品をはじめ、海外にも著名な浮世絵等の芸術作品の視点場又は舞台となった。

¹ 羽衣伝説; 白鳥処女説話(Swan maiden)の一種である。羽衣伝説は日本の各地に伝わる。その中でも三保松原を舞台とする羽衣伝説は、地上に降りた天女が松の木に掛けた羽衣を漁師に奪われ、天上に帰ることができなくなったため、羽衣を返してもらう代わりに天人の舞いを見せ、その後に富士山の方向の天上に向かって帰っていくという筋書を持つ。「羽衣の松」は天女が羽衣を掛けたマツであるとされるが、現在のマツは樹齢などの関係から後代のものである。また、御穂神社には羽衣の断片とされる布の破片が伝えられている。

² 万葉集; 7世紀後半～8世紀後半に編纂された日本に現存する最古の詩歌集である。

(5) 構成資産及び構成要素、それらに含まれる要素の総括表

各構成資産及び構成要素、両者に含まれる要素については、表5に示すとおりである。

表5 構成資産・構成要素・要素の総括

No.	構成資産 (component parts)	構成要素 (constituent elements)	要素(specific features)		
			自然的要素	歴史的要素	社会的要素
1	富士山城	1-1 山頂の信仰遺跡群	内院、頂部(剣ヶ峰、三島ヶ嶽、駒ヶ岳、浅間岳、成就岳、伊豆岳、大日岳、久須志岳、白山岳)	富士山本宮浅間大社奥宮、久須志神社、金明水、銀明水、東安河原、拝所(村山大宮拝所、須山拝所、吉田須走拝所)、お鉢めぐりの巡拝路	-
		1-2 大宮・村山口登山道 (現在の富士宮口登山道)		登山道、鳥居(富士山信仰集団により奉納されたもの)	山小屋
		1-3 須山口登山道 (現在の御殿場口登山道)	須山御胎内	登山道	山小屋
		1-4 須走口登山道	御胎内	登山道、懸仏出土場所(七合目)、古御嶽神社、迎久須志神社、日ノ見御前	山小屋
		1-5 吉田口登山道	御座石、鳥帽子岩、亀岩	登山道、登山門、馬返、鈴原社、富士御室浅間神社(本宮)、行者堂跡、中食堂、天地之境、経ヶ岳	山小屋
		1-6 北口本宮 富士浅間神社	社叢(御神木含む)	本殿、東宮本殿、西宮本殿、拝殿、幣殿、神楽殿、諏訪神社、随神門、大鳥居、鳥居、仁王門礎石、参道	-
		1-7 西湖	湖沼	-	-
		1-8 精進湖	湖沼	-	-
		1-9 本栖湖	湖沼、中ノ倉峠	-	-
2	富士山本宮浅間大社		湧玉池、社叢	本殿、拝殿、幣殿、楼門、廻廊、透塀、鳥居、参道、末社(水屋神社他2)、鏡池、輪橋(太鼓橋)、御神幸道、御神幸道の首標、鉾立石、仏教施設跡	-
3	山宮浅間神社		社叢	遥拝所(祭壇・石列含む)、参道、籠屋、鉾立石	-
4	村山浅間神社		社叢(御神木含む)	社殿(本殿、拝殿、幣殿)、大日堂、高嶺総鎮守社、鳥居、参道、水垢離場、護摩壇、建物跡	-
5	須山浅間神社		社叢(御神木含む)	本殿(覆屋含む)、古宮神社(覆屋含む)、鳥居、参道	-
6	富士浅間神社(須走浅間神社)		社叢(御神木含む)	社殿(本殿、拝殿、幣殿)、楼門(神門)、鳥居、参道、富士講信者の石碑群	-
7	河口浅間神社		社叢(御神木含む)	社殿(本殿、拝殿)、楼門(随神門)、鳥居、参道	-
8	富士御室浅間神社		社叢	社殿(里宮本殿、本宮本殿)、随神門、鳥居、参道	-
9	御師住宅(旧外川家住宅)		-	導入路、水路、門、主屋、離れ座敷	-
10	御師住宅(小佐野家住宅)		-	導入路、水路、主屋、門柱、燈籠	-
11	山中湖		湖沼	-	-
12	河口湖		湖沼、産屋ヶ崎	-	-
13	忍野八海(出口池)		湧水	-	-
14	忍野八海(お釜池)		湧水	-	-
15	忍野八海(底抜池)		湧水	-	-
16	忍野八海(銚子池)		湧水	-	-
17	忍野八海(湧池)		湧水	-	-
18	忍野八海(濁池)		湧水	-	-
19	忍野八海(鏡池)		湧水	-	-
20	忍野八海(菖蒲池)		湧水	-	-
21	船津胎内樹型		御胎内	無戸室浅間神社	-
22	吉田胎内樹型		御胎内	-	-
23	人穴富士講遺跡		風穴	碑塔群、石仏	-
24	白糸ノ滝		滝	-	-
25	三保松原		マツ、砂浜	羽衣の松、御徳神社	-

第3章 資産及びその周辺環境の現状・課題

本章においては、現に実施中の施策を含め、資産及び周辺環境の現状・課題について把握・分析を行う。

第1節においては、①開発・都市基盤施設の整備、②環境変化、③自然災害、④来訪者及び観光、⑤その他の5つの分野に区分し、資産及び周辺環境の全体に共通して見られる現状・課題について整理を行う。また、各構成資産及び構成要素に固有の現状・課題については、『信仰の対象』の側面に基づく「登拝・巡礼の場」及び『芸術の源泉』の側面に基づく「展望地点・展望景観」に区分し、それぞれ第2節及び第3節において整理を行う。

1. 資産及び周辺環境に共通する現状・課題

(1) 開発・都市基盤施設の整備

従来、多くの観光客が訪れる山麓部においては、風致景観との調和にも十分配慮しつつ、ホテル・ゴルフ場・スキー場等の観光施設の建設が行われるとともに、地域経済の基盤強化を図るために工業団地等の整備が行われてきた。

また、住民の居住地周辺では、国、山梨県・静岡県、関係市町村が道路整備や下水道整備等の都市基盤施設の建設・整備を行ってきた。

そのような施設の建設・整備は、現行の法規制の範囲内で適切に実施されてきたものである。

(2) 環境変化

ア. 酸性雨

資産の価値を低下させるような自然的環境の変化としては、酸性雨による影響が想定されるが、現在のところ、酸性雨による被害の報告はない。しかし、今後、山頂の信仰遺跡群を構成する石仏群等の構造物及び寺社等の建造物の劣化・腐食が進行することが懸念される。

イ. 気候の温暖化

気候の温暖化により、富士山における永久凍土が、これまでの連続的な状態から不連続の状態へと変化していることが確認されており、森林限界の上昇が加速したり、植生の変化が発生したりする可能性が指摘されている。現在、永久凍土の状態及び森林限界の上昇速度については、大学を含む試験研究機関が継続的に調査を実施している。

林野庁、山梨県・静岡県、関係市町村、団体・企業では、森林の間伐等を適切に実施し、二酸化炭素の吸収・貯蔵の機能を持つ健全な森林を整備している。

ウ. 樹木に対する野生動物の食害

富士山城の周辺地域においては、ニホンジカ等による立木の樹幹に対する食害が報告されている。また、立木に比較して規模は小さいが、ササ及び草本類に対する食害も報告されている。

林野庁、山梨県・静岡県及び関係市町村では、巡視によってニホンジカ等による樹幹の剥皮の把握に努めるとともに、立木等の周囲に柵を設置するなどの被害防止対策を行っている。

また、山梨県・静岡県及び関係市町村では、巡視等によりニホンジカ等の個体数の把握に努め、計画的に捕獲を行う「管理捕獲」を実施している。

(3) 自然災害

ア. 噴火及びそれに伴う災害

富士山は活火山であり、噴火及びそれに伴う噴石、火砕流・火砕サージ、溶岩流、融雪型火山泥流、降灰、降灰後の降雨による土石流など、自然災害の発生により資産への影響が予想される。気象庁をはじめとする行政機関、大学、試験研究機関が継続的に観測を行うとともに、国の富士山火山防災協議会の報告書に基づき、山梨県・静岡県及び関係市町村が、地域住民及び来訪者の円滑かつ安全な避難のための計画を策定している。

また、国土交通省及び山梨県・静岡県が策定した噴火対応火山砂防計画及び降雨対応火山砂防計画の2つからなる富士山火山砂防計画の策定方針に基づき、堰堤の設置及び土砂移動現象の監視等を行うこととしている。

イ. 土砂災害(がけ崩れ・土石流)・落石

斜面地では、がけ崩れ・土石流による地形の浸食、落石などの発生が想定される。それらについては、国土交通省が中心となり、大沢川の源頭部を成す大沢崩れ¹において、浸食防止及び山腹崩壊防止を目的として溪床対策工事を継続的に実施しているほか、山麓における土砂災害防止を目的として砂防堰堤・遊砂地等の砂防施設を整備するなど、地形崩落及び下流域への土砂流出の防止対策を実施している。

また、林野庁及び山梨県・静岡県においては、土砂の流出に対する防備のために、大沢崩れの周辺の地域を含む森林を「土砂流出防備保安林」として指定し、立木等の伐採を制限するとともに、大沢崩れをはじめ浸食・崩壊が進む谷地形の下流域において、溪岸浸食の防止・不安定土砂の固定及び土石流の拡散防止のための治山施設を整備している。

登山道を管理する山梨県・静岡県では、落石の危険から登山者等の安全を確保するため、沿道の必要な箇所に導流堤・防護壁・防護柵を設置している。

ウ. 地震

近い将来、富士山を含む関東以西の太平洋沿岸の広い範囲において、マグニチュード8程度の地震の発生が予測されている。その中でも、駿河湾沿いの地域での発生が予測される東海地震への対策として、大規模地震対策特別措置法に基づき、国が定めた東海地震対策大綱に従い、国、山梨県・静岡県、関係市町村は、地震発生の予知を目的とする観測体制及び予知を前提とした避難・警戒体制を充実させるとともに、避難路等の地震防災施設の整備を実施している。

また、災害対策基本法に基づき、国、山梨県・静岡県、関係市町村はそれぞれ防災計画を策定し、地震に強いまちづくりを推進するとともに、各行政機関及び報道機関等における地震に関する情報の伝達方法等を整備している。

エ. 風水害

国、山梨県・静岡県、関係市町村をはじめ、各森林の所有者は、台風により風倒被害を受けた森林の保育を行うとともに、顕著な風倒被害地に自生種(ケヤキ・ヒメシャラ等)を植栽するなどの対策を実施している。

大雨・洪水に関しては、山梨県・静岡県、関係市町村が計画的に河川の改修を実施している。

¹ 大沢崩れ; 約1,000年前より継続する富士山城の西面の大沢川源頭部(山頂直下～標高2,200m付近)における土砂の大規模な崩壊地。

風水害によって神社等の建造物の倒壊・浸水などが予想されるが、建造物の所有者又は文化財保護法に基づき管理団体に指定された地方公共団体が風水害により影響を受けやすい箇所の点検及び早期の修理に努めるなどの対策を講じている。

オ. 火災

山火事に対しては、予防と初期消火が重要であることから、林野庁及び山梨県・静岡県では、豊かな自然環境を保全・管理するために、市町村、地元消防団等と連携を密にして、森林保全巡視を強化している。また、国、山梨県・静岡県、関係市町村の間での連絡・協力体制を確立している。

富士山南麓においては、静岡県が防火林道としての機能を備える「広域基幹林道富士山麓線」を設置している。富士宮市及び地元の各自治会では、富士山麓の草原地帯において行われる野焼き¹に関しては、周辺の森林・草原への延焼防止のために十分な幅の防火帯を設けるなどの対策を行っている。

また、神社等の建造物の火災に対しては、所有者又は文化財保護法に基づき管理団体に指定された地方公共団体が自動火災報知設備等の防災設備の整備及び自主防火組織の整備などの対策を講じている。

(4) 来訪者及び観光

ア. 登山者・来訪者

現在、八合目以上の山頂部では7月及び8月の登山期間に約30万人、各登山道五合目では登山期間に約120万人、山麓部では年間約1,600万人の来訪者があり、増加の傾向にある。富士山における夏季登山は、富士講などによる近世以降の大規模な登拝活動に起源を持つ大衆登山の伝統を受け継いでおり、富士山の顕著な普遍的価値の重要な部分を構成している。

登山者の安全に関しては、山梨県・静岡県、富士吉田市・富士宮市及び関係団体が、登山道沿いに「富士山総合指導センター(富士宮口登山道五合目)」、「富士山衛生センター(富士宮口登山道八合目)」、「富士山安全指導センター(吉田口登山道六合目)」、「富士山七合目救護所(吉田口登山道七合目)」、「富士山八合目富士吉田救護所(吉田口登山道八合目)」などの案内所・救護所を設けている。また、富士宮口登山道及び吉田口登山道の沿道に存在するすべての山小屋には、自動体外式除細動器(AED)を設置しているほか、山小屋と救護所との間の連絡体制も整備するなど、救急救命の体制の充実化に努めている。

また、環境省が中心となり、国、山梨県・静岡県、関係市町村は、利用者が安全に富士山の自然・文化を体験できるよう登山情報の事前提供又は注意喚起等の体制を構築している。

イ. 自動車

来訪者が利用する自動車²の2006～2010年までの5ヶ年の年間平均通行台数は、富士スバルラインで約41万台(往復)、富士山スカイラインで約12万台(片道)、に達しており、それらが引き起す交通渋滞、及び排気ガスが環境に与える負荷が課題となっている。その対策として、山梨県・静岡県、関係市町村及び関係団体などが、7月及び8月の登山期間の土曜日・日曜日・休日を中心に路線ごとに15～26日間(2011年)にわたって自家用車の通行を規制するとともに、富士スバルライン・富士山スカイライン・ふじあざみラインの周辺に駐車場を整備し、それぞれの駐車場と吉田口・富士宮口・須走口登山道の各五合目とを結ぶシャトルバス等を運行するなど、できる限り環境への負荷の少ない輸送を充実させる施策を講じ

¹ 野焼き; 毎年春に行われる草原を焼く作業。

² 自動車; 自転車などの軽車両を含む。

ている。

ウ. ごみ・廃棄物

登山者・来訪者によるごみの放置に関する対策についても、課題となっていたが、現在、五合目以上の山中で発生するごみに関しては、国、山梨県・静岡県、関係市町村、民間団体、ボランティアが定期的に清掃作業を実施している。また、登山者に対するマナー向上及び来訪者に対するごみの持ち帰りの呼びかけについても功を奏しており、登山道の周辺のごみはかなり少なくなっている。

山麓周辺の道路沿いにおいて確認されている廃棄物の不法投棄については、国、山梨県・静岡県、関係市町村等により、道路にカメラを設置して監視を行い、清掃を行うなどの対策を講じている。

エ. し尿

富士山の環境への負荷の軽減を目的として、2006年までに、環境省、山梨県・静岡県、関係市町村、関係団体及び各山小屋が、五合目から山頂にかけての区域に存在するすべてのトイレを、バイオ処理方式等による環境配慮型のトイレに改良した。個々のトイレにおいては、厳しい自然環境による困難な条件下にあるのみならず、登山者・来訪者が増加する傾向にある中で、それぞれのトイレ設置者が適切に維持管理を行っている。

表6 富士山への来訪者数の推移(7・8月における各登山口八合目登山者数)

単位:人

年	現在の富士宮口 登山道	現在の御殿場口 登山道	須走口登山道	吉田口登山道	合計
2006年	61,611	9,232	30,536	119,631	221,010
2007年	54,011	11,157	33,394	132,980	231,542
2008年	64,034	16,624	52,323	172,369	305,350
2009年	67,590	11,390	43,861	169,217	292,058
2010年	78,614	9,845	48,196	184,320	320,975

※環境省八合目に設置された赤外線カウンターによる。ただし、2010年には御殿場口登山道において14日間の欠落期間がある。

表7 富士山への来訪者数の推移(7・8月における各登山口五合目来訪者数)

単位:人

年	現在の富士宮口 登山道	現在の御殿場口 登山道	須走口登山道	吉田口登山道	合計
2005年	166,347	20,600	106,952	571,994	865,893
2006年	217,400	21,290	97,407	749,617	1,085,714
2007年	365,249	18,320	101,246	813,478	1,298,293
2008年	420,206	21,002	118,111	925,949	1,485,268
2009年	189,894	22,244	118,651	904,475	1,235,264
2010年	212,868	25,968	121,607	901,212	1,261,655

※山梨県観光企画・ブランド推進課、富士宮市観光協会、御殿場市商工観光課、小山町商工観光課の統計による。なお、吉田口登山道の2010年の数値の算出方法は、調査手法の改定に伴い、2009年以前の数値の算出方法とは異なる。

表8 主な構成資産の来訪者数の推移(年間)

単位:人

年	西湖・精進湖・ 本栖湖 周辺	富士山本宮 浅間大社 周辺	山中湖・ 忍野八海 周辺	富士吉田・ 河口湖・ 三つ峠周辺	白糸ノ滝	三保松原
2005年	2,990,866	1,030,000	3,736,182	5,965,307	480,247	538,105
2006年	2,956,876	1,324,396	3,590,901	6,195,826	520,880	603,970
2007年	3,188,573	1,532,142	3,564,707	6,393,117	519,279	646,898
2008年	3,377,859	1,517,059	3,440,314	6,444,140	517,437	669,959
2009年	3,453,929	1,381,385	3,663,506	6,334,873	484,248	713,104
2010年	1,780,097	1,341,505	834,482	4,693,954	443,841	578,536

※山梨県観光企画・ブランド推進課、富士宮市観光協会、静岡市観光シティ・プロモーション課の統計結果による。なお、「西湖・精進湖・本栖湖周辺」、「山中湖・忍野八海周辺」及び「富士吉田・河口湖・三つ峠周辺」の2010年の数値の算出方法は、調査手法の改定に伴い、2009年以前の算出方法とは異なる。

(5) その他

資産及びその緩衝地帯の外側に当たる富士山の北東麓及び南東麓の緩傾斜地では、防衛上の観点から、広範囲にわたって北富士演習場、東富士演習場、北富士駐屯地、梨ヶ原廠舎、富士学校及び滝ヶ原駐屯地(以下、「演習場等」という。)としての土地利用が行われており、演習場内では実弾射撃を含む演習行為が行われている。この地域では、地元住民団体による採草等の土地利用の慣行があり、北富士演習場及び東富士演習場として使用されている現在においても地元住民団体に所属する地域住民の立ち入りが許容されているほか、採草等の行為は現在も継続的に行われている。

2. 『信仰の対象』の側面に基づく「登拝・巡礼の場」の現状・課題

構成資産 1. 富士山域

富士山頂から山域・山麓にかけて広がる資産の範囲の保存状況は、現時点において極めて良好である。

富士山域の西面の大沢川源頭部においては、約1,000年前より土砂崩壊の発生が継続しており、「大沢崩れ」と呼ぶ大規模な崩壊地を形成している。大沢崩れを含む富士山西南斜面では、国土交通省が土砂災害の防止を目的として土砂崩壊の拡大防止対策等を継続的に実施している。

また、富士山域においては、山小屋及び環境配慮型のバイオ処理方式トイレ等の維持、廃棄物の移送、及び傷病者・医師を救急搬送するためのブルドーザーの通行路が存在するが、それらの規模及び使用は必要最小限にとどめられている。

登山者・来訪者の増加に伴う放流式トイレからのし尿の垂れ流し及びごみの放置が、富士山の環境に負の影響を与えていると指摘されてきたが、環境省、山梨県・静岡県、関係市町村、関係団体及び各山小屋が、バイオ処理方式等に基づく環境配慮型トイレの設置を進めたことから、し尿の垂れ流しの問題については解決した。また、ごみについても、登山者・来訪者の富士山保全の意識が高揚したことなどにより、大幅に改善された。

構成要素 1-1. 山頂の信仰遺跡群

山頂の信仰遺跡群を構成する石造物等については、厳しい気象条件下にあることから、常に損壊の危険性にさらされている。しかし、現時点における保存状況は良好であり、特に改修・整備の必要はない。

木造建築物である神社については、損傷が避けられないことから、随時、改修・建替えの必要がある。

構成要素 1-2. 大宮・村山口登山道(現在の富士宮口登山道)

構成資産の範囲に含まれる六合目以上の大宮・村山口登山道の沿道は風致景観も良く、道路管理者である静岡県が適切に維持管理を行っており、現時点における保存状況は良好である。

構成要素 1-3. 須山口登山道(現在の御殿場口登山道)

須山口登山道のうち、二合八勺以上の区域については道路管理者である静岡県が維持管理を行っており、現時点における保存状況は良好である。一合目付近の区域の登山道についても、遊歩道として整備しており、保存状況は良好である。

構成要素 1-4. 須走口登山道

須走口登山道においては、土砂の崩壊による登山道への被害防止のために、一部に修復された部分が見られるものの、道路管理者である静岡県が適切に維持管理を行っており、現時点における保存状況は良好である。日の出の遥拝所としての歴史を持つ九合目の「日ノ見御前」の平坦部についても保存状況は良好である。なお、九合目の沿道に所在する迎久須志神社については、屋根の修理が必要な状況であるため、神社の所有者である富士浅間神社(須走浅間神社)が2012年に修理を計画している。

構成要素 1-5. 吉田口登山道

吉田口登山道においては、降水による浸食防止のため一部に修復された部分が見られるものの、道路管理者である山梨県が日常的に維持管理を行っており、現時点における保存状況は良好である。登山道の起点には北口本宮富士浅間神社が存在するほか、その周辺には御師住宅も存在し、登山道とともに、富士講の隆盛期における登拝の状況及び今なお継続する登拝の行為を伝えている。

構成要素 1-6. 北口本宮富士浅間神社

境内の地割を表す地形及び社殿・石碑等については、所有者が定期的に維持修理を行っているほか、特に社殿については、自動火災報知設備及び消火設備等も設置しており、現時点における保存状況は良好である。

また、防風林としても機能している社叢については、所有者が枝打ち等の適切な維持管理を定期的に行っており、台風等による被害の軽減を図っている。

現在、慢性的な交通渋滞の緩和及び歩行者の安全性向上等を目的として、境内の北側を通過する国道138号の拡幅が計画されているが、国、山梨県、関係市町村の関係機関及び有識者から成る「富士北麓地域交通円滑化対策検討会」において、良好な神社境内の周辺環境を保持し、神社境内に対する負の影響を確実に排除することを前提としつつ、沿道環境の保全、交通の諸問題の解消、地域の発展にも配慮した道路整備の方針・方法について検討しているところである。

構成要素 1-7. 西湖

現時点における保存状況は良好である。西湖は釣りを中心とするレジャー行為の場となっているほか、その湖水は水力発電等のために取水されている。現在、山梨県、富士河口湖町、住民が協働し、西湖を含む富士五湖全体の利用の在り方について検討を行っているところである。

構成要素 1-8. 精進湖

現時点における保存状況は良好である。精進湖は釣り・カヌーを中心とするレジャー行為の場となっている。現在、山梨県、富士河口湖町、住民が協働し、精進湖を含む富士五湖全体の利用の在り方について検討

を行っているところである。

構成要素 1-9. 本栖湖

現時点における保存状況は良好である。本栖湖は釣り・ウィンドサーフィンを中心とするレジャー行為の場となっているほか、その湖水は水力発電等のために取水されている。また、自然公園法に基づき、湖面全域を対象として動力船の使用が規制されている。現在、山梨県、身延町・富士河口湖町、住民が協働し、本栖湖を含む富士五湖全体の利用の在り方について検討を行っているところである。

構成資産 2. 富士山本宮浅間大社

境内の地割を表す地形及び社殿・石碑等については、所有者が定期的に維持修理を行っているほか、特に社殿については、自動火災報知設備及び消火設備等を設置していることから、現時点における保存状況は良好である。

境内の東端に位置する湧玉池に関しては、全般的に良好な保存状況にあるが、藻類が繁殖しているため、専門家により拡大防止対策についての検討が行われている。

構成資産 3. 山宮浅間神社

現時点における保存状況は良好である。富士山本宮浅間大社と山宮浅間神社とを結ぶ御神幸道沿いに建立された石碑については、富士宮市が、原位置において適切な維持又は修理に努めることとしている。また、境内から富士山頂を見通す展望については、本神社と富士山との関係を把握する上で極めて重要であることから、地元の住民が樹叢の一部について伐採を行い、富士山への展望の確保に努めている。

構成資産 4. 村山浅間神社

現時点における保存状況は良好である。境内に存在する古木については、所有者が枝打ち等の維持管理を定期的に行っている。境内に存在する水垢離場については、今後、水源及び導水経路に関する総合的な調査を実施し、その成果に基づく修復・整備を行うこととしている。

構成資産 5. 須山浅間神社

老朽化した拝殿・幣殿については、現在、所有者が改築を行っているところであり、現時点における保存状況は総じて良好である。境内に存在する樹齢500年を越える22本もの巨木をはじめ、社殿・石碑等の信仰に関わる遺構については、所有者が、適切に維持管理を行っている。なお、住民の利便性向上のために、神社境内の西側において、生活道路が建設されているが、特に神社周辺の景観に対する負の影響はない。

構成資産 6. 富士浅間神社(須走浅間神社)

所有者が維持修理を定期的に行っているため、現時点における保存状況は良好である。境内に存在する数多くの巨木をはじめ、富士講に関わる石碑等の保存状況も良好である。

構成資産 7. 河口浅間神社

現時点における保存状況は良好である。大鳥居、随神門、その奥に続く拝殿・本殿については、所有者が、定期的に維持修理を行っているほか、樹高40メートルもの「七本スギ」を中心とする社叢については、霊地としての境内の優れた風致景観を保持している。

構成資産 8. 富士御室浅間神社

所有者が境内及び社殿の維持修理を定期的に行っており、現時点における境内全体の保存状況は概ね良好である。

また、防風林としても機能している社叢の適切な維持管理も行っており、台風等による被害の軽減を図って

いる。

構成資産 9. 御師住宅(旧外川家住宅)

御師住宅のうち、旧外川家住宅については、2006～2007年に所有者である富士吉田市が大規模な修理を行い、富士吉田市の指導の下に、ボランティアガイドから成る外川家協力会員が日常的な維持管理・点検に努めている。また、自動火災報知設備等を設置しており、防火体制も万全である。したがって、現時点における保存状況は良好である。

日常的な点検により、き損箇所の早期発見及び修理に努めている。今後の修理においては木造建造物の耐震性を適正に評価しつつ、構造補強等の地震に対する対策についても検討することとしている。

2008年4月から敷地及び建物内部を一般公開しており、来訪者が御師の活動について学ぶことができるよう、外川家協力会員が解説を行っている。

構成資産 10. 御師住宅(小佐野家住宅)

御師住宅のうち、小佐野家住宅については、所有者が日常的な維持管理を行っているほか、柱・板壁の修理、自動火災報知設備等の設置も行っており、現時点における保存状況は良好である。現在、所有者の住居となっており、敷地及び建造物は一般公開されていない。

構成資産 11. 山中湖

現時点における保存状況は良好である。山中湖は釣り・ヨットを中心とするレジャー行為の場となっているほか、その湖水は水力発電等のために取水されている。現在、山梨県、山中湖村、住民が協働し、山中湖を含む富士五湖全体の利用の在り方について検討を行っているところである。

構成資産 12. 河口湖

現時点における保存状況は良好である。河口湖は釣り・ボートを中心とするレジャー行為の場となっているほか、その湖水は水力発電等のために取水されている。現在、山梨県、富士河口湖町、住民が協働し、河口湖を含む富士五湖全体の利用の在り方について検討を行っているところである。

構成資産 13. 忍野八海(出口池)

構成資産 14. 忍野八海(お釜池)

構成資産 15. 忍野八海(底抜池)

構成資産 16. 忍野八海(銚子池)

構成資産 17. 忍野八海(湧池)

構成資産 18. 忍野八海(濁池)

構成資産 19. 忍野八海(鏡池)

構成資産 20. 忍野八海(菖蒲池)

富士登山に先だって水垢離を行う場であった8つの小さな湧水は、総じて良好な保存状況にある。しかし、一部の湧水では湧水量の低下又は人為的な形状の変更などが認められるほか、土産物店及び住宅の建築物が湧水に近接するなど、霊地としての周辺環境に解決すべき課題も認められる。そのため、忍野村が天然記念物としての保存管理計画を策定するとともに、その周辺環境を含めて景観法に基づく景観計画を策定し、電柱の移設及び電線の地中化により、湧水から富士山への展望景観を確保するなどの段階的な改善の対策を実施している。

構成資産 21. 船津胎内樹型

天然記念物の管理団体に指定されている富士河口湖町及び所有者である財産区が日常的な維持管理を行っており、現時点における保存状況は良好である。また、入洞口には無戸室浅間神社が建ち、霊地としての環境が維持されている。信仰を目的とするのみならず、自然学習・観光も目的として、多くの人々が入洞しているが、溶岩樹型が狭小であるため、入出洞の順路を一方通行とするなど、入洞者の安全を図っている。

構成資産 22. 吉田胎内樹型

天然記念物の管理団体に指定されている富士吉田市が歴史的に管理を行ってきた富士山北口御師団とともに、日常的な維持管理を行っていることから、現時点における保存状況は良好である。霊地の中心となる溶岩樹型の入口には扉を設置し、祭事等を行う特定の日を除き施錠するなど、厳格な管理を行っている。

構成資産 23. 人穴富士講遺跡

長谷川角行が、1,000日にわたって籠もり、角材の木口の上に立ち続けるなどの苦行を行ったとされる風穴の内部の状況は、良好に保存されている。しかし、遺跡内の一部には損壊した碑塔も見られる。

構成資産 24. 白糸ノ滝

芝川の流水をはじめ、滝つぼ崖面の各所から噴出する湧水により、滝の自然地形に対するの浸食が認められるものの、風致景観の全体に対する負の影響は認められず、現時点における保存状況は良好である。なお、滝の直近に位置する売店及び倉庫については、所有者等の理解の下に、富士宮市がそれらの撤去・移転も含めた総合的な整備を行うこととしている。

3. 『芸術の源泉』の側面に基づく「展望地点・展望景観」の現状・課題

(1) 本栖湖西北岸(中ノ倉峠)

ア. 展望地点

本栖湖西北岸の中ノ倉峠は、富士山の頂上から本栖湖岸に至るまで、優れた景観を望むことのできる展望地点である。

湖岸からの登山道が急峻であるため、中ノ倉峠への来訪者は少なく、現時点における保存状況は良好である。

イ. 展望景観

本栖湖西北岸(中ノ倉峠)からの富士山域に対する展望景観については、日本の紙幣の図様として使用された写真原板の景観とほとんど変わることなく継承されている。

本栖湖西北岸(中ノ倉峠)からの富士山域への展望景観については、文化財保護法及び自然公園法に基づき負の影響を与える可能性のある開発を規制するとともに、国有林野の管理経営に関する法律に基づき国が国有林野として適切に管理経営を行っており、極めて良好な状態を保持している。

(2) 三保松原

ア. 展望地点

三保松原は、白砂青松の良好な風致景観と一体となった富士山を展望できる景勝地である。しかし、近接河川である安倍川における土砂採取等に伴って海浜への土砂供給が減少し、加えて潮流による海浜の浸食も危惧されたことから、静岡県が、人工的に砂を補給することによって、砂浜の維持・回復を図るとともに、必要最小限の範囲でヘッドランド・L字突堤等の施設を設置して海浜の土砂流出を防備している。現在、安倍川での土砂採取が減少したこと等により河川からの土砂供給が復活し、安倍川の河口付近か

ら北東に向けて海浜は徐々に回復しつつある。

その他、高潮の発生に備え、静岡県が地域防災計画を策定し、海岸保全施設の整備を実施している。

また、松原においてはマツノザイセンチュウによる松枯れの現象がみられるため、虫害予防措置として、静岡市及びNPO 法人がマツの樹幹への薬剤注入を行うほか、静岡市が松原全体への薬剤散布を実施している。さらに、静岡市は枯損したマツを速やかに伐倒・除去し、地元企業とともにその後の植林にも努めている。

イ. 展望景観

三保松原を展望地点とする富士山城への展望景観については、良好な保存状況にある。三保松原から富士山城までは、直線にして約45kmと離れており、両者間には広大な海面が介在することから、対岸の人口密集地(富士市の市街地)が展望景観に与える影響は極めて小さい。したがって、これらの区域を資産の範囲から除外している。そのうち、海面については、干拓・埋立てなどの負の影響を与える開発が実質的に想定できないうえ、人口密集地を成す市街地の展望景観についても建築物及びその他の工作物の高さを規制することにより適切に制御している。

三保松原からの富士山城への展望景観については、文化財保護法及び自然公園法に基づき、負の影響を与える可能性のある開発を規制するとともに、国有林野の管理経営に関する法律に基づき、国が国有林野として適切な管理経営を行うことにより、極めて良好な状態を保持している。

なお、富士山南麓に当たる富士山市街地の人口密集地には、紙パルプ製造業を中心としたエネルギー多消費産業施設が集中しており、これまで高度のある煙突が林立していたが、富士山に対する展望景観の向上及び地球温暖化対策の推進等を目的として、2002年度から静岡県、富士市が「富士地域煙突ゼロ作戦事業」の下に製造業者に対して改善を働きかけてきた。具体的には、高さ20m以上かつ建物頂部からの高さが10m以上の煙突の撤去等を支援する施策を実施し、2002年度当初124本存在した煙突のうち、不要となった40本以上もの煙突が撤去された。このような煙突の撤去については、今後とも富士市が中心となって進めることとしている。

第4章 基本方針

本章においては、第1章～第3章の記述を踏まえ、以下のとおり、6項目から成る基本方針を示す。

1. 顕著な普遍的価値の保存管理

富士山の顕著な普遍的価値が『信仰の対象』及び『芸術の源泉』の2つの側面から成ることについて整理するとともに、それぞれの側面について、富士山信仰の中核を成す「登拝・巡礼の場」及び芸術作品の源泉となった「展望地点・展望景観」の観点からの保存管理を実施する。

さらに、上記の2つの側面・観点を考慮しつつ、資産の現状・課題を資産全体に共通するもの及び個々の構成資産に固有のものに区分し、それぞれについて具体的な保存管理の方法を定める。

また、資産の保存管理の方法の実施に関連して、資産内において現状を変更し又はその保存に影響を及ぼす行為(以下、「現状変更等」という。)を行う場合には、文化財保護法、自然公園法、国有林野の管理経営に関する法律及びこれらと緊密な関連の下に定められた諸計画の適正な運用・実施を行う。

2. 周辺環境との一体的な保全

資産の現状・立地及びその周辺の土地利用状況等に基づき、顕著な普遍的価値を表す資産の周辺に適切な範囲の緩衝地帯を設定する。同時に、土地利用状況等を考慮し、自主的に保全を図る区域として、緩衝地帯の隣接地に保全管理区域を設定する。

緩衝地帯及び保全管理区域の現状・課題を踏まえ、場所の性質に応じた適切な保全の方法を定める。

緩衝地帯の保全の方法の実施に関連して、緩衝地帯内において現状を変更する行為を行う場合には、文化財保護法・自然公園法・国有林野の管理経営に関する法律及びこれらの法律との緊密な関係の下に定められた諸計画のほか、景観法・都市計画法等及び条例・要綱の法令・制度等の適切な運用・実施を図る。

また、関係地方公共団体が景観条例の下に保全に努める区域及び演習場等の区域から成る保全管理区域については、景観条例の適切な運用又は土地利用形態に応じた適切な保全を図る。

3. 経過観察の実施

資産の保存管理及び周辺環境の保全の状況を把握するために、適正な指標の下に経過観察を行う。その結果、負の影響が確認された場合には、原因の除去又は影響の軽減のための対策を立案・実施する。

4. 整備・公開・活用の促進

個々の構成資産及び構成要素としての浅間神社の境内・社殿等、風穴・溶岩樹型・湖沼・湧水地・滝等の状態に応じて、それぞれ適切な修繕等の整備を行うとともに、良好な風致景観の維持・促進に必要な整備を行う。また、来訪者及び地域住民が資産の顕著な普遍的価値を総合的に理解し、その適切な活用を行うことができるように、資産の全体及び個々の構成資産・構成要素の整備・公開の施策を推進する。

5. 体制の整備・運営

広範囲に及ぶ資産及びその周辺環境を世界文化遺産又はその候補の観点から一体的に保存管理・保全し、遺漏のないものとしていくために、関係法令等を所管する行政機関、地域住民、資産の保存管理に取り組む団体等の関係者が、学術的な見地からの助言を踏まえつつ、十分に連携することのできる体制を構築する。

6. 行動計画の策定・実施

本計画に定めた基本方針に基づき、資産の保存管理及び周辺環境の保全の施策を実際に進めていくための行動計画を定める。

第5章 顕著な普遍的価値の保存管理

富士山の顕著な普遍的価値を保存し、次世代へと継承していくためには、第4章の「基本方針」の1において示したとおり、『信仰の対象』及び『芸術の源泉』の2つの側面からの保存管理が必要である。

本章においては、上記の基本方針を踏まえ、資産の保存管理の方向性を明示するとともに、資産の保存管理の具体的な方法、課題を解決するための施策、それらを担保・実施する上で必要とされる法令及び各種計画について示すこととする。

1. 方向性

(1) 2つの側面に基づく顕著な普遍的価値の保存管理の実施

第2章において明確化したように、富士山の顕著な普遍的価値は『信仰の対象』及び『芸術の源泉』の2つの側面から成り、それぞれ「登拝・巡礼の場」及び「展望地点・展望景観」の観点に基づく保存管理を行う。

ア. 『信仰の対象』の側面に基づく「登拝・巡礼の場」としての保存管理

- ① 馬返より上方の富士山城、山頂の信仰遺跡群、山麓から山頂まで延びる登山道、沿道の山小屋・霊地、及びそれらの直近の周辺環境を良好に維持する。
- ② 山麓に所在する浅間神社の境内・社殿群、御師住宅及びそれらの直近の周辺環境を良好に維持する。
- ③ 山麓に分布する一群の風穴・溶岩樹型・湖沼・湧水地・滝などの霊地・巡礼地、及びそれらの直近の周辺環境を良好に維持する。
- ④ 登拝行為の本質を伝える現在の登山形式を継承・発展させる。

イ. 『芸術の源泉』の側面に基づく「展望地点・展望景観」としての保存管理

- ① 富士山を展望対象とする代表的な展望地点として、歌川広重の浮世絵に一体の図像として描かれた三保松原、日本の紙幣の図様にも採用され、富士山と一体の良好な環境が保たれている本栖湖北岸(中ノ倉峠)の2地点を選択し、両地点を良好に維持する。
- ② 2つの展望地点と展望対象となる富士山城との距離、その間に介在する地形・土地利用形態などを十分考慮しつつ、良好で望ましい展望景観を維持する。

(2) 保存管理の方法の明示

富士山の顕著な普遍的価値を成す2つの側面・観点を考慮しつつ、第3章において把握・抽出した現状・課題を資産全体に共通するものと個々の構成資産及び構成要素に見られる固有のものに区分し、それぞれについて保存管理の方法を明示する。なお、個々の構成資産及び構成要素の保存管理の方法については、「登拝・巡礼の場」を構成するものと「展望地点・展望景観」を構成するものに区分して示すこととする。

(3) 保存管理の方法の実施に係る法令等の遵守

資産の保存管理の方法の実施に関連して、資産内において現状変更等を行う場合には、文化財保護法、自然公園法、国有林野の管理経営に関する法律及びこれらと緊密な関連の下に定められた諸計画の適正な運用・実施を行う。

2. 方法

第1節に示した方向性に基づき、資産全体の保存管理に共通する課題解決の方法について示す。また、各

構成資産及び構成要素の保存管理の具体的方法、課題を解決するための施策を「登拝・巡礼の場」、「展望地点・展望景観」の2つの観点に区分して示す。なお、構成資産及び構成要素のうち、性質が共通するものについては、保存管理の具体的な方法、課題解決のための施策をまとめて示すこととする。

(1) 資産全体

ア. 開発・都市基盤施設の整備

建築物¹及びその他の工作物²の新築・増築・改築については、法令・制度等で定める建築物及びその他工作物の高さ・大きさ等を遵守するなど、資産へ負の影響を及ぼさないよう、景観に配慮する。

道路(標識等の設置を含む。)及び下水道などの都市基盤施設の整備に当たっては、資産の風致景観にも十分配慮したものとするとともに、地下遺構の保存にも十分配慮しつつ、電柱の移設・電線の地中化等を進める。

イ. 環境変化

環境変化に関する経過観察を確実に行うとともに、気象庁をはじめとする行政機関、大学を含む試験研究機関が個別に実施している酸性雨の状況、永久凍土の状態、森林限界の上昇速度、獣害に関する調査研究結果の集約に努めるとともに、今後の環境変化への対策等について協議を進める。

また、林野庁、山梨県・静岡県、関係市町村、団体・企業は、森林の間伐等を実施し、二酸化炭素を吸収・貯蔵する機能を持つ健全な森林の育成・整備を行うとともに、樹木に対する野生動物の食害を防止するため、野生動物の侵入防止柵の設置及び計画的な捕獲を継続して実施する。

ウ. 自然災害

1) 噴火

噴火の予兆を示す情報収集のために、気象庁をはじめとする行政機関、大学を含む試験研究機関が実施している調査研究成果の集約に努め、山梨県・静岡県及び関係市町村が策定した地域防災計画を確実に住民に周知し、その実施に努める。

2) 土砂災害(がけ崩れ・土石流)・落石

富士山西側の山頂付近の大沢川源頭部から標高2,200m付近にかけて展開している大沢崩れについては、土砂流出防備保安林を適切に管理するとともに、風致景観等に配慮した手法の下に土砂流出防止工事を継続的に実施する。

その他の溪流部の源頭部及び登山道沿いにおいても、地形崩壊及び下流部への土砂流出を防止するために、風致景観にも配慮しつつ、必要な箇所に導流堤・砂防堰堤の設置を行うとともに、落石防止のために防護壁・防護柵等の設置を行う。

3) 地震

予知のための観測体制、予知を前提とした避難・警戒体制、防災施設の整備を行うとともに、国、山梨県・静岡県、関係市町村が策定した防災計画を確実に実施する。また、資産が被災した場合には、第9

¹ 建築物;本包括的保存管理計画においては、「土地(湖底も含む)に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設(鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。)をいい、建築設備(建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針)を含むもの。」とする。

² その他の工作物;本包括的保存管理計画においては、「建築物を除いて、土地(地中・水中を含む)又は建築物に定着し、又は継続して設置されるもの。」とする。なお、工作物の範囲は法令・制度等により異なるため、本包括的保存管理計画(分冊1)又は(分冊2)の各法令・制度等の概要において、工作物の具体的な範囲を示すこととする。

章に示す資産の管理体制に基づき、関係機関間において被災状況の情報共有を行い、復旧の対策を策定・実施する。

特に、地震の発生により、神社等の建造物の倒壊など資産への影響が予想されるが、本来、木造建造物が持っている耐震性を正當に評価すると同時に、追加的な構造補強等の対策についても適切に進めることとしている。

4) 風水害

従来、実施してきた風倒被害を受けた森林の保育及び顕著な風倒被害地への新たな植栽を継続するとともに、河川改修等により、風水害の軽減・防止に努める。

5) 火災

従来、実施してきた森林保全巡視の継続及び防火林道の維持管理に努める。

エ. 来訪者及び観光

1) 登山者・来訪者

登山道・下山道の維持管理に努めるとともに、登山者・来訪者の安全確保のために救護所・運搬用ブルドーザーの通行路等の適切な維持を図る。また、登山情報の事前提供及び注意喚起等を行える体制の構築により、資産の安全かつ適正な利用を推進する。さらに、『信仰の対象』及び『芸術の源泉』の両面から、資産が持つ顕著な普遍的価値に対する登山者・来訪者の理解を促すために、資産に関する情報提供・意識啓発の施策を進める。

2) 自動車

来訪者が集中する夏季において、自動車による富士山の環境への負荷を軽減し、渋滞を緩和するために、富士スバルラインの一般車両の通行禁止期間を設けているほか、富士スカイライン・ふじあざみラインにおいても、一般車両の通行禁止期間を設けている。これらの対策については今後とも継続するとともに、周辺駐車場と五合目駐車場とを結ぶシャトルバスの運行を継続的にを行い、登山客の輸送の充実に努めることにより、富士山の環境への影響の軽減に努めることとする。

3) ごみ・廃棄物

今後とも関係行政機関・民間団体・ボランティアによる清掃活動を促進するとともに、不法投棄の監視体制を強化する。

4) し尿

登山者の増加及び厳しい自然環境の中で、それぞれのトイレ設置者が適切に維持管理を行うとともに、必要に応じて施設の更新に努める。

(2)「登拝・巡礼の場」

ア. 馬返より上方の富士山域・山頂の信仰遺跡群、山麓から山頂まで延びる登山道

構成資産 1. 富士山域

構成要素 1-1. 山頂の信仰遺跡群

構成要素 1-2. 大宮・村山口登山道(現在の富士宮口登山道)

構成要素 1-3. 須山口登山道(現在の御殿場口登山道)

構成要素 1-4. 須走口登山道

構成要素 1-5. 吉田口登山道

多くの道者・富士講信者が登拝に用いた登山道の歴史的経緯に鑑み、その物証として路上に残された信仰関連の人為的な地形・施設、沿道に残された石造物等の諸施設、道とその周辺の地下に埋蔵されている遺構・遺物の厳密な保存を図るとともに、道の線形、路面の状態、隣接地の良好な状態を維持する。

登山道の形状をはじめ、沿道の信仰関連施設などがき損した場合には、それらの立地・形態・性質に応じた修復・整備を行う。修復・整備に当たっては、必要に応じて事前に発掘調査・建造物調査・史料調査等の学術調査を実施し、その成果を十分踏まえた手法を採用する。

登拝の精神を伝え、現在も多くの人々が頂上を目指して登山を行っていることに重要な価値があることから、登山道の歴史的価値及び風致景観上の価値の保護を基本としつつ、登山者の安全対策及び便宜にも十分配慮した整備を行う。

登山道の維持管理に負の影響を及ぼす樹木については、枝打ち・剪定・伐採等の処置を行う。特に、富士山の山頂・稜線に対する展望景観の維持にも十分配慮する。

本来の状態・機能が衰亡している登山道については、発掘調査・史料調査等の学術調査の成果に基づき、適切に復旧・整備を行う。

建築物及びその他の工作物の修復・整備に際して土地の掘削を行う場合には、必要に応じて発掘調査を行い、重要な遺構・遺物が発見された場合には、それらの保存に努める。

山小屋・休憩施設の改修等に当たっては、位置・規模・形態・色彩等の観点から、風致景観への配慮を求める。

富士山城の森林については、資産の風致景観にも配慮した適切な整備等を行う。特に、人工林については、植林から伐採に至る周期等の施業の在り方を踏まえた保存管理を行う。

イ. 山麓に所在する浅間神社の境内・社殿群、御師住宅

構成要素 1-6. 北口本宮富士浅間神社

構成資産 2. 富士山本宮浅間大社

構成資産 3. 山宮浅間神社

構成資産 4. 村山浅間神社

構成資産 5. 須山浅間神社

構成資産 6. 富士浅間神社(須走浅間神社)

構成資産 7. 河口浅間神社

構成資産 8. 富士御室浅間神社

構成資産 9. 御師住宅(旧外川家住宅)

構成資産 10. 御師住宅(小佐野家住宅)

浅間神社の境内・社殿・御師住宅は、富士山信仰の歴史上の価値を表す中核的存在であることから、それらを構成する諸要素の厳密な保存管理を行う。

社殿をはじめとする木造建造物については、既設の防災設備の作動状況について点検を行うとともに、定期的に防火訓練を実施することとしている。また、木造建造物が本来持っている耐震性をも十分に評価しつつ、適切な範囲・手法の下に追加的な構造補強等を行い、地震に対する対策を強化する。

敷地の形態、植生、敷地内に存在する富士山信仰関係の工作物については、現状の維持に努め、それらがき損した場合には適切に復旧・整備を行う。

また、建築物及びその他の工作物の更新等による遺構破壊及び景観阻害については厳しく規制し、

土地の掘削を伴う場合には、必要に応じて発掘調査等を実施し、遺構・遺物の適切な保存・整備に努める。

敷地内に残された信仰関連の人為的な地形・施設、敷地の地下に埋蔵されている遺構・遺物の厳密な保存を図る。

また、敷地内に存在し、富士山信仰と密接な関係にある小川などの流れについては、周辺河川からの取水を行っているが、取水施設の維持管理を行うことにより、適切な水量を維持する。また、湧水である富士山本宮浅間大社境内の湧玉池については、水中の藻類が水質に与える影響について調査を行い、その成果を踏まえた制御対策を実施する。

各神社の参道を含めた導入部については、神聖で厳粛な境内の雰囲気を持てるよう維持管理を行い、より望ましい環境の創造に努める。また、富士山の山頂・稜線の景観の維持に十分配慮する。

ウ. 霊地・巡礼地となった風穴・溶岩樹型・湖沼・湧水地・滝

構成要素 1-7. 西湖

構成要素 1-8. 精進湖

構成要素 1-9. 本栖湖

構成資産 11. 山中湖

構成資産 12. 河口湖

西湖・精進湖・本栖湖・山中湖・河口湖の5つの湖沼は、富士山信仰と密接に関わる「八海巡り」の対象地であり富士五湖と総称されている。富士五湖に共通する価値の要素である湖水の水質、湖岸の地形を適切に維持する。

特に湖岸は、地域住民等の生業・生活の場であるとともに、多くの観光客が訪れる場でもあることから、住民の意向を十分尊重しつつ、観光客の安全対策にも配慮した維持管理を行う。

上記の事項を含め、山梨県、関係町村、住民が協働し、富士五湖全体の利用の在り方について検討を進め、富士五湖の保存管理の方法に適切に反映させていくこととする。

構成資産 13. 忍野八海(出口池)

構成資産 14. 忍野八海(お釜池)

構成資産 15. 忍野八海(底抜池)

構成資産 16. 忍野八海(銚子池)

構成資産 17. 忍野八海(湧池)

構成資産 18. 忍野八海(濁池)

構成資産 19. 忍野八海(鏡池)

構成資産 20. 忍野八海(菖蒲池)

忍野八海の本質を成す湧水の水質・水量等を適切に維持するため、これらと緊密な関係を持つ直近の集落・物販施設については、忍野村景観計画において排水・取水等の観点から改善方法を定める。さらに、忍野村景観計画においては、湧水からの富士山に対する展望を確保できるよう直近の周辺環境の改善策についても定める。

また、8つの湧水は地域の生活に必須の給水の間であると同時に、富士山信仰の行場であったことを示す石碑等も保存されていることから、それらの周辺環境も含め維持管理に努める。

構成資産 21. 船津胎内樹型

構成資産 22. 吉田胎内樹型

胎内樹型は富士講信者の巡礼地の一つであり、富士山信仰を表す独特の自然地形として貴重であることから、それらの地形の維持・管理に努める。また、信仰の観点から付加された工作物についても、位置・形態・性質の維持・管理に努める。

ただし、船津胎内樹型の一部及び吉田胎内樹型の一部については入洞が可能であり、信仰のみならず、自然環境に関する学習、観光など、多様な目的の下に多くの人々が来訪することに重要な意義が認められる。したがって、地形の維持・管理と入洞者の安全確保との調和を図るように努める。

構成資産 23. 人穴富士講遺跡

人穴浅間神社の境内には、碑塔群・風穴等の富士山信仰に関わる要素が多く存在するため、それらの位置・形態・性質の維持に努める。それらが経年によりき損した場合には、発掘調査等の学術調査の成果に基づき、位置・形態・意匠に十分配慮した修理を行う。

また、風穴奥部の地上面に当たる山林区域についても、風穴を維持する観点から適切な保存管理を行う。

構成資産 24. 白糸ノ滝

富士講信者にとって重要な水行の場であるとともに、優れた景勝地としても著名であることから、その切り立った岩盤の形態及び湧出する水の水量・水質の維持・管理に努め、岩盤上の樹叢と一体となった神聖で秀麗な滝の風致景観の維持・管理に努める。

滝の流れによる岩盤地形の浸食については、原則として自然の営力に任せることとするが、浸食の経過観察を行いつつ、防護対策の必要性・時期について検討を行う。滝の直近に位置する売店及び倉庫については、早期の撤去・移転も含めて総合的な整備を図り、滝の風致景観の向上・改善を行う。また、周辺環境についても、滝の導入路の両側に位置する複数の物販店・休憩施設の修景に努め、必要に応じて撤去・移転を図ることとする。

(3) 展望地点・展望景観

ア. 本栖湖西北岸(中ノ倉峠)

1) 展望地点

富士山の裾野が本栖湖岸まで広がる優れた景観を望める展望地点であり、展望地点としての最小限の整備を行う。

2) 展望景観

1935年に本栖湖西北岸(中ノ倉峠)の峠道から撮影された岡田紅陽の「湖畔の春」と題する写真は、1984年の五千円札及び2004年の千円札の図様にも採用されており、その写真に写っている本栖湖及び富士山の形姿とほぼ同様の展望景観が現在も維持されている。このような良好な展望景観を維持するために、今後とも継続的に地形・植生の維持・保全及び展望景観に対する阻害要因の抑制を行う。

イ. 三保松原

1) 展望地点

富士山を描いた絵画の典型的な構図において、近景として描かれる白砂青松の海浜景観であり、著名な芸術作品の視点場や舞台ともなったことから、富士山に対する良好な展望を維持するとともに、マツの樹叢の育成、砂浜海岸地形の維持・管理に努める。

砂浜の維持・回復を図るための施設であるL字突堤が破損した場合には、必要最小限の範囲で外観にも十分配慮しつつ修復を行う。マツノザイセンチュウによるマツの被害を予防するために、マツの樹幹への薬剤注入、薬剤散布を継続するとともに、枯損木については直ちに伐倒し、場外搬出を行う。また、伐倒後のマツの植林にも努める。

2) 展望景観

裾野が富士宮市及び富士市の広い範囲にまで広がり、海面とも一体の風致景観を構成している三保松原からの富士山の展望景観については、江戸時代の浮世絵に描かれた富士山の形姿と、ほぼ同様の展望景観が現在も維持されている。駿河湾岸に広がる工場地帯の煙突の撤去を推進するなどの方法により、企業を含め地域の住民と行政が一体となって富士山の望ましい展望景観の創出に努めてきたが、今後とも良好な展望景観を維持するために、地形・植生の維持・保全、阻害要因の制御及び望ましい展望景観の創出の施策を継続的に行うこととする。

(4) その他

構成資産の中には、顕著な普遍的価値と緊密な関係を持つ諸要素以外に、道路その他の便益に係る諸施設を含むものがある。それらの諸施設に関する保存管理の具体的な方法・課題を解決するための施策については、以下に記すとおりである。

ア. 道路

既存の道路の改修に当たっては、風致景観に及ぼす影響が最小となるよう、地形改変の少ない線形とするとともに、沿道の修景及び通景線の確保など、良好な道路景観の形成に配慮する。

道路安全施設(ガードケーブル、ガードパイプ等)・電柱等の工作物の設置等に当たっては、周囲の風致景観と調和の取れた位置・形態・意匠とする。

イ. 便益施設

五合目以上の登山道、山小屋等の施設を含む山城、山麓から五合目に至る主要な歩道、五合目に至る主要な道路と園地等において案内板・説明板等を設置する場合には、利用者の安全性の確保、適正な利活用の促進、良好な風致景観の維持・形成等を目的として標識類の意匠・配置方針等を定めた「富士山における標識類総合ガイドライン」に基づき、それらの位置・規模・形態・意匠に十分配慮したものとす。

駐車場・トイレ等の便益施設については、立地・地形等の状況及び利便性をも考慮し、周囲と調和のとれた規模・配置・意匠とする。

富士山の顕著な普遍的価値に関する情報提供を行う博物館・資料館(第8章 表19参照)その他の展示施設については、周辺の風致景観と調和した位置・規模・形態・意匠とする。

3. 法令等による保存管理

第2節において示した富士山の顕著な普遍的価値を表す各構成資産及び構成要素の保存管理に関しては、表9に示す文化財保護法、自然公園法、国有林野の管理経営に関する法律の少なくとも1つ以上に基づく規制措置等により、確実に担保されている。法令の概要及び各構成資産及び構成要素への法令の適用状況については表9に、法令の許可等の概要については表10に示すとおりである。

また、各構成資産及び構成要素において、現状変更等を行う場合の対応の詳細については、表9に示す法令との緊密な関係の下に定められた個別の計画(本計画の分冊1に収録。)に示す。

各構成資産及び構成要素の保存管理の具体的な行動計画については、第10章の事業計画一覧表に示すとおりである。

(1)「登拝・巡礼の場」としての保存管理のために運用・実施すべき法令・計画

『信仰の対象』としての「登拝・巡礼の場」を構成する馬返より上方の富士山城、山頂の信仰遺跡群、山麓から山頂まで延びる登山道及びその沿道に所在する山小屋、山麓に所在する浅間神社の境内・社殿群、山麓に分布する一群の風穴・溶岩樹型・湖沼・湧水地・滝などの霊地・巡礼地については、文化財保護法に基づき、それぞれ重要文化財、特別名勝、特別天然記念物、史跡、名勝、天然記念物に指定することにより、確実な保存管理を担保している。具体的には、文化財に指定した個々の構成資産又は構成要素については、地方公共団体が策定した当該文化財の保存管理計画(本書の分冊1に収録。)に従って、所有者又は文化財保護法に基づき管理団体に指定されている地方公共団体等が、確実な保存管理を実施している。

一方、個々の構成資産及び構成要素の文化的価値の基盤を成す自然環境及び森林については、自然公園法に基づき指定する国立公園の特別保護地区又は特別地域、国有財産として国が自ら管理を行う国有林野の少なくともいずれかに当たり、適切な保存管理を担保している。具体的には、国立公園については、自然公園法に基づき、環境省が富士箱根伊豆国立公園(富士山地域)公園計画及び富士箱根伊豆国立公園富士山地域管理計画を策定(本書の分冊1に収録。)するとともに、国有林野については、国有林野の管理経営に関する法律に基づき、林野庁が山梨東部森林計画区地域管理経営計画及び富士森林計画区地域管理経営計画(本書の分冊1に収録。)を策定し、確実な保存管理を実施している。

(2)「展望地点・展望景観」としての保存管理のために運用・実施すべき法令・計画

ア. 本栖湖西北岸(中ノ倉峠)

『芸術の源泉』としての「展望地点・展望景観」を構成する本栖湖及びその西北岸(中ノ倉峠)から富士山城にかけての広い地域については、文化財保護法に基づき指定する特別名勝、史跡、名勝、天然記念物、自然公園法に基づき指定する国立公園の特別保護地区又は特別地域、国有林野の管理経営に関する法律に基づき国が管理経営する国有林野の少なくともいずれかに当たり、確実な保存管理を担保している。

具体的には、文化財に指定された個々の構成資産及び構成要素については、地方公共団体が策定した当該文化財の保存管理計画に従って、所有者又は文化財保護法に基づき管理団体に指定された地方公共団体等が、展望地点・展望景観としての確実な保存管理を実施している。

また、国立公園については、自然公園法に基づき、環境省が富士箱根伊豆国立公園(富士山地域)公園計画、富士箱根伊豆国立公園富士山地域管理計画を策定するとともに、国有林野については、国有林野の管理経営に関する法律に基づき、林野庁が富士森林計画区地域管理経営計画を策定し、展望地点・展望景観としての確実な保存管理を実施している。

イ. 三保松原

『芸術の源泉』としての「展望地点・展望景観」を構成する富士山城及び三保松原については、文化財保護法に基づき指定する特別名勝、史跡、名勝、自然公園法に基づき指定する国立公園の特別保護地区又は特別地域、国有林野の管理経営に関する法律に基づき国が管理経営する国有林野の少なくともいずれかに当たり、確実な保存管理を担保している。

具体的には、文化財に指定された個々の構成資産については、地方公共団体が策定した当該文化財の保存管理計画に従って、所有者又は文化財保護法に基づき管理団体に指定されている地方公共団体

等が、展望地点・展望景観としての確実な保存管理を実施している。

また、国立公園については、自然公園法に基づき、環境省が富士箱根伊豆国立公園(富士山地域)公園計画、富士箱根伊豆国立公園富士山地域管理計画を策定するとともに、国有林野については、国有林野の管理経営に関する法律に基づき、林野庁が富士森林計画区地域管理経営計画を策定し、展望景観としての確実な保存管理を実施している。

表9 構成資産及び構成要素に適用される法令の概要

法令名	目的等	概要	対象となる資産
文化財保護法	<p>文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。</p> <p>『信仰の対象』の側面に基づく富士山城、山頂の信仰遺跡群、山麓から山頂まで延びる登山道、山麓に所在する浅間神社の境内・社殿群、御師住宅、霊地・巡礼地となった風穴・溶岩樹型・湖沼・湧水地・滝、『芸術の源泉』の側面に基づく富士山城への展望地点及び展望景観などを、重要文化財、特別名勝、特別天然記念物、史跡、名勝、天然記念物に指定し、富士山の顕著な普遍的価値の保護を法的に担保している。</p>	<p>文化財を保存し、且つ、活用を図るため、許可又は同意を要する行為について定めている。許可又は同意を要する行為については、表10を参照されたい。</p> <p>重要文化財、特別名勝、特別天然記念物、史跡、名勝、天然記念物に指定された構成資産又は構成要素及びそれらに含まれる要素については、地方公共団体が保存管理計画を策定し、個々の文化財の立地・形態・性質に応じた保存管理の方針・方法、現状変更及び保存に影響を及ぼす行為(以下、表中においては「現状変更等」という。)の取扱基準を定めている。</p> <p>各計画の詳細については分冊1を参照されたい。</p>	<p>1富士山城の一部</p> <p>1-1 山頂の信仰遺跡群</p> <p>1-2 大宮・村山口登山道(現在の富士宮口登山道)</p> <p>1-3 須山口登山道(現在の御殿場口登山道)</p> <p>1-4 須走口登山道</p> <p>1-5 吉田口登山道</p> <p>1-6 北口本宮富士浅間神社</p> <p>1-7 西湖</p> <p>1-8 精進湖</p> <p>1-9 本栖湖</p> <p>2富士山本宮浅間大社</p> <p>3山宮浅間神社</p> <p>4村山浅間神社</p> <p>5須山浅間神社</p> <p>6富士浅間神社(須走浅間神社)</p> <p>7河口浅間神社</p> <p>8富士御室浅間神社</p> <p>9御師住宅(旧外川家住宅)</p> <p>10御師住宅(小佐野家住宅)</p> <p>11山中湖</p> <p>12河口湖</p> <p>13忍野八海(出口池)</p> <p>14忍野八海(お釜池)</p> <p>15忍野八海(底抜池)</p> <p>16忍野八海(銚子池)</p>

			<p>17忍野八海(湧池)</p> <p>18忍野八海(濁池)</p> <p>19忍野八海(鏡池)</p> <p>20忍野八海(菖蒲池)</p> <p>21船津胎内樹型</p> <p>22吉田胎内樹型</p> <p>23人穴富士講遺跡</p> <p>24白糸ノ滝</p> <p>25三保松原</p>
自然公園法	<p>優れた自然の風景地を保護し、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。</p> <p>『信仰の対象』の側面に基づく富士山城、山頂の信仰遺跡群、山麓から山頂まで延びる登山道、山麓に所在する一部の浅間神社の境内、霊地・巡礼地となった溶岩樹型・湖沼・滝、『芸術の源泉』の側面に基づく富士山城への展望地点及び展望景観などを、富士箱根伊豆国立公園の特別保護地区又は特別地域に指定しており、富士山の顕著な普遍的価値の保護を法的に担保している。</p>	<p>国立公園の保護と適正な利用を行うために、許可又は協議を要する行為を定めている。許可又は協議を要する行為については、表10を参照されたい。</p> <p>当該構成資産に含まれる国立公園については、富士箱根伊豆国立公園(富士山地域)公園計画を定め、国立公園内の施設の種類・配置、規制の強弱、その他必要事項を定めている。</p> <p>また、富士箱根伊豆国立公園富士山地域管理計画を定めており、この計画に基づき、国立公園内の自然風景地の保護や利用の方針を定めている。</p> <p>各計画の詳細については分冊1を参照されたい。</p>	<p>1富士山城の一部</p> <p>1-1 山頂の信仰遺跡群</p> <p>1-2 大宮・村山口登山道(現在の富士宮口登山道)</p> <p>1-3 須山口登山道(現在の御殿場口登山道)</p> <p>1-4 須走口登山道</p> <p>1-5 吉田口登山道</p> <p>1-6 北口本宮富士浅間神社</p> <p>1-7 西湖</p> <p>1-8 精進湖</p> <p>1-9 本栖湖</p> <p>8富士御室浅間神社</p> <p>11山中湖</p> <p>12河口湖</p> <p>22吉田胎内樹型</p> <p>24白糸ノ滝</p>
国有林野の管理経営に関する法律	<p>国有林野の管理経営に関する計画を明らかにするとともに、適切かつ効率的な管理経営の実施を確保することを目的とする。</p> <p>『信仰の対象』の側面に基づく富士山城、山麓から山頂まで延びる登山道、『芸術の源泉』の側面に基づく富士山城への展望景観などは国有林</p>	<p>国有林野の適切な管理経営を目的として、国有林野の管理経営に関する基本計画(「管理経営基本計画」)を定めている。</p> <p>また、管理経営基本計画に即して、森林計画区ごとに、国有林野の管理経営に関する計画(「地域管理経営計画」)を定めている。</p> <p>当該構成資産に含まれる国有</p>	<p>1富士山城の一部</p> <p>1-2 大宮・村山口登山道(現在の富士宮口登山道)</p> <p>1-3 須山口登山道(現在の御殿場口登山道)</p> <p>1-4 須走口登山道</p> <p>1-5 吉田口登山道</p>

	<p>野の範囲に含まれ、国有林野の管理経営に関する基本計画の下に適切な森林の管理経営を実施していることから、富士山の顕著な普遍的価値の保存管理を担保している。</p>	<p>林野においては、山梨東部森林計画区地域管理経営計画及び富士森林計画区地域管理経営計画を策定し、人工林の適切な整備等の管理を行っている。</p> <p>各計画において定める事項については表10を、各計画の詳細については分冊1を参照されたい。</p>	
--	---	--	--

表10 構成資産及び構成要素に適用される法令の許可等の概要

法令名	制度名/ 対象区域名	許可等	許可等を 要する行為等	罰則規定
文化財 保護法	重要文化財	文化庁長官の許可又は同意（文化庁長官の許可又は同意の権限に属する事務の一部については、県又は市の教育委員会に委譲されている。）	現状変更及び保存に影響を及ぼす行為（以下、表中においては「現状変更等」という。）等をしようとする場合には、許可又は同意が必要となる。	懲役若しくは禁錮又は罰金若しくは科料
	特別名勝			
	特別天然記念物			
	史跡			
	名勝			
	天然記念物			

自然 公園法	国立公園特別地域	特別保護 地区	環境大臣の許可又は協議	工作物の新築・改築・増築、木竹の伐採、鉱物の採掘、土石の採取、河川・湖沼等の水位・水量の増減、環境大臣が指定する湖沼等への汚水等の排出、広告物の設置、水面の埋立・干拓、土地の形状変更、工作物等の色彩変更、環境大臣が指定する区域への立ち入り、木竹の損傷、木竹の植栽、動物を放つこと、屋外における物の集積・貯蔵、火入れ・たき火、木竹以外の植物の採取・損傷等、木竹以外の植物の植栽・植物の種子まき、動物の捕獲・殺傷等、道路等以外での車馬・動力船の使用、航空機の着陸を行う場合には、許可又は協議が必要となる。	懲役又は罰金
		第1種特別 地域	環境大臣又は 県知事の許可 又は協議	工作物の新築・改築・増築、木竹の伐採、環境大臣が指定する区域内での木竹の損傷、鉱物の採掘、土石の採取、河川・湖沼等の水位・水量の増減、環境大臣が指定する湖沼等への汚水等の排出、広告物の設置、環境大臣が指定する物の集積・貯蔵、水面の埋立・干拓、土地の形状変更、環境大臣が指定する植物等の採取・損傷、環境大臣が指定する植物の植栽・種子まき、環境大臣が指定する動物の捕獲・殺傷等、環境大臣が指定する動物を放つこと、工作物等の色彩変更、環境大臣が指定する区域への立ち入り、環境大臣が指定する区域での車馬・動力船の使用、航空機の着陸を行う場合には、許可又は協議が必要となる。	
		第2種特別 地域			
		第3種特別 地域			
国有林野 の管理経 営に関する法律	国有林野	農林水産大臣が定める管理経営基本計画及び森林管理局長が定める地域管理経営計画により、国有林野の管理経営の基本方針や主要事業の実施に関する事項等を定めている。 地域管理経営計画には、伐採総量・更新総量・保育総量・林道の開設及び改良の総量を定め、国土保全・自然環境の保全等の公益的機能の発揮を重視した適切な森林の管理経営を実施する。	—		

第6章 周辺環境との一体的な保全

富士山の顕著な普遍的価値を表す資産の範囲を確実に保護していくためには、第4章の「基本方針」の2において示したとおり、周辺環境との一体的な保全が必要である。

本章においては、上記の基本方針を踏まえ、資産の周辺環境との一体的保全の方向性を明示するとともに、保全の具体的方法、課題を解決するための施策、それらを担保・実施する上で必要とされる法令・制度等及び各種計画について示すこととする。

1. 方向性

(1) 地区区分に基づく周辺環境の保全

顕著な普遍的価値を表す資産の周辺環境のうち、その土地利用状況等の観点をも踏まえつつ、物理的又は景観上の負の影響が想起し得る範囲を対象として、適切な範囲の緩衝地帯を設定する。

また、土地利用状況等を考慮し、緩衝地帯の隣接地に地方公共団体その他の関係機関が自主的に保全を図る区域として、緩衝地帯とは別に保全管理区域を設定する。

(2) 緩衝地帯

第3章において明確化した資産の周辺環境に係る課題のうち、資産とも共通する環境変化、自然災害、来訪者及び観光に関する課題解決の方法については除外し、緩衝地帯に関係する開発・都市基盤施設の整備に関する課題解決の方法について示すこととする。

緩衝地帯における課題を解決し、適切に保全するための方法の実施については、文化財保護法・自然公園法・国有林野の管理経営に関する法律、及びこれらの法律との緊密な関連の下に定められた諸計画の適正な運用・実施を行う。また、景観法・都市計画法等の法律、山梨県・静岡県等が定める条例等の適正な運用・実施を行う。

(3) 保全管理区域

第3章において明確化した資産の周辺環境に係る課題のうち、保全管理区域に係るものとして、特に開発・都市基盤施設の整備に係る課題解決の方法及び演習場等に関する保全の方法について示すこととする。

保全管理区域には、山梨県景観条例及び忍野村景観条例等の法令等を適用して適切な保全を行う区域があるほか、国、山梨県、関係市町村をはじめ、富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合、東富士入会組合、関係入会組合、土地の所有者である財産区・法人などの長年の実績を持つ地元住民団体によって適切に管理されている演習場等の区域がある。

2. 方法

(1) 緩衝地帯

ア. 設定の考え方

以下に記す5点を考慮しつつ、『信仰の対象』としての「登拝・巡礼の場」及び『芸術の源泉』としての「展望地点・展望景観」の2つの側面・観点から導き出される富士山の顕著な普遍的価値に対して、物理的又は景観上の負の影響が想起し得る範囲を対象として、緩衝地帯を設定する。

- ① 富士山を中心として、山麓に所在する浅間神社の境内・社殿群、御師住宅、霊地・巡礼地となった湖

沼等の一群の構成資産及び構成要素の一体性を確保できること。

- ② 三保松原からの富士山域に対する展望景観の保全のために、南麓の広い範囲を対象として緩衝地帯とすること。
- ③ 各構成資産及び構成要素の直近の地域においては、「登拝・巡礼の場」又は「展望地点・展望景観」としての相応しい地形・植生・水脈を維持できるとともに、構成資産及び構成要素の内側から外側に対する良好な景観をも維持できること。
- ④ 構成資産以外の神社境内及び文化財保護法に基づく「周知の埋蔵文化財包蔵地」¹で、富士山信仰に関連するものが分布する範囲を含むこと。
- ⑤ 市街地・林班などの土地利用形態の境界、行政界、各種法令等による境界、道路等の地形・地物の位置などにより、容易に境界線を認知できること。

また、本栖湖(構成要素 1-9)の北西辺及び富士山域(構成資産 1)の東辺の2箇所については、緩衝地帯を設けていないが、ともに資産内から望まれる景観への負の影響は想定し得ない。前者については、山梨県景観条例によって行為規制(表14及び表15を参照されたい。)が行われているのみならず、稜線背後の急傾斜面において稜線の大規模な切削を伴う土地造成又は建築が極めて困難な状況であることから、本栖湖岸又は富士山頂など広く富士山域内の地点から望まれる本栖湖岸の背景の景観に負の影響を与えることはない。また、後者については、演習場としての隣接地の土地利用形態に鑑み(64ページ～65ページを参照されたい。)、開発又は都市基盤施設の整備に伴う景観への負の影響は想定し得ない。

イ. 保全の方法

緩衝地帯における環境変化、自然災害、来訪者及び観光の側面からの保全の方法については、資産における同側面からの保存管理の方法と同一又は共通するものを省略し、ここでは、緩衝地帯において特に留意すべき開発・都市基盤施設の整備の側面からの保全の方法について記す。なお、資産とも共通又は同一の環境変化、自然災害、来訪者及び観光の側面からの保存管理の方法については、39～41ページを参照されたい。

緩衝地帯における道路整備事業及び下水道事業などの都市基盤施設の整備事業については、沿道景観の改善、交通諸問題の解消等にも配慮しつつ、登拝・巡礼の場である構成資産及び構成要素並びに展望地点・展望景観の両面における負の影響が生じないよう十分な留意の下に、各施設の線形・意匠・工法等について検討する。

また、道路整備事業と並行して電柱の移設及び電線の地中化を進め、資産の風致景観にも十分配慮した道路施設・標識等の整備を行う。

さらに、ホテル等の観光施設の建設及び既存の工業団地の建設については、法令・制度等で定める建築物及びその他工作物の高さ・大きさ等の基準を遵守するなど、資産に対して負の影響を及ぼさないよう十分に配慮する。

ウ. 法令・制度等による保全

緩衝地帯において、課題の解決及び適切な保全のための方法を実施する場合には、文化財保護法、自然公園法、国有林野の管理経営に関する法律をはじめ、景観法(及び同法に基づき地方公共団体が

¹ 周知の埋蔵文化財包蔵地;文化財保護法第92条には、土地に埋蔵されている文化財として「埋蔵文化財」を定義しており、同法第93条には、埋蔵文化財の包蔵地であることが周知されている土地を「周知の埋蔵文化財包蔵地」と定義している。周知の方法は、市町村が埋蔵文化財包蔵地を示した遺跡台帳、遺跡地図を公開することによって行われる。

定める景観条例・景観計画)、都市計画法、海岸法、及び山梨県・静岡県、関係市町村が定める自主条例等を適切に運用・実施する。

緩衝地帯に適用される法令・制度等の概要は表11に、それらの法令・制度等の許可等の概要については表12に示すとおりである。

また、緩衝地帯における自然公園法、国有林野の管理経営に関する法律との緊密な関係の下に定められた個別の計画に基づく現状変更等の取扱等の詳細については、本書の分冊1に、その他の法令・制度等に基づく許可基準等については、本書の分冊2にそれぞれ示す。

なお、各法令・制度等の構成資産及び構成要素、緩衝地帯への適用状況については表13に示すとおりである。

緩衝地帯における保全の具体的な行動計画については、第10章の事業計画一覧表に示すとおりである。

表11 緩衝地帯に適用される法令・制度等の概要

法令・制度等名称	目的	概要
文化財保護法	文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。 『信仰の対象』の側面に基づく富士山城、山頂の信仰遺跡群、山麓から山頂まで延びる登山道、浅間神社の境内、霊地・巡礼地となった溶岩樹型・湖沼・湧水地・滝などの周辺環境の一部、及び『芸術の源泉』の側面に基づく富士山城への展望地点及び展望景観などの周辺環境の一部を、それぞれ特別名勝、特別天然記念物、史跡、名勝、天然記念物の指定地を含めており、緩衝地帯としての景観・環境の保全を法的に担保している。	文化財を保存し、且つ、活用を図るため、許可又は同意を要する行為について定める。許可等を要する行為については、表12を参照されたい。 当該緩衝地帯に含まれる特別名勝、特別天然記念物、史跡、名勝、天然記念物に指定された文化財については、地方公共団体が保存管理計画を策定し、個々の文化財の立地・形態・性質に応じた保存管理の方針・方法、現状変更等の取扱基準を定めている。
自然公園法	優れた自然の風景地を保護し、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。 『信仰の対象』の側面に基づく富士山城、山頂の信仰遺跡群、山麓から山頂まで延びる登山道、一部の浅間神社の境内、霊地・巡礼地となった溶岩樹型・湖沼・滝などの周辺環境の一部、及び『芸術の源泉』の	国立公園の保護と適正な利用を行うために、許可、届出又は協議を要する行為を定めている。許可、届出又は協議を要する行為については表12を参照されたい。 当該緩衝地帯に含まれる国立公園については、富士箱根伊豆国立公園(富士山地域)公園計画を定め、国立公園内の施設の種類・配置、規制の強弱、その他必要事項を定めている。

	側面に基づく富士山域への展望地点及び展望景観の周辺環境の一部を、それぞれ富士箱根伊豆国立公園の特別保護地区、特別地域又は普通地域に指定しており、緩衝地帯としての景観・環境の保全を法的に担保している。	また、富士箱根伊豆国立公園富士山地域管理計画を定めており、この計画に基づき、国立公園内の風致景観の保護や利用の方針を定めている。各計画の詳細については、分冊1を参照されたい。
国有林野の管理経営に関する法律	国有林野の管理経営に関する計画を明らかにするとともに、適切かつ効率的な管理経営の実施を確保することを目的とする。 『信仰の対象』の側面に基づく富士山域、山頂の信仰遺跡群、山麓から山頂まで延びる登山道などの周辺環境の一部、及び『芸術の源泉』の側面に基づく富士山域への展望景観の周辺環境の一部を、国が国有林野として適切な管理経営を実施しており、緩衝地帯としての景観・環境の保全を担保している。	国有林野の適切な管理経営を目的として、国有林野の管理経営に関する基本計画(「管理経営基本計画」)を定めている。 また、管理経営基本計画に即して、森林計画区ごとに、国有林野の管理経営に関する計画(「地域管理経営計画」)を定めている。 当該緩衝地帯に含まれる国有林野においては、富士森林計画区地域管理経営計画を策定し、人工林の適切な整備等の管理を行っている。各計画において定める事項については表12を、各計画の詳細については、分冊1を参照されたい。
景観法(地方公共団体が定める景観条例及び景観計画)	忍野村、山中湖村、富士宮市、富士市、静岡市の優れた景観の保全・整備を図ることを目的とする。 『信仰の対象』の側面に基づく一部の浅間神社の境内、霊地・巡礼地となった湖沼・湧水地などの周辺環境、及び『芸術の源泉』の側面に基づく富士山域への展望地点及び展望景観の周辺環境を、それぞれ各市村が景観法に基づく景観計画において景観計画区域に含め、景観条例に基づき緩衝地帯としての景観・環境の保全を担保している。	各市村の優れた景観の保全・整備を図るため、各市村が届出を要する行為及び届け出た場合に求めるべき景観形成基準を定めている。 届出を要する行為については表12を、景観形成基準の詳細については分冊2を参照されたい。
山梨県風致地区条例(都市計画法の規定に基づく)	都市における風致の維持を目的とする。 『信仰の対象』の側面に基づく霊地・巡礼地となった湧水地(忍野八海(出口池))の周辺環境については、都市計画法に基づく山梨県風致地区条例により忍野風致地区に指定し、緩衝地帯としての景観・環境の保全を担保している。	都市における風致の維持を図るため、許可又は協議を要する行為及び許可基準を定めている。 許可又は協議を要する行為については表12を、許可基準の詳細については分冊2を参照されたい。
都市計画法	都市の健全な発展及び秩序ある整備を図	無秩序な市街化を防止し、計画的な市街

	<p>ることを目的とする。</p> <p>『信仰の対象』の側面に基づく浅間神社の境内(5. 須山浅間神社・6. 富士浅間神社)の周辺環境のほとんどは市街化調整区域であり、開発行為が制限され、環境の保全を担保している。</p> <p>『芸術の源泉』の側面に基づく富士山域に対する展望地点(三保松原)の周辺環境については、自然緑地景観の保全、ゆとりとあるおいのある住宅地としての土地利用を適切に維持し、地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導している。</p>	<p>化を図るために、区域区分を定めるとともに、区分に基づき許可又は協議を要する行為及び許可基準を定めている。</p> <p>当該緩衝地帯においては、市街化調整区域及び第一種低層住居専用地域を定めている。</p> <p>許可又は協議を要する行為については表12を、許可基準については分冊2を参照されたい。</p>
海岸法	<p>海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備、保全、適正な利用を図ることを目的とする。</p> <p>『芸術の源泉』の側面に基づく富士山域への展望地点(三保松原)の周辺環境については、海岸法に基づき海浜を適切に維持しており、緩衝地帯としての景観・環境の保全を法的に担保している。</p>	<p>海岸環境の整備、保全、適正な利用を図るため、許可又は協議を要する行為及び許可基準を定めている。</p> <p>許可又は協議を要する行為については表12を、許可基準の詳細については分冊2を参照されたい。</p>
地方公共団体が定める自主条例	<p>優れた景観の保全・創造を図ることをはじめ、富士山の優れた文化的な景観を次世代へと引き継ぐことを目的とする。</p> <p>『信仰の対象』の側面に基づく富士山域、浅間神社の境内、御師住宅の周辺環境については、山梨県景観条例、富士吉田市富士山世界文化遺産候補条例に基づき、住宅地としての建築物等の外観を維持し、緩衝地帯としての景観・環境の保全を担保している。</p>	<p>優れた景観の保全・創造を図り、富士山の優れた文化的な景観を次世代へと引き継ぐため、届出を要する行為及び届け出た場合に求めるべき基準を定めている。</p> <p>届出を要する行為については表12を、求めるべき基準の詳細については分冊2を参照されたい。</p>
土地利用事業指導要綱	<p>土地利用事業の施行に関し、事業実施者に適正な指導を行うことを目的とする。</p> <p>『信仰の対象』の側面に基づく浅間神社の境内(5. 須山浅間神社、6. 富士浅間神社)の周辺環境については、地方公共団体が定める各々の土地利用事業指導要綱に基づき、緩衝地帯としての景観・環境の保全を担保している。</p>	<p>土地利用事業のうち、一定規模を超えるものについて、事前協議を要する事業及び承認基準を定めている。</p> <p>事前協議を要する事業については表12を、承認基準の詳細については、分冊2を参照されたい。</p>

表12 緩衝地帯に適用される法令・制度等の許可等の概要

法令・ 制度等名称	制度名/ 対象区域名		許可等	許可等を 要する行為等	罰則規定
文化財保護法	特別名勝		文化庁長官の許可又は同意(文化庁長官の許可又は同意の権限に属する事務の一部については、県又は市の教育委員会に委譲されている。)	現状変更及び保存に影響を及ぼす行為(以下、表中においては「現状変更等」という。)をしようとする場合には、許可又は同意が必要となる。	懲役若しくは禁錮又は罰金若しくは科料
	特別天然記念物				
	史跡				
	名勝				
	天然記念物				
自然公園法	国立公園特別地域	特別保護地区	環境大臣の許可又は協議	工作物の新築・改築・増築、木竹の伐採、鉱物の採掘、土石の採取、河川・湖沼等の水位・水量の増減、環境大臣が指定する湖沼等への汚水等の排出、広告物の設置、水面の埋立・干拓、土地の形状変更、工作物等の色彩変更、環境大臣が指定する区域への立ち入り、木竹の損傷、木竹の植栽、動物を放つこと、屋外における物の集積・貯蔵、火入れ・たき火、木竹以外の植物の採取・損傷等、木竹以外の植物の植栽・植物の種子まき、動物の捕獲・殺傷等、道路等以外での車馬・動力船の使用、航空機の着陸を行う場合には、許可又は協議が必要となる。	懲役又は罰金

	第1種 特別地域	環境大臣又は 県知事の 許可又は協 議	工作物の新築・改築・増築、木竹 の伐採、環境大臣が指定する区域 内での木竹の損傷、鉱物の採掘、 土石の採取、河川・湖沼等の水 位・水量の増減、環境大臣が指定 する湖沼等への汚水等の排出、広 告物の設置、環境大臣が指定する 物の集積・貯蔵、水面の埋立・干 拓、土地の形状変更、環境大臣が 指定する植物等の採取・損傷、環 境大臣が指定する植物の植栽・種 子まき、環境大臣が指定する動物 の捕獲・殺傷等、環境大臣が指定 する動物を放つこと、工作物等の 色彩変更、環境大臣が指定する区 域への立ち入り、環境大臣が指定 する区域での車馬・動力船の使用、航空機の着陸を行う場合には、許可又は協議が必要となる。	
	第2種 特別地域			
	第3種 特別地域			
	国立公園普通地 域	環境大臣又は 県知事への 届出又は協 議	基準を超える工作物の新築・改 築・増築、特別地域内の河川・湖 沼等の水位・水量に増減を及ぼさ せること、広告物の設置、水面の埋 立・干拓、鉱物の掘採、土石の採 取、土地の形状変更を行う場合に は、届出又は協議が必要となる。	罰金
国有林野の管理 経営に関する法 律	国有林野	農林水産大臣が定める管理経営基本計画及び森 林管理局長が定める地域管理経営計画により、国 有林野の管理経営の基本方針や主要事業の実施 に関する事項等を定めている。 地域管理経営計画には、伐採総量・更新総量・保 育総量・林道の開設及び改良の総量を定め、国土 保全・自然環境の保全等の公益的機能の発揮を重 視した適切な森林の管理経営を実施する。	—	
景観法(忍野村 景観条例)	景観形成重点 地区	忍野村長への 届出	建築物及びその他の工作物の 新築、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若 しくは模様替又は色彩の変更、 木竹の伐採、屋外におけるもの	懲役又は 罰金
景観法(山中湖 村景観条例)	景観形成重点 地区	山中湖村長へ の届出		

	一般区域		の集積又は貯蔵、特定工作物及び運動・レジャー施設に関わる開発行為、宅地の造成等、土石類の採取、水面の埋立て又は干拓を行う場合には、届出が必要となる。	
景観法(富士宮市富士山景観条例)	富士山等景観保全地域	富士宮市長への届出		
	富士山等眺望保全地域			
景観法(富士市景観条例)	用途地域が指定されていない地域	富士市長への届出		
景観法(静岡市景観条例)	重点地区以外	静岡市長への届出		
山梨県風致地区条例(都市計画法の規定に基づく)	風致地区	山梨県知事(忍野村長 ¹)の許可又は協議	建築物及びその他の工作物の新築・改築・増築又は移転、宅地の造成・土地の形質の変更、木竹の伐採、土石類の採取、水面の埋立・干拓、建築物及びその他の工作物の色彩の変更、土石等の堆積を行う場合には、許可又は協議が必要となる。	罰金
都市計画法	第一種低層住居専用地域及び市街化調整区域	静岡県知事(小山町の範囲 ²)・静岡市長・御殿場市長・裾野市長の許可又は協議	建築物の建築又は特定工作物の建設を行う目的で、3,000㎡以上の開発行為を行う場合には、許可又は協議が必要となる。	懲役又は罰金
海岸法	海岸保全区域	静岡県知事の許可又は協議	土石の採取、水面又は公共海岸の土地以外の土地における海岸保全施設以外の施設の新設又は改築、土地の掘削・盛土・切土を行う場合には、許可又は協議が必要となる。	罰金
山梨県景観条例	山梨県全域	山梨県知事への届出	建築物及びその他の工作物の新築・改築・増築又は移転、建築物及びその他の工作物の模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの、木竹の	罰金

¹ 忍野村長の許可又は協議;地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律に基づき、山梨県知事の権限は、2012年4月より忍野村長に委譲される。

² 小山町の範囲;地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るため、静岡県事務処理の特例に関する条例に基づき、小山町の範囲に関する静岡県知事の権限は、2012年4月より小山町長に移譲される。

			伐採、屋外における物品の集積・貯蔵、鉱物の掘採、土石の採取、土地の形質変更を行う場合には、届出が必要となる。	
富士吉田市富士山世界文化遺産候補条例	富士山世界文化遺産候補保全地域	富士吉田市長への届出	建築物及びその他の工作物の新築・改築・増築又は移転を行う場合には、届出が必要となる。	勧告
御殿場市土地利用事業指導要綱	御殿場市全域	御殿場市長の承認（一部事前協議も必要）	高さ13m以上の建築物（都市計画区域外又は市街化調整区域）、施行区域の面積が2,000㎡以上の土地利用事業を行う場合には、承認が必要となる。 また、20,000㎡以上の土地利用事業を行う場合には、事前協議が必要となる。	—
裾野市土地利用事業に関する指導要綱	裾野市全域	裾野市長の承認（一部事前協議も必要）	高さ21m以上又は7階建て以上（延床面積6,000㎡以上の場合には5階建て以上）の建築物、施行区域の面積が2,000㎡以上の土地利用事業を行う場合には、承認が必要となる。 また、50,000㎡以上の土地利用事業を行う場合には、事前協議が必要となる。	—
小山町土地利用事業の適性化に関する指導要綱	小山町全域	小山町長の承認（一部事前協議も必要）	施行区域の面積が1,000㎡以上の土地利用事業を行う場合には、承認が必要となる。 また、10,000㎡以上土地利用事業を行う場合には、事前協議が必要となる。	—

表13 構成資産/構成要素及び緩衝地帯への法令・制度等の適用状況一覧

法令・制度等	制度名/対象区域名	構成要素								
		1	構成要素							
		富士山城	1-1	1-2	1-3	1-4	1-5	1-6	1-7	1-8
		山頂の信仰遺跡群	大宮・村山口登山道現在の富士宮口登山道)	須山口登山道(現在の御殿場口登山道)	須走口登山道	吉田口登山道	北口本宮富士浅間神社	西湖	精進湖	本栖湖
文化財保護法	重要文化財	● a					● a			
	特別名勝	● b	● b	● b	● b	● b	● b			
	特別天然記念物									
	史跡	● c	● c	● c	● c	● c	● c			
	名勝	● d						● d	● d	● d
	天然記念物	● e								
自然公園法	特別保護地区	●	●	●	●	●				
	第1種特別地域	●			●	●	●		●	●
	第2種特別地域	●					●	●	●	●
	第3種特別地域	●			●		●			
	国立公園普通地域				○		○			
国有林野の管理経営に関する法律	●		●	●	●	●				
景観法(忍野村景観条例)	景観形成重点区域									
	景観計画区域									
景観法(山中湖村景観条例)	景観形成重点地区									
	一般区域									
景観法(富士宮市富士山景観条例)	富士山等景観保全地域	○	○	○						
	富士山等眺望保全地域									
景観法(富士市景観条例)	用途地域が指定されていない地域	○								
景観法(静岡市景観条例)	重点地区以外									
山梨県風致地区条例(都市計画法の規定に基づく)	風致地区									
都市計画法	第一種低層住居専用地域									
	市街化調整区域	○								
海岸法	海岸保全区域									
山梨県景観条例	山梨県全域	○	○				○	○	○	○
富士吉田市富士山世界文化遺産候補条例	保全地域									

構成資産																									緩衝地帯
2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25		
富士山本宮浅間大社	山宮浅間神社	村山浅間神社	須山浅間神社	富士浅間神社(須走浅間神社)	河口浅間神社	富士御室浅間神社	御師住宅(旧外川家住宅)	御師住宅(小佐野家住宅)	山中湖	河口湖	忍野八海(出口池)	忍野八海(お釜池)	忍野八海(底抜池)	忍野八海(銚子池)	忍野八海(湧池)	忍野八海(濁池)	忍野八海(鏡池)	忍野八海(菖蒲池)	船津胎内樹型	吉田胎内樹型	人穴富士講遺跡	白糸ノ滝	三保松原		
● f						● h	● i	● j																	
																								●	
● g																								●	
● c	● c	● c	● c	● c	● c	● c																● c		●	
									● d	● d													● n	● o	●
											● k	● k	● k	● k	● k	● k	● k	● k	● k	● l	● m		● n		●
																								●	
						●			●	●											●		●	●	
					○															○	○	○		●	
													○	○	○	○	○	○						●	
									○															●	
	○	○																				○		●	
○																						○		●	
																							○	●	
																							○	●	
	○	○	○	○																		○	○	●	
						○	○	○	○		○									○	○			●	
								○	○															●	

法令・制度等	制度名/対象区域名	構成要素								
		1								
		富士 山 域	1- 1	1- 2	1- 3	1- 4	1- 5	1- 6	1- 7	1- 8
		山頂の信仰遺跡群	大宮・村山口登山道(現在の富士宮口登山道)	須山口登山道(現在の御殿場口登山道)	須走口登山道	吉田口登山道	北口本宮富士浅間神社	西湖	精進湖	本栖湖
御殿場市土地利用事業指導要綱	御殿場市全域	○		○						
裾野市土地利用事業に関する指導要綱	裾野市全域	○								
小山町土地利用事業の適正化に関する指導要綱	小山町全域	○	○		○					

凡例 ●:基本的な法規制等、○:増補的な法規制等、a~o は文化財指定を表す。各文化財指定名称は下のとおり。

- a 富士山域、北口本宮富士浅間神社;重要文化財北口本宮富士浅間神社東宮本殿、重要文化財北口本宮
- b 富士山域、山頂の信仰遺跡、大宮・村山口登山道(現富士宮口登山道)、須山口登山道(現御殿
- c 富士山域、山頂の信仰遺跡、大宮・村山口登山道(現富士宮口登山道)、須山口登山道(現御殿場口登山間神社、須山浅間神社、富士浅間神社(須走浅間神社)、河口浅間神社、富士御室浅間神社、人穴富士講
- d 富士山域、西湖、精進湖、本栖湖、山中湖、河口湖;名勝富士五湖
- e 富士山域;天然記念物富士山原始林及び青木ヶ原樹海、天然記念物西湖蝙蝠穴およびコウモリ、天然記念物神座風穴附蒲鉾穴および眼鏡穴
- f 富士山本宮浅間大社;重要文化財富士山本宮浅間神社本殿
- g 富士山本宮浅間大社;特別天然記念物湧玉池
- h 富士御室浅間神社;重要文化財富士御室浅間神社本殿
- i 御師住宅(旧外川家住宅);重要文化財旧外川家住宅
- j 御師住宅(小佐野家住宅);重要文化財小佐野家住宅
- k 忍野八海(出口池)、忍野八海(お釜池)、忍野八海(底抜池)、忍野八海(銚子池)、忍野八海(湧池)、忍野
- l 船津胎内樹型;天然記念物船津胎内樹型
- m 吉田胎内樹型;天然記念物吉田胎内樹型
- n 白糸ノ滝;名勝及び天然記念物白糸ノ滝
- o 三保松原;名勝三保松原

構成資産																									緩衝地帯
2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25		
富士山本宮浅間大社	山宮浅間神社	村山浅間神社	須山浅間神社	富士浅間神社(須走浅間神社)	河口浅間神社	富士御室浅間神社	御師住宅(旧外川家住宅)	御師住宅(小佐野家住宅)	山中湖	河口湖	忍野八海(出口池)	忍野八海(お釜池)	忍野八海(底抜池)	忍野八海(銚子池)	忍野八海(湧池)	忍野八海(濁池)	忍野八海(鏡池)	忍野八海(菖蒲池)	船津胎内樹型	吉田胎内樹型	人穴富士講遺跡	白糸ノ滝	三保松原		
																								●	
			○																					●	
				○																				●	

富士浅間神社西宮本殿、重要文化財北口本宮富士浅間神社本殿

場口登山道)、須走口登山道、吉田口登山道、北口本宮富士浅間神社;特別名勝富士山

道)、須走口登山道、吉田口登山道、北口本宮富士浅間神社、富士山本宮浅間大社、山宮浅間神社、村山浅遺跡;史跡富士山

物富岳風穴、天然記念物鳴沢氷穴、天然記念物富士風穴、天然記念物本栖風穴、天然記念物大室洞穴、天

八海(濁池)、忍野八海(鏡池)、忍野八海(菖蒲池);天然記念物忍野八海

(2) 保全管理区域

ア. 設定の考え方

資産及び緩衝地帯の外側に当たり、富士山の顕著な普遍的価値の保護には直接的に関係しない範囲を対象として、保全管理区域を設定した。保全管理区域は、国、山梨県・静岡県、関係市町村、地元住民団体等が自主的な管理に努め、以て資産の保護に資する役割を持つ。保全管理区域として、以下の2つの地域を設定する。

1) 富士吉田市等市街地・忍野村集落地域

富士吉田市の市街地に位置する御師住宅及び忍野村の集落に接している忍野八海の周辺地域については、概ね周囲の一街区の範囲を対象として緩衝地帯を設定し、その外側に当たる富士吉田市・富士河口湖町の市街地(以下、「富士吉田市等市街地」という。)又は忍野村の集落地域の広い範囲を対象として保全管理区域を定める。

2) 演習場等

富士山域に隣接する演習場等については、土地利用形態の性質を考慮し、保全管理区域とする。

イ. 保全の方法

保全管理区域における環境変化、自然災害、来訪者及び観光、開発・都市基盤施設の整備の側面からの保全の方法については、資産及び緩衝地帯における同側面からの保存管理・保全の方法と同一又は共通するものを省略し、ここでは、保全管理区域において特に留意すべき開発・都市基盤施設の整備及び演習場等の側面からの保全の方法についてのみ記す。なお、資産とも共通する環境変化、自然災害、来訪者及び観光、開発・都市基盤施設の整備の側面からの保全の方法については39～41ページを、緩衝地帯とも共通する開発・都市基盤施設の整備の側面からの保全の方法については52ページを、それぞれ参照されたい。

1) 開発・都市基盤施設の整備

御殿場市内の保全管理区域においては、ごみ処理施設などの生活利便施設の建設などの事業が計画されている。このような施設の建設に当たっては、展望景観に負の影響が生じないよう、施設の意匠・高さ・色彩などについて調整を行う。

2) 演習場等

演習場内の多くは、地元住民団体による採草等の土地利用の慣行がある場所であったが、北富士演習場(山梨県)及び東富士演習場(静岡県)として使用されている現在においても、山梨県をはじめ、富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合及び東富士入会組合、関係入会組合、土地の所有者である財産区・法人など長年の実績を持つ地元住民団体による採草や森林施業等の活動も行われている。演習場等としての土地利用形態は、そのような地元住民団体による行為の継続を前提として行われてきたのであり、結果的に当該地域を無秩序な開発から護る重要な役割をも果たしてきた。

現在、八合目以上の山頂部には年間約30万人もの登山客が訪れるが、演習場等の存在は登山客の登山行為に対して負の影響を与えてはいない。また、『芸術の源泉』の側面から重要な意味を持つ2つの展望地点の本栖湖西北岸(中ノ倉峠)及び三保松原から演習場等は視認できないため、演習場等の存在は富士山への展望景観に対しても負の影響を与えてはいない。

演習場内で行われる実弾射撃を含む行為は、日本国の防衛上の観点から必要なものとされており、さらにその他の演習行為については、災害時の派遣活動にも有効なものとしてされている。これらの行為は

富士山の『信仰の対象』の観点から重要な意味を持つ登山行為のみならず、『芸術の源泉』の観点から重要な意味を持つ2つの展望地点からの富士山域の展望景観に対しても、負の影響を与えてはいない。

ウ. 法令・制度等による保全

1) 富士吉田市等市街地・忍野村集落地域

富士吉田市等の市街地及び忍野村の集落地においては、ホテル等の建設及び道路整備などの都市基盤施設の整備が行われており、今後とも同様のホテル等の建設及び都市基盤施設の整備事業が計画されている。この地域に対しては、山梨県景観条例及び忍野村景観条例等を適用し、自発的な保全措置を講じることとする。

この範囲の保全管理区域に適用される法令・制度等の概要については表14に、それらの法令・制度等の許可等の概要については表15に示すとおりである。

また、保全管理区域における法令・制度等に基づく許可基準等については本書の分冊2に示す。

保全管理区域における保全の具体的な行動計画については、第10章の事業計画一覧表に示すとおりである。

2) 演習場等

演習場等の土地においては、従来からの慣行に基づき地元住民団体等により継続されてきた採草等の行為を前提として、日本国にとって防衛の観点から必要なものとされてきた演習場等としての土地利用形態が、結果的に当該地域を無秩序な開発から護る重要な役割を果たしてきた。したがって、資産及び緩衝地帯との一体的な保全を継続するためには、今後とも現在の土地利用形態を継続することが必要である。

表14 保全管理区域に適用される法令・制度等の概要

法令・制度等名称	目的	概要
景観法(忍野村景観条例及び景観計画)	忍野村内の優れた景観の保全・整備を図ることを目的とする。『信仰の対象』の側面に基づく霊地・巡礼地となった湧水地(忍野八海)の周辺環境を、忍野村景観条例及び景観計画において景観計画区域に含め、保全管理区域としての景観・環境の保全を担保している。	忍野村の優れた景観の保全・整備を図るため、届出を要する行為及び届け出た場合に求めるべき景観形成基準を定めている。届出を要する行為については表14を、景観形成基準の詳細については分冊2を参照されたい。
山梨県景観条例	かけがえのない自然及び貴重な歴史的・文化的資産を取り巻く景観を後世に継承し、優れた景観の保全・創造を図ることにより、個性豊かで潤いのある県土の実現に資することを目的としている。 『信仰の対象』の側面に基づく浅間神社の境内、御師住宅などの周辺環境は、山梨県景観条例により、保全管理区域として	かけがえのない自然及び貴重な歴史的・文化的資産を取り巻く景観を後世に継承し、優れた景観の保全・創造を図るため、届出を要する行為及び届け出た場合に求めるべき基準を定めている。 届出を要する行為については表15を、求めるべき基準の詳細については分冊2を参照されたい。

	の景観・環境の保全を担保している。	
土地利用 事業指導 要綱	土地利用事業の施行に関し、事業実施者に適正な指導を行うことを目的とする。 『信仰の対象』の側面に基づく浅間神社の境内(須山浅間神社、富士浅間神社)の周辺環境については、地方公共団体が定める各々の土地利用事業指導要綱に基づき、保全管理区域としての景観・環境の保全を担保している。	土地利用事業のうち、一定規模を超えるものについて、事前協議を要する事業及び承認基準等を定めている。 事前協議を要する事業については表15を、承認基準の詳細については分冊2を参照されたい。

表15 保全管理区域に適用される法令・制度等の許可等の概要

法令・ 制度等名称	制度名/ 対象区域名	許可等	許可等を 要する行為等	罰則規定
景観法(忍野 村景観条例)	景観計画区 域	忍野村長へ の届出	建築物及びその他の工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更、木竹の伐採、屋外におけるものの集積又は蓄積を行う場合には、届出が必要となる。	懲役又は 罰金
山梨県 景観条例	山梨県全域	山梨県知事 への届出	建築物及びその他工作物の新築・改築・増築又は移転、建築物及びその他工作物の模様替又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの、木竹の伐採、屋外における物品の集積・貯蔵、鉱物の掘採、土石の採取、土地の形質変更を行う場合には、届出が必要となる。	罰金
御殿場市 土地利用 事業指導 要綱	御殿場市全 域	御殿場市長 の承認(一 部事前協議 も必要)	高さ13m以上の建築物(都市計画区域外又は市街化調整区域)、施行区域の面積が2,000㎡以上の土地利用事業を行う場合には、承認が必要となる。 また、20,000㎡以上の土地利用事業を行う場合には、事前協議が必要となる。	—
裾野市 土地利用 事業に関する 指導要綱	裾野市全域	裾野市長の 承認(一部 事前協議も 必要)	高さ21m以上又は7階建て以上(延床面積6,000㎡以上の場合には5階建て以上)の建築物、施行区域の面積が2,000㎡以上の土地利用事業を行う場合には、承認が必要となる。 また、50,000㎡以上の土地利用事業を	—

			行う場合には、事前協議が必要となる。	
小山町土地利用事業の適性化に関する指 導要綱	小山町全域	小山町長の承認（一部事前協議も必要）	<p>施行区域の面積が1,000㎡以上の土地利用事業を行う場合には、承認が必要となる。</p> <p>また、10,000㎡以上の土地利用事業を行う場合には、事前協議が必要となる。</p>	—

第7章 経過観察の実施

富士山の顕著な普遍的価値を表す資産の範囲を確実に保護していくためには、第4章の「基本方針」の3において示したとおり、経過観察を実施し、負の影響が確認された場合には原因を除去し又は影響を軽減させるための対策を立案・実施していくことが必要である。

本章においては、上記の基本方針を踏まえ、第3章において整理した資産及び周辺環境の現状・課題に基づき、資産の経過観察を適切に行う上での方向性を明示するとともに、経過観察の指標、具体的方法、周期、実施する主体等について示すこととする。

1. 方向性

(1) 影響要因・観察指標・周期、観察記録主体の特定

経過観察を適正に行うために、①資産及び周辺環境の保護、②各構成資産及び構成要素の保護、③顕著な普遍的価値の伝達の3つの側面から、資産に対する負の影響を及ぼす要因及びそれに基づく観察指標を特定し、観察・測定の指標・周期、観察記録の主体を定める。

(2) 負の影響を予防・除去するための対策の立案・実施

観察の結果、資産及び周辺環境に対する負の影響が認められ又は予測される場合には、速やかに関係機関と協議し、負の影響を未然に防止し、原因を除去又は負の影響を軽減させるための対策について立案・実施する。

2. 方法

(1) 「資産及び周辺環境の保護」に関する観察指標

資産及び周辺環境に対する負の影響の種別ごとの観察指標、指標の測定内容・手法の概要、周期、観察記録の主体については、表16に示すとおりである。

表16 「資産及び周辺環境の保護」に関する観察指標一覧表

資産及び周辺環境に対する負の影響		観察指標	指標の測定内容・手法	周期	観察記録主体
開発・都市基盤施設の整備による影響	1. 都市基盤施設の整備による影響	a) 電線の地中化延長	電線の地中化の延長状況について把握する。	毎年	山梨県 静岡県
環境変化	2. 酸性雨	b) 大気汚染に係る環境基準達成率(二酸化硫黄)	大気の常時監視を行い、大気中の二酸化硫黄含有量を測定する。	毎年	山梨県 静岡県

	3. 気候温暖化	c) 植生調査	10cm四方の小区画内に生育するすべての植物種の一覧表を作成し、それらの経年変化を計測する。	5年	環境省
		d) 森林限界の上昇速度	森林限界線に地点を定め、その位置の時間的変化を観測する。また、航空写真を用いて時間的変化を観測する。	毎年	環境省 試験研究機関
		e) 気温の経年変化	大気の常時監視を行い、気温の変化を観測する。	毎年	気象庁
	4. 野生動物及び病虫による影響	f) 森林の病虫獣害による被害面積	森林における病虫獣害による被害面積の把握を行う。	毎年	林野庁 山梨県 静岡県
自然災害	5. 噴火	g) 火山活動の観測	地震計、傾斜計、GPS等による火山活動の観測を行う。	随時	気象庁 山梨県 静岡県 試験研究機関
	6. 土砂災害	h) 土砂災害・崩壊地形の調査	航空測量等により大沢崩れ周辺ほかの地形測量を行い、土砂災害・崩壊地形の調査を行う。	随時	国土交通省
	7. 地震	i) 前兆現象の観測	地震計、体積歪計、傾斜計等による前兆現象の観測を行う。	随時	気象庁 山梨県 静岡県 試験研究機関
	8. 自然災害による建造物等や景観への影響	j) 文化財き損届け件数	文化財のき損届けの件数による被害の把握を行う。	毎年	山梨県 静岡県 市町村
		k) 森林の風水害被害面積	風水害による森林の被害面積の把握を行う。	毎年	林野庁 山梨県 静岡県
	9. 火災による景観への影響	l) 森林の火災被害面積	森林における火災による被害面積の把握を行う。	毎年	林野庁 山梨県 静岡県

来訪者及び 観光による影 響	10. 来訪者増 加による建 造物等や景 観への影響	m) 主要地点への 来訪者数	主要地点への来訪者 数を測定する。	毎 年	山梨県 静岡県
		n) 五合目への来訪 者数	各登山道の五合目への 来訪者数を測定する。	毎 年	市町村
		o) 登山者数(八合 目以上)	各登山道の八合目以上 への来訪者数を測定す る。	毎 年	環境省
		p) 自動車数	富士スバルライン、富士 山スカイライン、ふじあざ みラインにおける自動車 数を把握する。	毎 年	山梨県 静岡県

(2)「各構成資産及び構成要素の保護」に関する観察指標

各構成資産及び構成要素に対する負の影響の種別ごとの観察指標、指標の測定内容・手法の概要、周期、観察記録の主体については、表17に示すとおりである。

表17 「各構成資産及び構成要素の保護」に関する観察指標一覧表

資産及び周辺環境に対する 負の影響		観察指標	指標の測定内容・手法	周 期	観察記録 主体
各構成資産	1. 建造物にお ける火災	a) 防災設備の点検 回数	防災設備の点検を行う。	毎 年	所有者 管理団体
	2. 建造物をはじ めとする構成 資産及び構成 要素の劣化	b) 建造物をはじめ とする構成資産 及び構成要素の 劣化状況	建造物をはじめとする構 成資産及び構成要素の巡 視を行う。	毎 年	山梨県 静岡県
	3. 湖沼・湧水の 水質	c) 水質	湖沼(富士五湖)・湧水 (忍野八海)の水質(pH、 COD、有害物質等)測定 を行う。	毎 年	山梨県 町村
展望景観	4. 景観阻害要 因調査	d) 視点場における 景観阻害要因数	展望地点(本栖湖西北 岸、三保松原)において、 視界に入り込む阻害要因 について把握する。	毎 年	山梨県 静岡県

(3)「顕著な普遍的価値の伝達」に関する観察指標

顕著な普遍的価値の伝達に関する観察指標及び指標の測定内容・手法の概要、周期、観察記録組織については、表18に示すとおりである。

表18 「顕著な普遍的価値の伝達」に関する観察指標一覧表

観察指標	指標の測定内容・手法	周期	観察記録組織
a) 富士山に関する研修会等参加者数	富士山に関する様々な研修会・セミナーへの参加者数を測定する。	毎年	山梨県 静岡県
b) 環境保全活動への参加者数	富士山に関する環境保全活動への参加者数を測定する。	毎年	山梨県 静岡県
c) パンフレット・ホームページによる情報提供数	刊行されているパンフレット類及び各県・地元市町村が開設しているホームページにより、情報提供の回数・状況について把握する。	毎年	山梨県 静岡県

第8章 整備・公開・活用の促進

富士山が持つ顕著な普遍的価値を次世代に向けて確実に継承していくためには、第4章の「基本方針」の4において示したとおり、資産の適切な整備・公開・活用を促進することが必要である。

本章においては、上記の基本方針を踏まえ、資産の整備・公開・活用を適切に進める上での方向性を明示するとともに、その具体的な方法について示すこととする。

1. 方向性

資産の顕著な普遍的価値を確実に保存するとともに、地域住民及び来訪者が顕著な普遍的価値を総合的に理解することができるように、以下の2点に基づき整備・公開・活用の方向性を定め、着実に実施する。

(1) 構成資産間の関連性を考慮した顕著な普遍的価値に係る総合的な伝達

富士山とその周辺には、顕著な普遍的価値を示す構成資産及び構成要素が広い範囲に分布している。それらを一体として保存管理し、資産がき損・劣化した場合には適切な修復を行うとともに、相互に緊密な関連性を持つものとして総合的に理解することができるよう、資産とも調和した公開・活用施設を整備し、地域住民及び来訪者に対して効果的な情報提供を行う。

(2) 国内外からの観光客の受け入れ態勢の整備

富士山は日本を代表する優れた名所として世界的に知られており、広く国内外から多くの来訪者がある国内有数の観光地である。そのため、山梨県・静岡県及び関係市町村では、風致景観・環境の保全にも十分配慮した来訪者の受け入れ態勢を整備する。

2. 方法

環境省、林野庁、山梨県・静岡県、関係市町村、及び個別の構成資産及び構成要素の所有者が、以下の4点に十分留意しつつ、資産の整備・公開・活用の施策を実施する。

(1) 富士山の総合学術調査の充実

神社の社殿、御師住宅、構成資産及び構成要素内の考古学的遺跡の修復・整備については、それらの性質に基づく真実性を確実に保持するために、建造物の解体修理に伴う部材調査及び発掘調査等の各種の学術調査を行い、それらの結果に基づき、精度高く実施する。また、歴史・考古・民俗・自然環境・文学・有形・無形の文化財の各分野における学術調査研究を継続的に行い、それらの成果を保存・活用上の諸課題解決のために反映させることとする。

山梨県では、2008年から「山梨県富士山総合学術調査研究委員会」の下に歴史・信仰・芸術などの観点から富士山の総合的な調査・研究を開始し、関連資料の収集・把握・充実に努めている。また、それらの調査研究の成果を活用した啓発活動として、地域住民を対象とする報告会を毎年1回以上開催している。

また、各市町村は、山梨県教育委員会・静岡県教育委員会の指導の下に、保存・活用を目的として資産に含まれる文化財の調査を実施し、それらの成果の充実に努めている。

このような調査成果を含め、富士山の自然、歴史、文化等の調査研究の成果を情報発信する拠点として、山梨県・静岡県は、関係市町村の協力の下に、「富士山世界遺産センター（仮称）」を設置することとしている。

今後とも、両県においては、保存管理のために必要な調査を実施する。

(2)適切な公開・活用施設の設置

現在、「山梨県立富士ビジターセンター」をはじめ、表19に示す既存の公開・活用施設においては、富士山の顕著な普遍的価値に関する展示等を行っている。

今後は、顕著な普遍的価値の効果的な情報提供の観点から、解説内容・施設・体制について一層の充実を図るとともに、富士山の自然、歴史、文化等の調査研究の成果を情報発信する拠点として「富士山世界遺産センター(仮称)」を設置する。

なお、これらの施設の改修に当たっては、資産に対する景観上の影響も十分考慮しつつ、来訪者に対する情報発信及び便益などの機能を充足できるよう適切な位置・規模・意匠を定めることとする。

(3)地域住民等への普及活動

山梨県・静岡県及び関係市町村は、構成資産間の関連性を考慮した富士山の顕著な普遍的価値を総合的に理解するための講座及び研修会等を実施し、地域住民及び来訪者への情報の伝達を行う。

さらに、日常的な情報提供の一環として、ガイドブック等の充実を図るほか、地域の児童・生徒を対象とした学校教育及び地域住民を対象とした社会教育活動との連携の下に、富士山の顕著な普遍的価値に関する総合的な情報提供を行う。

(4)国内外からの観光客への対応

2010年に、環境省、山梨県・静岡県は、関係市町村及び関係者と連携して「富士山における標識類総合ガイドライン」及び「富士山における標識類の統合整理計画」を策定した。現在、統一された意匠・形態の下に4ヶ国語(日本語、英語、中国語、ハングル)の道標・解説板等の設置を進めており、今後ともその推進を図ることとしている。

また、多言語によるガイドブック又は富士山レンジャー等による自然環境の学習講座を通じて、登山に際してのマナー及びルールの周知を行う。さらに、来訪者の目的に応じて複数のモデルコースを設定するとともに、富士山の顕著な普遍的価値に関する情報提供及び観光客のマナー向上にも資するガイドの養成を行う。

表19 資産の顕著な普遍的価値の伝達に関する公開・活用施設一覧

NO	名称	所在地	内容
1	山梨県立富士ビジターセンター	富士河口湖町	富士登山、その成り立ち、「木花開耶姫」の伝説など、登山・自然・文化の主題別に富士山を知ることができる。
2	山梨県環境科学研究所	富士吉田市	環境に関する情報を幅広く収集し、わかりやすく提供することにより、環境学習や環境保全活動、快適環境づくりに向けた施策を支援する。
3	富士吉田市歴史民俗博物館	富士吉田市	富士山と富士吉田市の歴史・文化を学べる博物館。展示内容は、富士山信仰・地域をささえた産業・富士吉田の歩み・日々の暮らしと祭りの4つのゾーンにより構成されている。
4	旧外川家住宅	富士吉田市	富士山の御師をしていた外川家住宅を現

			地にて修復・保存し、富士吉田市の学習施設として活用している。建物の内部では、外川家の歴史及び富士山の信仰に関わる資料を展示している。
5	富士吉田市富士山世界遺産 インフォメーションセンター	富士吉田市	富士山及び富士吉田市の魅力・価値を発信する施設。御師の街「上吉田」の歴史・文化を案内する『おし街さんぽ』ガイドツアーを実施している。
6	船津胎内フィールドセンター	富士河口湖町	富士山の成り立ち及び自然の豊かさを知るための自然博物館。富士山麓に生息する草花・動物、樹型溶岩の見本などを楽しく学べる教育環境の場として親しまれている。
7	本栖湖観光案内所・本栖歴史館	富士河口湖町	富士山、本栖湖及び本栖地区の自然・歴史に関する資料を展示している。地域を散策するための拠点施設となっている。
8	西湖コウモリ穴案内所	富士河口湖町	天然記念物に指定されている富士山麓で最大級の風穴を中心として、この周辺一帯に広がる青木ヶ原樹海の自然を体験するネイチャーガイドの拠点となっている。
9	富士市立博物館	富士市	「富士に生きる」を主題として、様々な資料の収集・保存をはじめ、研究調査・講座を実施している。
10	裾野市立富士山資料館	裾野市	富士山の成り立ち・歴史・動植物、それにまつわる人々の生活など、富士山に関する資料を展示している。
11	御殿場市富士山交流センター （「富士山樹空の森」）	御殿場市	富士山に関する情報発信及び地域活性の役割を担う観光拠点となっている。
12	富士浅間神社 御鎮座千二百年記念資料館	小山町	神社伝来の社宝、古文書類、富士講資料、宿坊・山室関係等の資料を収蔵・展示している。
13	道の駅すばしり	小山町	小山町及び須走口登山道の起点である富士浅間神社の歴史に関する資料を常設展示しており、富士山に最も近い道の駅であるため、富士登山の基地としての役割も果たしている。

第9章 体制の整備・運営

富士山が持つ顕著な普遍的価値を次世代に向けて確実に継承していくためには、第4章の「基本方針」の5において示したとおり、資産の保存管理及びその周辺環境の保全を確実に行う上での体制の整備・運営が必要である。

本章においては、上記の基本方針を踏まえ、体制の整備を適切に行う上での方向性を明示するとともに、その具体的な方法について示すこととする。

1. 方向性

資産の保存管理及びその周辺環境の保全については、関係法令等を所管する行政機関、地域住民、資産の所有者、関係団体等が相互に連携して適切に実施している。しかし、広範囲にわたる資産及びその周辺環境を世界文化遺産又はその候補として一体的に保存管理・保全し、遺漏のないものとしていくために、関係者が専門家による学術的な見地からの助言を踏まえつつ、十分に連携することのできる包括的保存管理体制を新たに構築した。

包括的保存管理体制においては、①関係法令等により保存管理を行うこと、②学術的な見地を取り入れ保存管理を行うこと、③官民協働で保存管理を行うことの3点を基本的な方向性として位置付ける。

2. 方法

資産及びその周辺環境の現況の把握、資産の保存管理及びその周辺環境の保全に係る事項について関係機関が協議を行う場として、山梨県・静岡県が中心となって「富士山世界文化遺産協議会」(以下、「協議会」という。)を設置した。

また、関係法令等を所管する国の機関(文化庁、環境省、林野庁、国土交通省、防衛省)は、協議会のオブザーバーとして、協議会に対して、資産の保存管理及びその周辺環境の保全について助言を行う。また、併せて文化遺産の保存管理について国の機関として中心的な役割を担う文化庁は、協議会において中心的な役割を担う山梨県・静岡県及びその他の国の機関とも連携しつつ、資産の保存管理及びその周辺環境の保全に係る重要事項及び世界遺産委員会への提出が必要な資産の保存管理状況の定期報告書の準備等について、適宜連絡調整及び協議を行う。

さらに、協議会が専門家による学術的な見地からの助言を得るために、「富士山世界文化遺産学術委員会」(以下、「学術委員会」という。)を設置した。

また、協議会は資産の保存管理及びその周辺環境の保全に取り組む団体及び個人とも相互に協力を行う。以上の保存管理体制を図示したものが図5であり、各組織の役割については以下のとおりである。

(1) 包括的保存管理体制における各組織の機能

ア. 富士山世界文化遺産協議会

1) 目的・機能

- a. 協議会は、周辺環境を含めた資産の現況の把握を行うとともに、関係法令等を所管する国の機関(文化庁、環境省、林野庁、国土交通省、防衛省)とも連携しつつ、以下の事項について協議を行う。
 - 資産の保存管理及び整備活用に関する事項

- ▶ 資産の周辺環境の保全に関する事項
- ▶ 体制の整備及びその運営に関する事項
- b. 世界遺産委員会への提出が必要な資産の保存管理状況の定期報告書等について、協議を行う。
- c. 資産の保存管理及び整備活用に取り組む団体及び個人と相互に協力を行う。

2)構成

資産の保存管理及びその周辺環境の保全に中心的な役割を担う山梨県・静岡県、関係法令に基づき現地において管理に当たるその他の行政機関(環境省・林野庁・国土交通省の各出先機関、関係市町村)により構成される。

また、国の行政機関(文化庁、環境省、林野庁、国土交通省、防衛省)は、協議会における協議にオブザーバーとして助言を行う。

3)開催の時期

山梨県・静岡県は、定期的に協議会を開催することとし、さらに必要に応じて追加的に開催する。

イ. 富士山世界文化遺産協議会作業部会

1)目的・機能

- a. 協議会による協議を円滑にするために、事前に協議事項の準備・調整を行う。
- b 「富士山包括的保存管理計画」の実施状況を把握し、協議会に対して課題、施策の案を提示する。
- c. 関係法令等を所管する国の機関と連携して、資産の保存管理及びその周辺環境の保全に係る重要事項について調整を行う。
- d. 世界遺産委員会への提出が必要な資産の保存管理状況の定期報告書について、協議を行う。

2)構成

協議会の構成員に加えて、資産の保存管理及びその周辺環境の保全に直接関係する地域住民の代表、資産所有者、現地の関係団体等を含む。

3)開催の時期

山梨県・静岡県は、協議会の開催前には作業部会を開催することとし、必要に応じて追加的に開催する。

ウ. 富士山世界文化遺産学術委員会

1)目的・機能

協議会に対し、学術的・専門的な観点から、資産の保存管理及びその周辺環境の保全について助言を行う。

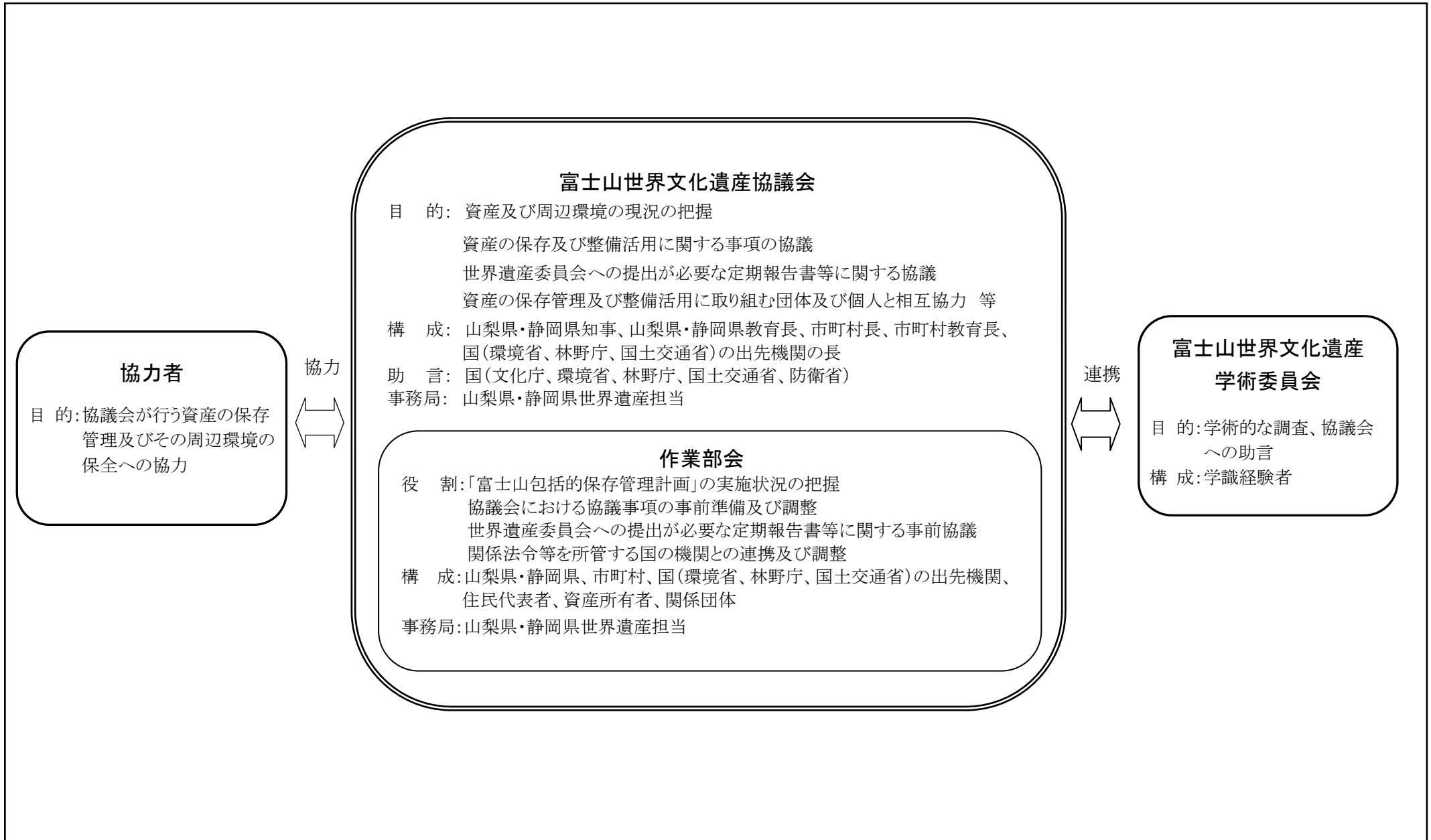
2)構成

資産の保存管理及びその周辺環境の保全に関し、学術的・専門的な知見をもつ学識経験者により構成される。

3)開催の時期

山梨県・静岡県は、必要に応じて学術委員会を開催する。

図5 「富士山」に係る保存管理の組織体制図



(2)各構成員の役割

協議会及び作業部会を構成する各構成員の役割並びにオブザーバーの役割については、下記に示すとおりである。

a. 文化庁

- 文化庁は文化遺産の保護について国の機関として中心的な役割を担う官庁であることから、協議会において中心的な役割を担う山梨県・静岡県及びその他の国の機関と連携しつつ、資産の保存管理及びその周辺環境の保全に係る重要事項及び世界遺産委員会への提出が必要な資産の保存管理状況の定期報告書の準備等について、適宜連絡調整又は協議を行う。
- 環境省及び林野庁とも連携しつつ、国内外の世界文化遺産の保護に関する情報収集に努め、富士山の保護に資するよう協議会に情報提供を行う。
- 文化財保護法に基づき、構成資産又はそれらに含まれる文化財の所有者又は文化財保護法に基づき指定された管理団体に対し、文化財の維持のための修理・復旧又は現状変更及び保存に影響を及ぼす行為を行う場合に、指導等を行う。

b. 環境省

- 自然公園法に基づき、山梨県・静岡県とともに資産の文化的基盤を成す自然環境について、構成資産及びその周辺環境の所有者及び管理者に対し、指導等を行う。
- 文化庁及び林野庁とも連携しつつ、国内外の世界自然遺産の保護に関する情報収集に努め、富士山の保護に資するよう協議会に情報提供を行う。

c. 林野庁

- 国有林野の管理経営に関する法律に基づき、自ら国有林野の適切な管理経営を行うとともに、民有林における森林整備への補助など森林の保全整備に関する施策を実施する。
- 文化庁及び環境省とも連携しつつ、国内外の世界自然遺産の保護に関する情報収集に努め、富士山の保護に資するよう協議会に情報提供を行う。

d. 国土交通省

- 大沢崩れ等の浸食防止、山腹崩壊防止を目的とする溪床対策工事を継続的に実施するほか、火山噴火に伴う土砂流出も含め、山麓域での土砂災害対策を行うなど資産の保存管理及びその周辺環境の保全に努める。

e. 防衛省

- 演習場等の使用を通じ、山梨県・静岡県、関係市町村、長年の実績を持つ地元住民団体とともに保全管理区域の保全に努める。

f. 山梨県・静岡県

- 所管する条例等の適切な運用を行うとともに、国・市町村・関係団体等と連携して資産の保存管理及びその周辺環境の保全に関する現況及び課題の把握を行い、課題解決のために広域にわたって必要とされる施策を実施する。

g. 市町村

- 所管する条例等の適切な運用を行うとともに、山梨県・静岡県、地域住民等と連携しつつ、資産の保存管理及びその周辺環境の保全に必要な施策を実施する。

(3)地域住民等との連携、住民参加の推進

資産の保存管理及びその周辺環境の保全のために、作業部会への地域住民の参加及び事業の官民協

働での実施等、地域住民等との連携を図る。

官民協働の下に実施している事業については、表20に示すとおりである。

表20 地域住民等と行政との連携による事業(その1)

主な実施事業	事業主体	実施年度
富士山地域の環境保全対策	富士山及び周辺美化推進協議会(山梨県側)	1980年～
	富士山麓環境美化推進ネットワーク(山梨県側)	2004年～
	富士山地域美化推進会議(静岡県側)	1996年～
	富士山環境保全対策連絡会(静岡県側)	2005年～
	ふじさんネットワーク(静岡県側)	1999年～
富士山クリーン作戦	財団法人富士山をきれいにする会(山梨県側)	1962年～
	富士山をいつまでも美しくする会(静岡県側)	1980年～

また、富士山周辺森林においては、NPO法人又は企業・団体等により、表21に示すような森林整備活動等が自主的に行われており、林野庁及び山梨県・静岡県もこれらの活動を支援している。

表21 地域住民等と行政との連携による事業(その2)

事業主体	名称	実施年度
NPO法人 企業・団体等	富士山クラブ西白塚ふれあいの森	2000年～
	ドングリの会森づくり活動	2001年～
	東富士湧水涵養の森づくり活動	2001年～
	富士山自然の森	1998年～
	富士山の森再生プロジェクト	2007年～
	富士山の森復元活動	2003年～
	ゼファーの森	2001年～
	ブナ林創造事業	2002年～
	富士山麓ブナ林創造事業	2006年～
	富士山の森づくり	2007年～
	県民森づくり大作戦	2000年～
	しずおか未来の森サポーター制度	2006年～

さらに、地域住民による資産の保存管理を確実なものとするためには、住民が資産の顕著な普遍的価値に関する理解を深め、自然環境を含めた保全に対する意識をより一層醸成する必要がある。そのため、山梨県・静岡県及び関係市町村では、表22に示す地域住民参加型の講演会、研修会などの各種事業を主催している。

表22 地域住民が参加する主な事業

事業主体	主な実施事業	実施年度
静岡県	富士山世界文化遺産出前講座	2006年～
山梨県	富士山世界遺産出前講座	2007年～
山梨県	山梨県富士山総合学術調査研究委員会公開報告会	2009年～
市町村	富士山学習会	2003年～
市町村	富士吉田市世界遺産専門学校、博物館歴史講座	2009年～

第10章 行動計画の策定・実施

富士山が持つ顕著な普遍的価値を次世代に向けて確実に継承していくためには、第4章の「基本方針」の6において示したとおり、本計画に示した保存管理・保全のための事業を行動計画として策定・実施することが必要である。

本章においては、上記の基本方針を踏まえ、第5章～第9章において示した資産の保存管理、緩衝地帯・保全管理区域の保全に係る諸事業を行動計画として策定・実施していく上での方向性を明示するとともに、その具体的な方法について示すこととする。

1. 方向性

(1) 経過観察の実施

①開発・都市基盤施設の整備、②環境変化、③自然災害、④来訪者及び観光、⑤各構成資産・構成要素及び展望景観の修復・整備、⑥公開・活用の6つの観点から、資産に影響を与える要因の特定を行い、各要因に基づく経過観察を適切な周期の下に実施し、その成果の分析を行う。負の影響が想定される場合には予防の方策、負の影響が明確である場合には軽減・防止の方策について検討を行い、実施する。

(2) 各構成資産・構成要素及び展望景観の修復・整備

神社の社殿をはじめとする建造物、風穴・溶岩樹型等の各構成資産・構成要素のうち、劣化したものについては、完全性・真実性の維持の観点から適正な修復・整備を行う。また、2つの展望地点の適切な修復・整備を行うとともに、そこからの良好な展望景観の維持及び向上のための修景を行う。

(3) 資産の公開・活用の推進

地域住民が資産の顕著な普遍的価値を正確に理解し、来訪者に対して積極的に発信していくために、調査研究を推進するとともに、案内板等の公開・活用の施設の整備を進め、ガイドブックの作成、学習会の開催等の取組を進める。

2. 方法

(1) 開発・都市基盤施設の整備による影響への対応

ア. 事業実施の方向性

山麓には都市的な区域が所在しており、地域住民の生活・生業の利便性をも十分考慮しつつ、資産に対する都市開発の負の影響について慎重に観察する必要がある。特に道路の改修・新設については、事業主体となる各行政機関の部局と事前の協議を十分に行い、資産への影響及び負荷を軽減・防止することとする。

イ. 各実施事業の目的・概要

NO	目的	概要
1	観光開発への対応	多くの観光客が訪れる山麓部でのホテル建設等の観光開発については、自然公園法等により、高さ、建物の大きさ、建ぺい率、容積率等の基準を設けるとともに、国有財産として国が自ら管理する国有林野においても、資産へ負の影響を及ぼさないよう、景観に配慮した適切な保全を図る。また、関係部署との連携・情報収集を十分行うとともに、事業者との事前協議を行い、適切に指導す

		る。 また、店舗等の開発計画については、山梨県、関係市村の景観条例に基づき、建築物の高さ・意匠等の届出基準を設けており、景観に配慮した適切な保全を図る。同時に、関係部署との十分な連携・情報収集を行うとともに、事業者との事前協議を行い、適切に指導する。
2	道路整備事業	主な道路事業として、慢性的な渋滞の緩和、歩行者の安全性向上等を目的として、富士北麓を東西に横断する国道138号の拡幅が計画されている。国、山梨県、関係市町村等の関係機関と有識者等から成る「富士北麓地域交通円滑化対策検討会」において、富士山の顕著な普遍的価値の保護を前提としつつ、沿道環境の保全、交通諸問題の解消、地域の発展に資する道路整備の方針について検討する。
3	生活利便施設の建設	主な生活利便施設の建設として、御殿場市において、御殿場市・小山町広域行政組合がごみ処理総合施設の建設を計画している。事前に静岡県・御殿場市・小山町が住民等との間で協議を重ね、富士山の風致景観に影響のない意匠・形態・高さ・色彩の施設とする方向で調整しているが、今後ともその確実な実施に努めることとする。
4	都市基盤施設の整備事業等	下水道事業及び河川事業などの都市基盤施設の整備事業を計画している。これらについては、山梨県・静岡県、関係市町村の総合計画及び都市計画マスタープラン等に基づき、景観及び環境に配慮した事業を実施する。

(2) 環境変化への対応

ア. 事業実施の方向性

資産に影響を与える環境変化の要因を特定し、各要因に基づく経過観察を行うとともに、想定される圧力の軽減及び防止の方策を策定する。また、それらに関して、地域住民に対する適切な情報提供を行う。

イ. 各実施事業の目的・概要

NO	目的	概要
1	酸性雨対策、気候温暖化対策	気象庁、山梨県・静岡県をはじめとする行政機関及び試験研究機関により、降水の酸性度(pH)及び大気中の窒素酸化物などの酸性雨の原因物質の濃度、CO ₂ などの温室効果ガスの濃度をはじめ、気温・降水量などの基礎的な情報収集のための常時観測が行われている。今後ともそれらの継続を図るとともに、観測結果に関する情報の集約を行う。 林野庁、山梨県・静岡県、関係市町村、団体・企業では、二酸化炭素を吸収・貯蔵する機能を持つ健全な森林を整備する。
2	野生動物対策	生息数が過多となっているニホンジカに対しては、2007年に山梨県が特定鳥獣保護管理計画の策定を完了し、2012年には静岡県が同計画を策定することとしている。これらの計画に基づき、山梨県・静岡県はニホンジカ等の個体数削減を含む管理を行う。 林野庁及び山梨県・静岡県では、樹木に対する野生動物の食害を防止するため、柵設置等の被害防止対策を実施する。

(3) 自然災害への対応

ア. 事業実施の方向性

資産に影響を与える自然災害の要因を特定し、各要因に基づく経過観察を行うとともに、想定される圧力の軽減及び防災のための計画を策定し、当面必要とされる圧力軽減及び災害防止のための施設等の設置を進める。また、それらに関して、地域住民に対する適切な情報提供を行う。

イ. 各実施事業の目的・概要

NO	目的	概要
1	噴火対策	<p>マグマ上昇の程度を測定し、噴火の予兆を示す情報を収集するために、気象庁、山梨県・静岡県をはじめとする行政機関及び試験研究機関が地震計・傾斜計・GPS等により群発地震及び火山性微動などの常時観測を実施する。</p> <p>気象庁は、火山活動に関する危険範囲及び防災対応の時期・方法等の共有のために、火山活動の状況を「噴火警報」又は「噴火予報」として公表する。</p> <p>国、山梨県・静岡県、関係市町村は火山防災に関する計画(ハザードマップ・避難計画・予防対策計画等)を策定し、地域住民に対する周知を徹底する。</p>
2	土砂災害(がけ崩れ・土石流)・落石対策	<p>国土交通省が中心となり、大沢崩れなど溪流源頭部における侵食防止及び山腹崩壊防止を目的とした溪床対策工を実施するほか、山麓における土石流災害の防止を目的として、適所に砂防堰堤・遊砂地を設置するなど、土砂崩落及び下流域への土砂流出に対する防止対策を行う。同時に、山腹緑化工を実施する。</p> <p>また、林野庁、山梨県・静岡県では、土砂流出防備保安林として指定した大沢崩れの周辺の地域を含む森林を適切に管理するとともに、溪岸浸食の防止・不安定土砂の固定及び土石流の拡散防止のため、治山施設を整備する。</p> <p>溪流の源頭部及び登山道沿いの必要な箇所に導流堤・防護壁を設置し、道路上への落石を防止する。</p>
3	地震対策	<p>富士山及びその周辺地域に気象庁、山梨県・静岡県をはじめとする行政機関及び試験研究機関が多数の地震計・体積歪計を設置し、地震の前兆現象(前兆すべり)を観測する。地震発生の子知を前提とした避難・警戒体制を含め、既存の防災計画をより効果的なものへと改善し、実施する。</p> <p>地震による資産の損壊については、山梨県・静岡県の各災害対策本部に報告された情報を山梨県・静岡県の世界遺産担当課が整理・確認し、関係部署との調整を図る。</p>
4	台風被害への対策	<p>風倒被害を受けた森林に対しては保育を行うとともに、顕著な被害地に自生種(ケヤキ・ヒメシャラ等)などの植栽を行う。</p>
5	大雨・洪水対策	<p>河川改修等により水害の軽減・防止に努める。</p>
6	山火事対策	<p>現有の防火林道(富士宮市と富士市を通る「広域基幹林道富士山麓線」)を維持するほか、山麓の草原地帯において行われている野焼きに関しても、延焼防止に十分な幅を持たせた防火帯を設けるなどの防火対策を講ずる。</p> <p>山火事については、予防と初期消火が重要であり、林野庁及び山梨県・静岡</p>

	県では、豊かな自然環境を保管理すべく、関係市町村及び地元消防団等と連携を密にしつつ、森林保全巡視を強化する。
--	--

(4) 来訪者及び観光による影響への対応

ア. 事業実施の方向性

富士山は気象条件が厳しいことから、登山者の安全対策を充実させる必要がある。また、夏季を中心に来訪する登山客の安全対策、交通渋滞の緩和のための対策及びごみ・し尿の対策を適切に実施するほか、来訪者への適切なマナー及びルールへの周知若しくは保護意識の高揚により、資産への影響及び負荷を極力軽減することとする。

イ. 各実施事業の目的・概要

NO	目的	概要
1	登山者・来訪者に対する安全対策	<p>富士山の登山道及び下山道等の維持管理を適切に行う。</p> <p>登山者・来訪者の安全確保のために設置している「富士山登山指導センター(富士宮口登山道五合目)」、「富士山衛生センター(富士宮口登山道八合目)」、「富士山安全指導センター(吉田口登山道六合目)」、「山梨県富士山七合目救護所(吉田口登山道七合目)」、「富士山八合目富士吉田救護所(吉田口登山道八合目)」の維持を図る。また、これらの施設に設置している自動体外式除細動器(AED)の適切な管理に努める。</p> <p>「五合目総合管理センター(吉田口登山道五合目)」を拠点として、自然解説員が五合目周辺の来訪者に同行し自然解説活動を実施する。</p> <p>山梨県・静岡県では、登山者・来訪者に対する利用マナー及びルールの普及啓発等を行うレンジャーを配置し、富士山の環境保全に対する意識の高揚に努めており、今後とも更なる推進を図る。</p>
2	一般車両乗り入れ規制及び山麓における駐車場の整備	<p>富士スバルラインにおいては15日間(2011年の実施日数)、富士山スカイライン・ふじあざみラインにおいては26日間(2011年の実施日数)の一般車両の乗り入れ規制期間を設け、富士山の環境への影響の軽減に努めるとともに、交通渋滞の緩和を図る。</p> <p>さらに、中央自動車道富士吉田線と東富士五湖道路が接続する富士吉田インターチェンジ付近に設置した1,400台規模の駐車場と吉田口登山道五合目駐車場とを結ぶシャトルバスを運行し、登山客の輸送の充実を図る。</p>
3	富士山城における清掃活動	<p>国、山梨県・静岡県、関係市町村、民間団体、ボランティアによる現行の清掃作業を促進する。</p> <p>富士山城(構成資産 1)及び山麓道路周辺において「富士山地域美化推進会議」、「富士山及び周辺美化推進協議会」が実施している富士山地域の環境保全対策をはじめ、「財団法人富士山をきれいにする会」及び「富士山をいつまでも美しくする会」が実施している富士山クリーン作戦などの活動については、今後ともその推進を図る。</p>
4	山麓における廃棄物不法投棄の	<p>国、山梨県・静岡県、市町村等によるパトロールを実施するとともに、廃棄物監視員を配置し、民間警備会社へ監視を委託するなど、監視体制を整備す</p>

	防止	ることにより、不法投棄の未然防止、早期発見、拡大防止、撤去・適正処理を推進する。 静岡県では、「富士山麓不法投棄自動監視カメラシステム」を導入し、監視対策を充実させており、今後ともその推進を図る。
5	環境配慮型トイレの設置・管理	登山者の増加及び厳しい自然環境の中で、それぞれのトイレ設置者が適切に維持管理を行うとともに、必要に応じて施設の更新に努める。

(5) 各構成資産・構成要素及び展望景観の修復・整備

ア. 事業実施の方向性

富士山の顕著な普遍的価値を構成する『信仰の対象』及び『芸術の源泉』の2つの側面にに基づき、それぞれ「登拝・巡礼の場」及び「展望地点・展望景観」の観点から、構成資産・構成要素、及びそれらに含まれる諸要素の意匠・形態、材料・材質、位置・環境、精神性などの真実性及び良好な展望景観の完全性を保持するために、修理・復旧・整備・管理の事業を実施する。

イ. 各実施事業の目的・概要

NO	目的	概要
1	建造物の火災・地震対策	各神社の建造物については、自動火災報知設備等の防災設備を整備するのみならず、自主防火組織も概ね整備しており、火災発生時における設備の適切な稼働を図る。また、今後は、適切な耐震の方法についても検討を行い、その結果に基づき、耐震設備の整備を行う。
2	構成資産及び構成要素の巡視	建造物をはじめとする構成資産及び構成要素については、山梨県又は静岡県が委嘱した文化財保護指導委員が巡視を行い、無断現状変更・汚損・破壊行為等の有無等について点検を行うほか、文化財所有者等に対する資産の保存管理についての指導助言を行う。
3	村山浅間神社境内の整備	水垢離場をはじめ境内に所在する要素については、富士宮市が総合的な調査を実施し、その成果に基づき適切な修復・整備を行う。
4	富士御室浅間神社境内の整備	劣化している社殿の脇障子については、国、山梨県、富士河口湖町、所有者が修理を行う。また、全体として摩耗・退色が進みつつあることから、覆屋を設けるなどの根本的な措置も視野に入れつつ、漆塗り・彩色の修復を行う。
5	富士五湖の利用調整	富士五湖全体の利用の在り方について、官民協働による検討を進める。
6	忍野八海及び周辺地域の環境整備	天然記念物に指定された湧水及びその周辺環境を対象として、忍野村、住民、事業者が実施する街なみ環境整備事業を推進する。街なみ環境整備事業では、電柱の移設及び電線の地中化を行い、湧水からの富士山への展望景観を保全するとともに、立て看板等の撤去、自動販売機等の工作物の外装改善又は周辺の緑化等を実施し、湧水周辺の良好な景観づくりに努める。 水量・水質の維持を目的として、公共下水道への接続や合併浄化槽の設置を促進するとともに、地下水位・河川水量の経過観察を行う。
7	白糸ノ滝及び周辺地域の整備	静岡県・富士宮市が設置する「白糸ノ滝整備検討会議」を活用し、情報の共有化を図るとともに、静岡県、富士宮市が一体となって適切な保存管理を図る。

	備	富士宮市は2012年に滝とその周辺の現状改善計画を策定する。特に滝の直近に位置する売店及び倉庫については、所有者等の理解の下に、それらの撤去・移転をも含めた総合的な整備を行う。
8	三保松原の整備	土砂供給の減少などにより侵食が危惧されている海浜については、今後とも河川の掘削土砂の搬入などによる養浜工事を継続的に実施する。
9	展望景観の保存対策	文化財保護法、自然公園法、国有林野の管理経営に関する法律を中心として、緩衝地帯等に適用されるその他の諸法令を適切に運用することにより、2つの展望地点からの展望景観の維持及び周辺環境の保全を図る。 三保松原からの展望景観については、製紙工場等に対して不要煙突の速やかな撤去への理解・協力を求めるとともに、当面は、工場周辺の修景等を求める。具体的には、高さが20m以上で、かつ付随する建築物に対して高さが10m以上に及ぶ煙突の撤去を推進することとしており、2002年度から現在までに既に40本以上の煙突が撤去されている。今後とも、富士市が中心となり、煙突の撤去が行われることとなっている。また、展望の対象である国有林野については、地域管理経営計画に基づき、展望景観に配慮した適正な整備及び保全を行う。
10	景観阻害要因の経過観察・対応	展望地点(本栖湖・三保松原)において、視界に入り込む阻害要因を把握し、第5章及び第6章に規定する法律等に基づき指導等を行う。
11	修景事業	道路整備事業と並行して、電柱の移設・電線の地中化に努める。当面は、展望景観の阻害要因となっている電柱の移設・電線の地中化に努める。 構成資産及び構成要素に至近の位置に存在する道路の防護柵については、沿道及び富士山への展望景観にも十分配慮したものとする。 山梨県・静岡県、関係市町村、地域住民が、周囲の景観・自然環境と調和した建築物等の修景整備を協働で推進する。 広告物・案内板の掲出に当たっては、風致景観及び自然環境に配慮した意匠・形態・色彩とし、できる限り集合看板へと統合する。
12	保存管理についての技術支援	山梨県埋蔵文化財センター、山梨県立博物館、及び静岡県埋蔵文化財センターでは、文化財の高度な保存・管理技術を持つ専門職員及び技術者を配置し、所有者又は文化財の管理団体に指定された地方公共団体が行う保存管理、整備・公開・活用の諸事業に対して、技術的な側面から適切な支援を行う。

(6) 公開・活用

ア. 事業実施の方向性

富士山が持つ顕著な普遍的価値を次世代へと確実に継承していくためには、地域住民が顕著な普遍的価値を正確に理解するとともに、それらを来訪者に対して積極的に発信していくことが必要である。そのためには、行政が効果的に情報提供を行い、地域住民による自発的な取組に対する支援が必要であることから、公開・活用施設等を利用した学習機会の提供、日常的な情報提供活動を実施する。

富士山の顕著な普遍的価値についてのさらなる調査研究を進め、成果の情報提供を図る。

国内外からの観光客の安全と利便性を確保するとともに、秩序ある良好な周辺環境を保全するために、

モデルコース等の設定・周知、ガイドの養成等を行う。

イ. 各実施事業の目的・概要

NO	目的	概要
1	富士山総合学術調査の実施	顕著な普遍的価値の保存・継承を確実にし、公開・活用上の諸課題を改善するために、歴史・考古・民俗・自然環境・文学、有形・無形の文化財の各分野にわたり、富士山の全体と各構成資産・構成要素に関する調査研究を継続的に実施し、研究成果の充実を図る。
2	公開施設の活用	山梨県立富士ビジターセンター、山梨県環境科学研究所、富士吉田市歴史民俗博物館、船津胎内フィールドセンター、本栖湖観光案内所・本栖歴史館、富士市立博物館、裾野市立富士山資料館、御殿場市富士山交流センター、富士浅間神社御鎮座千二百年記念資料館、道の駅すばしりなどの公開施設において、資産に関する情報発信・解説の一層の充実を図る。
3	地域住民等への普及活動	構成資産及び構成要素間の関連性を考慮した富士山の顕著な普遍的価値を総合的に理解するための講座及び研修会等を実施し、地域住民等への情報の伝達を行う。
4	国内外からの観光客への対応	多言語によるガイドブック及び富士山レンジャー等による自然環境の学習講座を通じて、登山に際してのマナー及びルールを周知を行う。
5	地域住民等との連携、地域住民参加型の講演会・研修会の開催	現在、山梨県が「富士山世界遺産出前講座」及び「山梨県富士山総合学術調査研究委員会公開報告会」を、静岡県が「富士山世界文化遺産出前講座」を、富士吉田市が「富士吉田市世界遺産専門学校」、「博物館歴史講座」を、小山町が「富士山学習会」の各事業を実施している。 今後とも富士山が持つ顕著な普遍的価値に対する地域住民の理解を促し、その保護に対する意識を一層醸成するため、専門家による各種講演会等を実施する。 富士山周辺の森林においては、NPO法人及び企業・団体等が自主的な森林整備活動を行っており、林野庁及び山梨県・静岡県においては、今後ともこれらの活動を支援していくこととしている。
6	ガイドブック等の作成	山梨県・静岡県、関係市町村が、地域住民、地域の児童・生徒、来訪者を対象として、富士山の顕著な普遍的価値についてわかりやすく説明したガイドブックを作成・配布している。今後とも、その充実・に努める。
7	統一されたデザインによる標識類の整備	環境省及び山梨県・静岡県は、文化庁との協議の下に、関係市町村及び地元関係者と連携して、「富士山における標識類総合ガイドライン」及び「富士山における標識類の統合整理計画」を策定し、意匠・形態、配置等について定めた方針に基づき、4ヶ国語(日本語、英語、中国語、ハングル)で表示した道標・解説板等の設置を進めている。今後、既存の案内板・説明板については、概ね2013年までに上記の指針に基づき転換・整理を図ることとしている。
8	ガイドの養成	観光客に対して、顕著な普遍的価値及び見学マナーを伝えるガイドの養成を行っており、今後とも継続して実施する。

9	見学モデルコースの設定・周知	顕著な普遍的価値を成す『信仰の対象』・『芸術の源泉』の2つの側面に対する理解を促進するために、複数の見学モデルコースを設定し、その周知を図る。
10	富士山世界遺産センター(仮称)の設置	山梨県・静岡県は、関係市町村の協力の下に富士山に係る包括的な保存管理を推進し、富士山の自然・歴史・文化等の調査研究成果を情報発信する拠点施設として富士山世界遺産センター(仮称)を設置する。

3. 行動計画の総括表

事業の概要・主体・期間については、下表に示すとおりである。

※ 事業総括表(上記の事業概要・説明をまとめ、事業主体・実施期間を加えたもの)を記載。

※ ◎は主な事業主体。

※ 前期:計画策定から概ね5年以内、中期:計画策定から概ね5年を超え10年以内、後期:計画策定から概ね10年を超えるもの。

NO	事業概要	事業主体				事業期間			備考 (特定の団体名等)
		国	県	市町村	団体等	前期	中期	後期	
応 の 整備 による 影響への 対応	1	観光開発への対応	◎	◎	◎			→	
	2	道路整備事業	◎	○	○			→	
	3	生活利便施設の建設		◎	◎			→	
	4	都市基盤施設の整備事業等		◎	◎	○		→	
変化 (2) 環境	1	酸性雨対策、気候温暖化対策	◎	◎	○	○		→	
	2	野生動物対策	◎	◎	◎			→	
(3) 自然災害への対応	1	噴火対策	◎	◎	◎			→	
	2	土砂災害(がけ崩れ・土石流)・ 落石対策	◎	◎	○			→	
	3	地震対策	◎	◎	◎			→	
	4	台風被害への対策	◎	◎	◎			→	
	5	大雨・洪水対策	◎	◎	◎			→	
	6	山火事対策	◎	◎	◎			→	
る 影響への 対応	1	登山者・来訪者に対する安全 対策	◎	◎	◎			→	
	2	一般車両乗り入れ規制及び山 麓における駐車場の整備		◎	◎			→	
	3	富士山域における清掃活動	◎	◎	◎	◎		→	
	4	山麓における廃棄物不法投棄 の防止	◎	◎	◎			→	

備 (5)各構成資産・構成要素及び展望景観の修復・整	5	環境配慮型トイレの設置・管理	◎	◎	◎	◎	→													
	1	建造物の火災・地震対策				◎	→													
	2	構成資産及び構成要素の巡視		◎			→													
	3	村山浅間神社境内の整備			◎		→													
	4	富士御室浅間神社境内の整備				◎	→													
	5	富士五湖の利用調整		◎	◎	◎	→													
	6	忍野八海及び周辺地域の環境整備			◎	○	→													
	7	白糸ノ滝及び周辺地域の整備		◎	◎		→													
	8	三保松原の整備		◎			→													
	9	展望景観の保存対策	◎	◎			→													
	10	景観阻害要因の経過観察		◎			→													
	(6)公開・活用	11	修景事業		◎	◎	◎	→												
12		保存管理についての技術支援		◎			→													
1		富士山総合学術調査の実施		◎			→													
2		公開施設の活用		◎	◎		→													
3		地域住民等への普及活動		◎	◎	◎	→													
4		国内外からの観光客への対応	◎	◎	◎		→													
5		地域住民等との連携、地域住民参加型の講演会・研修会の開催	◎	○	○	◎	→													
6		ガイドブック等の作成		◎			→													
7		統一された意匠・形態・色彩に基づく標識類の整備	◎	◎	◎	◎	→													
8		ガイドの養成			◎		→													
9	見学モデルコースの設定・周知		◎	◎		→														
10	富士山世界遺産センター(仮称)の設置		◎			→														

【参考】

表23 推薦資産が所在する県・市町村に関する計画

計画名称	主体	策定年等
① 総合計画		
第二期チャレンジ山梨行動計画	山梨県	2011年10月策定
静岡県総合計画	静岡県	2011年2月策定
第5次富士吉田市総合計画	富士吉田市	2008年3月策定
第一次身延町総合計画	身延町	2007年3月策定
第5次忍野村総合計画	忍野村	2008年4月策定
山中湖第4次長期総合計画	山中湖村	2010年5月策定
鳴沢村第4次長期総合計画	鳴沢村	2007年3月策定
第1次富士河口湖町総合計画	富士河口湖町	2008年8月策定
第2次静岡市総合計画	静岡市	2010年3月策定
第4次富士宮市総合計画	富士宮市	2006年3月策定
第五次富士市総合計画	富士市	2011年3月策定
第三次御殿場市総合計画	御殿場市	2001年3月策定
第四次裾野市総合計画	裾野市	2011年3月策定
第4次小山町総合計画	小山町	2011年3月策定
② 環境関係		
富士山総合環境保全対策基本指針	山梨県	1998年3月策定
富士山総合環境保全指針	静岡県	1996年3月策定
山梨県環境基本計画	山梨県	2005年2月策定
第三次静岡県環境基本計画	静岡県	2011年3月策定
③ 森林関係		
やまなし森林・林業基本計画	山梨県	2004年2月策定
第2次県有林管理計画	山梨県	2011年4月策定
地域森林計画(山梨東部森林計画区)	山梨県	2011年12月改訂
地域森林計画(富士川中流森林計画区)	山梨県	2011年12月改訂
地域森林計画(富士地域森林計画区)	静岡県	2011年4月策定
地域森林計画(静岡地域森林計画区)	静岡県	2010年4月策定
静岡県森林共生基本計画	静岡県	2011年3月改訂
④ 都市計画関係		
山梨県都市計画マスタープラン	山梨県	2010年3月策定
富士北麓都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(富士吉田市、西桂町、山中湖村及び富士河口湖町の一部、忍野村の全域)	山梨県	2011年3月策定
岳南広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(富士市、富士宮市)	静岡県	2011年3月策定

静岡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (静岡市)	静岡県	2010年12月策定
御殿場小山広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(御殿場市、小山町)	静岡県	2010年12月策定
裾野都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (裾野市)	静岡県	2010年12月策定
富士吉田市都市計画マスタープラン	富士吉田市	2002年3月策定
山中湖村都市計画マスタープラン	山中湖村	2004年3月策定
富士河口湖町都市計画マスタープラン	富士河口湖町	2010年12月策定
静岡市都市計画マスタープラン	静岡市	2006年2月策定
富士宮市都市計画マスタープラン	富士宮市	2002年3月策定
富士市都市計画マスタープラン	富士市	2004年3月策定
御殿場市都市計画マスタープラン	御殿場市	2008年3月策定
裾野市都市計画マスタープラン	裾野市	1999年3月策定
小山町都市計画マスタープラン	小山町	2002年3月策定
⑤ 防災関係		
山梨県地域防災計画	山梨県防災会議	2011年12月改訂
静岡県地域防災計画	静岡県防災会議	2010年6月改訂
富士吉田市地域防災計画	富士吉田市防災会議	2010年3月改訂
身延町地域防災計画	身延町防災会議	2006年3月改訂
忍野村地域防災計画	忍野村防災会議	2008年3月改訂
山中湖村地域防災計画	山中湖村防災会議	2007年3月改訂
鳴沢村地域防災計画	鳴沢村防災会議	1997年3月策定
富士河口湖町地域防災計画	富士河口湖町防災会議	2009年3月改訂
静岡市地域防災計画	静岡市防災会議	2009年2月改訂
富士宮市地域防災計画	富士宮市防災会議	2009年3月改訂
富士市地域防災計画	富士市防災会議	2011年3月改訂
御殿場市地域防災計画	御殿場市防災会議	2009年3月改訂
裾野市地域防災計画	裾野市防災会議	2011年3月改訂
小山町地域防災計画	小山町防災会議	2009年7月改訂

